

平成29年3月

# 平成28年における 組織犯罪の情勢

【確定値版】

警察庁組織犯罪対策部  
組織犯罪対策企画課

はじめに

我が国の刑法犯認知件数は、平成8年から14年にかけて増加し続け、同年には戦後最多の約285万件を記録した。このような当時の治安情勢の悪化の背景の一つには、来日外国人グループによる犯罪、薬物・銃器の密輸事犯、暴力団犯罪等の組織を背景とした犯罪の深刻化が挙げられる。

警察では、組織犯罪に的確に対応するため、16年4月、警察庁に組織犯罪対策部を新設するなど、組織犯罪対策を強化し、

- 組織犯罪に係る情報の収集、集約及び分析に基づく戦略的な取締り
- 暴力団排除活動の推進や犯罪組織の資金源対策
- 国内外の関係機関と連携した水際対策

等の様々な取組を行ってきた。

近年の組織犯罪情勢をみると、大規模な暴力団の末端組織や中小規模の暴力団を中心に、組織を支える資金や人材が不足している状況がみられるほか、来日外国人犯罪が検挙件数・人員ともに減少傾向にあるなど、これまでの取組による一定の効果がみられる。

他方で、犯罪組織は、警察による取締りを逃れつつ、より巧妙かつ効率的に経済的利益を得るために、その活動を変化させており、依然として社会に対する大きな脅威となっている。特に、暴力団は、主要団体の中核組織を中心に、暴力団関係企業や共生者を利用することなどにより、その活動実態を不透明化させるとともに、経済・社会の発展等に対応して、資金獲得活動を多様化させており、強固な人的・経済的基盤を維持しているとみられる。

「平成28年における組織犯罪の情勢」では、まず第1章で暴力団を始めとする組織犯罪の現状について分析し、第2章で暴力団情勢、第3章で薬物・銃器情勢、第4章で来日外国人犯罪の検挙状況について、それぞれ記述している。

犯罪組織は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使しながら様々な経済・社会活動に寄生して組織の維持・拡大を図っており、その弱体化・壊滅は、社会全体で取り組むべき課題でもある。本書が、国民の皆様の警察の取組に対する理解を深めるとともに、今後の組織犯罪対策について考えていただく一助となれば幸いである。

## 目次

第1章	暴力団を始めとする組織犯罪の現状	
第1	暴力団構成員数の減少	1
第2	資金獲得活動の変容	3
1	覚醒剤への回帰	3
2	他の組と連携した犯罪	4
3	規制や制度の間隙を狙った新たな資金獲得活動	4
第3	国境を越えた犯罪の巧妙化等	5
第4	まとめ	6
第2章	暴力団情勢	
第1	平成28年における主な暴力団情勢とその対策	7
第2	暴力団その他反社会的勢力の情勢	7
1	暴力団構成員等の状況	7
2	主要団体の動向	9
(1)	六代目山口組及び神戸山口組	
(2)	住吉会	
(3)	稲川会	
3	暴力団以外の反社会的勢力の情勢	10
(1)	総会屋・会社ゴロ等の状況	
(2)	社会運動等標ぼうゴロの状況	
第3	暴力団犯罪の検挙状況等	11
1	全般的検挙状況	11
2	主要団体に係る犯罪の検挙状況	15
3	六代目山口組・弘道会に対する集中取締り	15
	【トピックスⅠ】六代目山口組と神戸山口組の対立抗争	17
4	事業者襲撃等事件及び対立抗争事件の発生状況等	18
(1)	事業者襲撃等事件の発生状況	
(2)	対立抗争事件の発生状況	
	【トピックスⅡ】工藤會に対する集中取締り等	20
5	銃器発砲事件の発生状況	21
6	拳銃押収丁数	21
7	組織的犯罪処罰法（加重処罰関係）の適用状況	22
8	資金獲得犯罪の検挙状況	22
(1)	28年の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴	
(2)	組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況	
(3)	伝統的資金獲得犯罪	

(4) 企業活動を利用した資金獲得犯罪	
(5) 企業対象暴力及び行政対象暴力	
(6) 金融・不良債権関連事犯	
<b>第4 暴力団対策法の施行状況等</b>	29
<b>1 指定状況</b>	29
<b>2 行政命令の発出状況</b>	29
(1) 中止命令	
(2) 再発防止命令	
(3) 請求妨害防止命令	
(4) 用心棒行為等防止命令	
(5) 賞揚等禁止命令	
(6) 事務所使用制限命令	
<b>3 命令違反事件の検挙状況</b>	33
<b>第5 暴力団排除条例の施行状況等</b>	36
<b>1 条例の制定及び施行</b>	36
<b>2 条例の適用状況</b>	36
<b>第6 暴力団排除等の推進</b>	37
<b>1 公共部門における暴力団排除</b>	37
(1) 公共事業等からの暴力団排除	
(2) 各種業法による暴力団排除	
(3) その他公共部門における暴力団排除	
<b>2 民間部門における暴力団排除</b>	39
(1) 企業活動からの暴力団排除	
(2) 証券取引における暴力団排除	
(3) 中小企業等における暴力団排除	
(4) 祭礼・露店からの暴力団排除	
<b>3 地域・住民による暴力団排除</b>	40
(1) 損害賠償請求等に対する支援	
(2) 事務所撤去運動に対する支援	
<b>4 暴力団排除活動に対する支援</b>	41
(1) 保護対策の強化	
(2) 暴力団情報の提供	
<b>5 都道府県センターの活動状況</b>	41
(1) 暴力団関係相談の受理及び対応	
(2) 不当要求防止責任者講習の実施	
(3) 適格都道府県センターによる事務所使用差止請求制度の運用	
(4) 暴力団構成員の離脱促進、社会復帰の状況	

<b>第3章 薬物・銃器情勢</b>	
<b>第1 薬物情勢</b> .....	44
<b>1 薬物事犯の検挙状況</b> .....	45
(1) 薬物事犯の検挙状況	
(2) 薬物の押収状況	
(3) 主な薬物事犯の傾向、特徴	
<b>2 薬物密輸入事犯の検挙状況</b> .....	52
(1) 薬物密輸入事犯の検挙状況	
(2) 密輸入事犯における薬物の押収状況	
(3) 主な薬物密輸入事犯の傾向、特徴	
【トピックス】覚醒剤密輸入事犯における海外の薬物犯罪組織の特徴 .....	57
<b>3 薬物犯罪組織の動向</b> .....	59
(1) 薬物密売の概要	
(2) 暴力団の関与	
(3) 外国人の営利犯	
<b>4 外国人の国籍・地域別、薬物事犯別の検挙状況</b> .....	61
(1) 国籍・地域別	
(2) 覚醒剤事犯	
(3) 大麻事犯	
<b>5 危険ドラッグ事犯の検挙状況</b> .....	63
(1) 危険ドラッグ事犯の検挙状況	
(2) 危険ドラッグ乱用者の検挙状況	
(3) 危険ドラッグ密輸入事犯の検挙状況	
<b>6 参考資料</b> .....	66
(1) 薬物事犯検挙状況の推移（平成9～28年）	
(2) 覚醒剤押収量の推移（平成9～28年）	
<b>7 薬物事犯の検挙事例</b> .....	67
(1) 覚醒剤事犯	
(2) 大麻事犯	
(3) 危険ドラッグ事犯	
<b>第2 銃器情勢</b> .....	71
<b>1 銃器犯罪情勢</b> .....	71
(1) 銃器発砲事件の発生状況	
(2) 銃器使用事件の認知状況	
<b>2 銃器事犯取締状況</b> .....	73
(1) 拳銃の押収状況	
(2) 拳銃及び拳銃部品に係る銃砲刀剣類所持等取締法違反事件の検挙状況	
(3) 密輸入事件の摘発状況	

<b>3 参考資料</b> .....	77
(1) 銃器発砲事件数の推移（平成9～28年）	
(2) 拳銃押収丁数の推移（平成9～28年）	
<b>4 銃器事犯の検挙事例</b> .....	78
(1) 拳銃発砲事件	
(2) 拳銃等所持事件	

## 第4章 来日外国人犯罪情勢

<b>第1 来日外国人犯罪をめぐる昨今の情勢等</b> .....	81
<b>1 平成28年中の検挙状況の概要</b> .....	81
(1) 総検挙状況	
(2) 国籍等別検挙状況	
(3) 包括罪種別・違反法令別検挙状況	
(4) 在留資格別検挙状況	
【トピックス】国際組織犯罪の動向 .....	88
<b>2 長期的な検挙状況の推移～10年前（平成18年）との比較</b> .....	89
(1) 刑法犯検挙状況	
(2) 特別法犯検挙状況	
<b>第2 統計からみる来日外国人犯罪の検挙状況</b> .....	90
<b>1 刑法犯検挙状況</b> .....	90
(1) 包括罪種等別検挙状況	
(2) 国籍等別検挙状況	
(3) 共犯事件検挙状況	
(4) 発生地域（管区等）別検挙状況	
<b>2 特別法犯検挙状況</b> .....	93
(1) 違反法令別検挙状況	
(2) 国籍等別・違反法令別検挙状況	
(3) 入管法違反検挙状況等	
(4) 雇用関係事犯検挙状況	
(5) 売春事犯検挙状況	
(6) 薬物事犯検挙状況	
<b>3 在留資格別検挙状況</b> .....	95
(1) 刑法犯検挙状況	
(2) 特別法犯検挙状況	
<b>4 国外逃亡被疑者等の状況</b> .....	97
(1) 国外に逃亡した被疑者の状況	
(2) 国外逃亡被疑者等の状況	
(3) 包括罪種別・違反法令別国外逃亡被疑者等の状況	
(4) 国籍等別国外逃亡被疑者等の状況	
(5) 推定逃亡先国・地域別国外逃亡被疑者等数	

(6) 国外逃亡被疑者等検挙状況	
(7) 国外犯処罰規定適用状況	
<b>第3 検挙事例等からみる来日外国人犯罪組織等の動向</b>	98
<b>1 中国人犯罪組織等の動向</b>	98
(1) 概要	
(2) 刑法犯検挙状況	
(3) 在留資格別検挙状況	
(4) 特徴的な動向	
(5) 日本人犯罪者（暴力団員等）との関係	
(6) 代表的な検挙事例	
<b>2 ベトナム人犯罪組織等の動向</b>	100
(1) 概要	
(2) 刑法犯検挙状況	
(3) 在留資格別検挙状況	
(4) 特徴的な動向	
(5) 代表的な検挙事例	
<b>3 韓国人犯罪組織等の動向</b>	102
(1) 概要	
(2) 刑法犯検挙状況	
(3) 在留資格別検挙状況	
(4) 特徴的な動向	
(5) 代表的な検挙事例	
<b>4 ブラジル人犯罪組織等の動向</b>	103
(1) 概要	
(2) 刑法犯検挙状況	
(3) 在留資格別検挙状況	
(4) 特徴的な動向	
(5) 代表的な検挙事例	
<b>5 ナイジェリア人犯罪組織等の動向</b>	104
(1) 概要	
(2) 刑法犯検挙状況	
(3) 在留資格別検挙状況	
(4) 特徴的な動向	
(5) 代表的な検挙事例	
<b>第4 犯罪インフラ事犯等の現状</b>	106
<b>1 犯罪インフラ事犯</b>	106
(1) 概要	
(2) 検挙状況	
<b>第5 主要検挙事件</b>	111
<b>1 凶悪事件</b>	111
(1) 殺人事件	
(2) 強盗事件	
<b>2 窃盗事件</b>	112
(1) 組織的侵入窃盗事件	
(2) 組織的自動車盗事件	
(3) その他の窃盗事件	
<b>3 カード犯罪</b>	113

<b>4</b>	<b>詐欺事件</b> .....	114
<b>5</b>	<b>その他の刑法犯</b> .....	115
<b>6</b>	<b>不法入国事犯</b> .....	115
<b>7</b>	<b>薬物事犯</b> .....	116
	(1) 密売・所持・使用事犯	
	(2) 密輸入事犯	
<b>8</b>	<b>その他の特別法犯</b> .....	117



# 第 1 章：暴力団を始めとする組織犯罪の現状

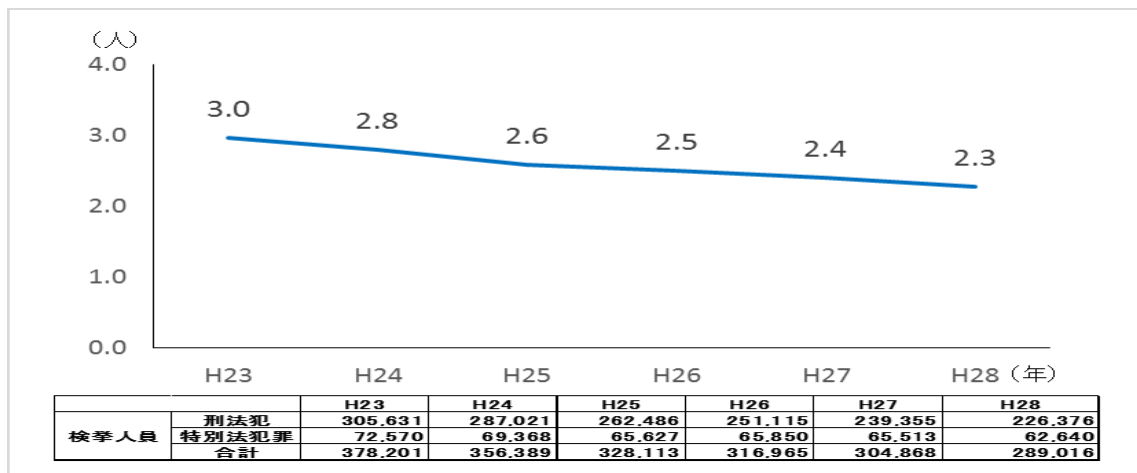
## 第 1 暴力団構成員数の減少（初めて 2 万人を下回る）

平成28年12月末現在、暴力団構成員数は約 1 万 8 千人と、初めて 2 万人を下回った。

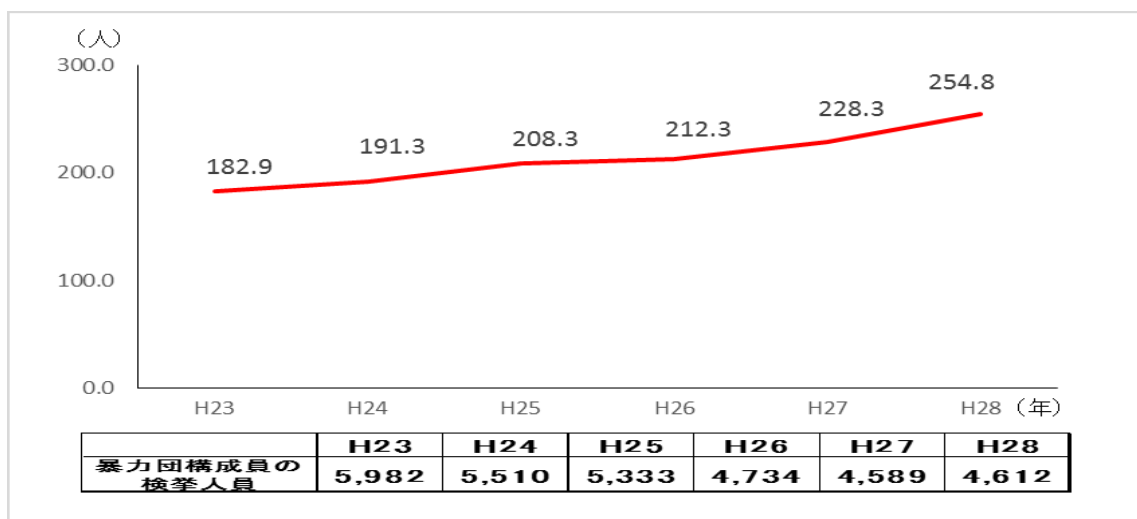
その主な減少要因としては、暴力団対策の効果と事件検挙の影響で彼らの資金獲得活動が年々難しくなっていることが考えられる。

しかしながら、人口 1 千人当たりの検挙人員と、暴力団構成員 1 千人当たりの検挙人員とを比較すると、従前から後者の比率が圧倒的に高いのみならず、近年、人口 1 千人当たりの検挙人員が減少する一方で、暴力団構成員 1 千人当たりの検挙人員は増加する一方となっており（図表 1-1、1-2）、暴力団は、その構成員が減少する一方で、犯罪性向が高まっていることがうかがわれる。したがって、警察としては、引き続きその弱体化、壊滅に向けた事件検挙や社会における暴力団排除等の対策を一層徹底する必要がある。

図表 1-1 人口 1 千人当たりの検挙人員



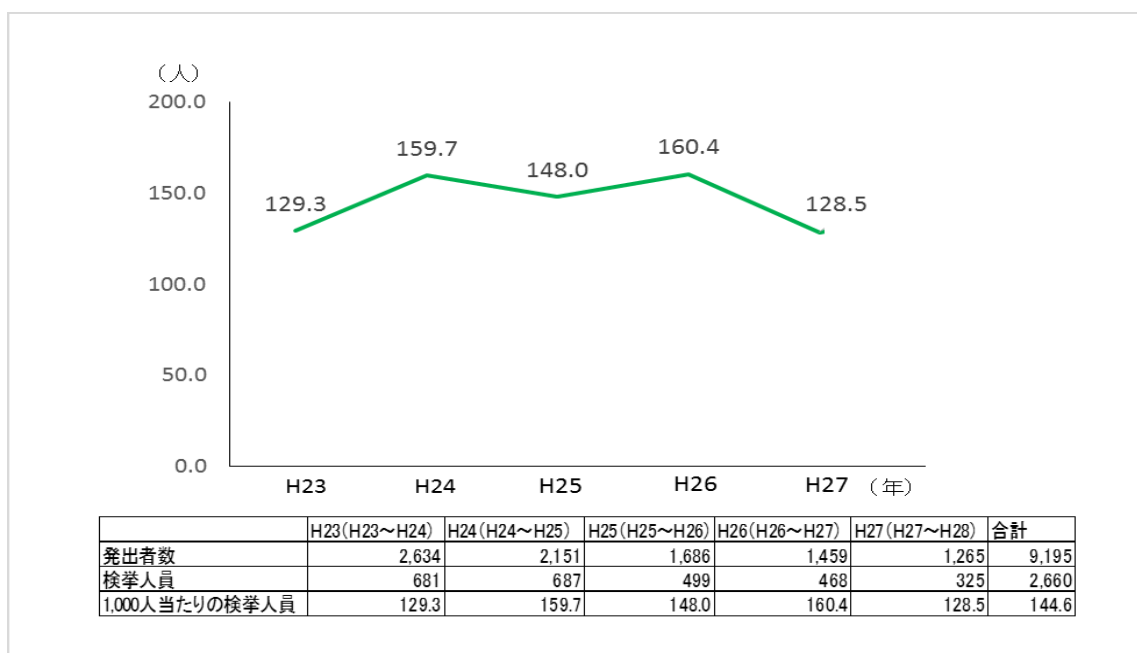
図表 1-2 暴力団構成員 1 千人当たりの検挙人員



他方、破門状を受けるなどして暴力団員でなくなった者について、平成23年に暴力団を離脱した2,634人のうち、その後2年間<sup>註</sup>で検挙された者は681人（1年当たりの1千人当たりの検挙人員は129.3人）となっているほか、平成23年から平成27年に離脱した者のうちその後2年間で検挙されたものは2,660人で、1年当たりの1千人当たりの検挙人員は144.6人となっている。これは、平成28年における暴力団構成員の1千人当たりの検挙人員（254.8人）より低いものの、同年における人口1千人当たりの検挙人員（2.3人）よりもはるかに高い水準である（**図表1-1、1-2、1-3**）。

注：「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）」において、刑務所出所者等の再犯防止における対策の効果をできる限りの確に捉えるため、出所等年を含む2年間に於いて刑務所等に再入所する者の割合を数値目標における指標としていることを踏まえ、破門状を受けるなどして暴力団員でなくなった者についても同様に離脱後2年間に於いて検挙された者を算出した。

**図表1-3 暴力団を離脱した者1千人当たりの検挙人員**



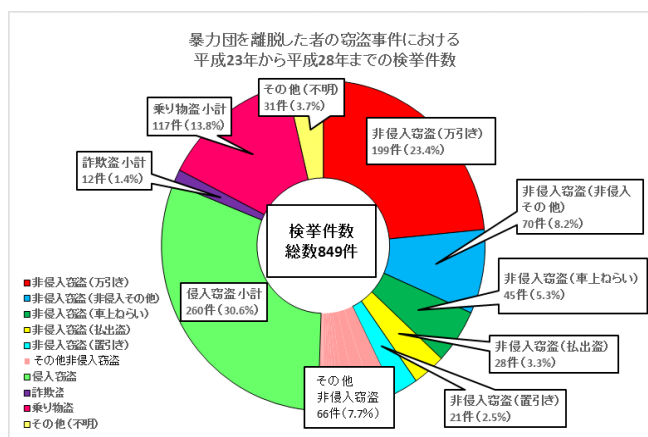
次に、罪種別検挙件数をみると、平成23年以降に暴力団を離脱した者のうち、窃盗の検挙件数は849件と全件の12.3%を占めている。さらに、その手口の内訳をみると、「万引き」が199件（23.4%）と最も多くなっている（**図表1-4**）。

一方、平成28年末の暴力団構成員について、平成23年以降の罪種別検挙件数をみると、窃盗の検挙件数は2,169件と全件の7.5%を占めており、その手口の内訳をみると、「万引き」が320件（14.8%）と最も多くなっている（**図表1-5**）。

このように、暴力団を離脱した者の方が生活困窮の典型的犯罪である「万引き」の占める割合が高く、経済的側面での犯罪性向が高いことがうかがわれる。こうしたことから、暴力団を離脱した者について、警察や都道府県暴力追放運動推進センター等による就労支援等を通じた社会復帰対策を実施していくことが重要と考えられる。

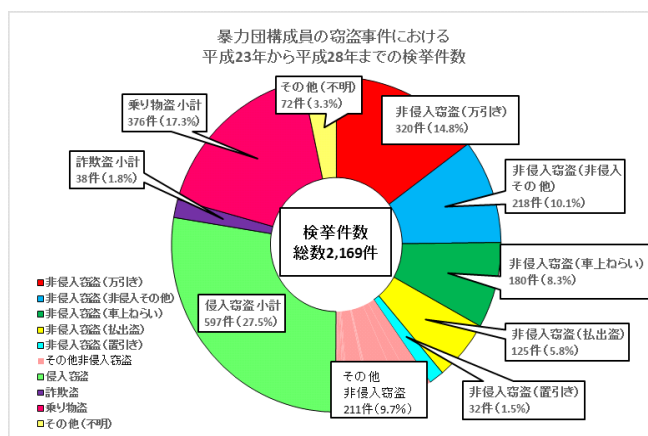
図表 1 - 4

暴力団を離脱した者の窃盗事件における平成23年から平成28年までの検挙件数



図表 1 - 5

暴力団構成員の窃盗事件における平成23年から平成28年までの検挙件数



第2 資金獲得活動の変容

1 覚醒剤への回帰

暴力団構成員の検挙は、近年減少傾向にあるが、暴力団構成員の総検挙人員のうち、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等の伝統的資金獲得犯罪の検挙人員が占める割合は3割前後で推移しており、依然として、これらが資金源の多くを占めていると言える。これらのうち、覚せい剤取締法違反の検挙人員については、平成28年中の伝統的資金獲得犯罪の検挙人員の67.4%を占めているところ、その割合は増加傾向にある。覚醒剤事犯については、検挙人員数自体に大きな変化はないが、暴力団構成員数が減少し続けているため、暴力団構成員1千人当たりの検挙人員は増加傾向にあり、平成28年には47.6人と19年の約1.4倍であった(図表1-6)。そのうち、特に覚醒剤営利犯の検挙人員に限定すると、19年の3.7人から28年には6.5人と約1.8倍になった(図表1-7)ことにもあらわれているように、暴力団の資金獲得活動において、覚醒剤密売の比率が高まっている。

これは、覚醒剤の密売は、薬物乱用者からの根強い需要に加え、利益率が高く、暴力団にとっては魅力的な資金源であるとともに、近年は、暴力団がその威力を示して行う資金獲得活動が困難化しており、このような状況が上記の背景にあると考えられる。

図表 1-6 覚醒剤事犯検挙人員の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
暴力団構成員 覚醒剤事犯検挙人員(人)	1,426	1,202	1,291	1,325	1,218	1,166	1,117	993	923	862
暴力団構成員1,000人 当たりの検挙人員(人)	34.9	29.8	33.4	36.8	37.2	40.5	43.6	44.5	45.9	47.6

図表 1-7 覚醒剤営利犯検挙人員の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
暴力団構成員 覚醒剤営利犯検挙人員(人)	151	114	151	127	140	118	113	99	105	118
暴力団構成員1,000人当たり の検挙人員(人)	3.7	2.8	3.9	3.5	4.3	4.1	4.4	4.4	5.2	6.5

## 2 他の組と連携した犯罪

これまで、暴力団は自らの組織の威力を背景とした犯罪を行っていたが、近年、こうした暴力団がその威力を示して行う資金獲得活動が困難となったことにより、生活費にも窮するなどした末端の暴力団構成員にあっては、他の組織の構成員と連携した犯罪にも手を染めている状況がうかがわれる。

平成28年5月に発生した17都府県のコンビニエンスストア等に設置された現金自動預払機（ATM）で約18億6,000万円が引き出された事件では、複数の暴力団組織の構成員が検挙された実態があり、従前の手法による資金獲得活動が困難になっていることが見受けられる。

### 【事例】

- 不特定多数の出し子によって全国17都府県のコンビニエンスストア等に設置された現金自動預払機（ATM）約1,700台で、南アフリカ共和国所在のスタンダード銀行が発行した約3,000件の顧客情報が入った偽造カードが不正使用され、約18億6,000万円が引き出された事件で検挙された指示役や出し子は、指定暴力団6団体（六代目山口組・稲川会・五代目工藤會・七代目合田一家・道仁会・神戸山口組）の構成員であった。（警視庁、福岡等）

## 3 規制や制度の間隙を狙った新たな資金獲得活動

暴力団構成員等の検挙状況を主要罪種別にみると、暴力団の威力を必ずしも必要としない詐欺の検挙人員が占める割合が増加しており、暴力団が資金獲得活動を変化させている状況がうかがわれる。

こうした中、平成28年中においては、金地金の密輸事案等の検挙事例から、暴力団による、規制や制度の間隙を狙った「表に出にくい、利益率の高い」新たな資金獲得活動が出現し、広まっている状況がうかがわれる。

### 【事例】

- 暴力団構成員が外国との税制度の違いを悪用し、税金のかからない香港において金地金を買い付け、手荷物に紛れ込ませたり、プライベートジェットを利用したりして国内に持ち込み、税関の検査を逃れ、日本国内で売却することにより消費税分の利益を上げようとした事件（警視庁、沖縄）
- 生活保護受給者は医療費が無料になる制度を悪用し、生活保護を受給するC型肝炎の患者が服用するために処方された薬を暴力団構成員が入手し、医薬品買取業者に転売し利益を上げていた事件（警視庁）

## 第3 国境を越えた犯罪の巧妙化等

国際組織犯罪の動向については、SNS等によって国境を越えて匿名性を維持しつつ情報を迅速にやり取りできる点などを悪用し、来日外国人犯罪グループが出身国に存在する犯罪組織の指示等を受け犯罪を敢行したり、国際犯罪組織が外国で不正に得た犯罪収益をマネー・ローンダリングする過程で日本国内の金融機関を経由するなど、距離、時間の壁を越え犯罪を敢行しているケースが多く見られる。また、今なお日本国内で多大な被害を及ぼしている特殊詐欺についてみると、近年、日本人と外国人とで構成される犯罪組織が外国の犯行拠点から我が国をターゲットとしたり、来日外国人により構成された犯罪組織が我が国を拠点に他国をターゲットとしたりして犯罪を敢行し不正に資金を得ていたことがうかがわれる事案が見られる。

このように人的ネットワーク・犯行態様等が一国内のみで完結せず、国際的に分担することで犯罪がより巧妙化かつ潜在化している実態が我が国で目立ち始めている。

### 【事例】

- ベトナム在住の首魁と来日ベトナム人らで結成された窃盗グループが、スマートフォンを使ったSNSや無料通話アプリで緊密な連絡を取り合いながら、工事現場等に駐車されたホイールローダー等の建設重機を窃取し、永住資格を有するベトナム人らが管理するヤードを通じて、ベトナムへ盗品を不正輸出していた事件（岐阜）
- 短期滞在で入国した中国（台湾）人の男4人が、日本国内の金融機関が東京都内に設置した現金自動預払機において、偽造デビットカード等を用いて中国国内の銀行の顧客口座から不正に現金を払い出し、窃取していた事件（警視庁）
- ナイジェリア人が日本人と共謀し、日本国内の金融機関口座に送金された、アメリカ等において発生した詐欺事件の被害金を、正当な振込送金であるかのように装って引き出し、だまし取っていた事件（大阪、兵庫等）

#### 第4 まとめ

暴力団構成員は減少傾向にあるものの、暴力団を離脱した者についても依然として犯罪性向が高い状況が見受けられることから、就労支援等の社会復帰対策を一層推進するなど、総合的な治安対策が必要であるといえる。

また、暴力団は、薬物の密売に加えて、規制や制度の間隙を狙った新たな資金獲得活動等の威力を利用する必要のない犯罪による収益を重要な資金源としている状況があり、今後もこうした事例が増加する傾向がうかがえるので、疑わしい取引に関する情報も活用するなど、先んじて対策を講じていく必要がある。

さらに、国際組織犯罪対策においては、経済・金融のグローバル化の進展や情報通信技術の発展にあわせて、犯罪捜査の分野における外国捜査機関との国際捜査共助や情報支援等といった協力を深化させながら、国内関係機関との連携も更に強化して、国際組織犯罪についての情報収集や実態解明、水際対策等を強力に推進していかなければならない。

## 第 2 章：暴力団情勢

### 第 1 平成28年における主な暴力団情勢とその対策

27年8月末に六代目山口組が分裂し、離脱した直系組長らにより神戸山口組が結成されて以降、両団体の傘下組織構成員らによる傷害事件等が各地で発生した。事件の発生頻度の高まり等を総合的に勘案し、28年3月7日、両団体は対立抗争の状態にあると判断し、全国警察を挙げて両団体に対する集中取締りを推進した。

今後も引き続き、市民生活の安全確保に向け、警戒活動や両団体の対立抗争に起因するとみられる事件の検挙を徹底するなどして、事件の続発を防止するとともに、この機会に両団体に対する取締り等を徹底し、その弱体化を図ることとしている。

さらに、近年、暴力団情勢が緊迫している福岡県においては、工藤會に対する集中的な取締りを徹底して、飲食店関係者に対する殺人未遂事件や強要未遂事件等で幹部を相次いで検挙するなどの一定の成果がみられているところであり、今後も、取締りや資金源対策を更に強化するとともに、離脱支援や離脱者の社会復帰対策を更に推進していくこととしている。

このほか、暴力団排除の取組を一層進展させるため、暴力団排除に取り組む事業者に対する暴力団情報の提供と保護対策の強化等に取り組んでいる。

### 第 2 暴力団その他反社会的勢力の情勢

#### 1 暴力団構成員等の状況

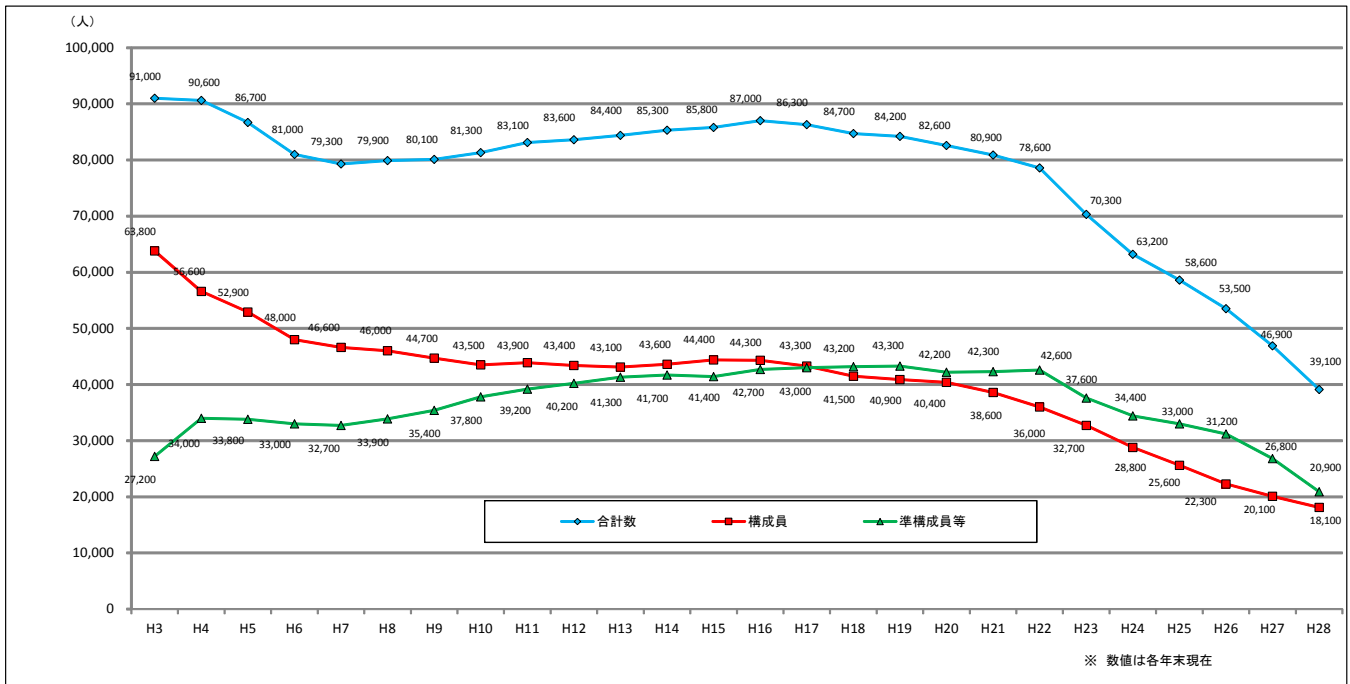
暴力団構成員及び準構成員等（以下、この項において「暴力団構成員等」という。）の数は、17年以降減少し、28年末現在で39,100人<sup>注1</sup>（前年比-7,800人）と、統計が残る昭和33年以降、最少人数を更新した。うち、暴力団構成員の数についても、18,100人（前年比-2,000人）と昭和33年以降最少人数を更新し、準構成員等の数については、20,900人（前年比-5,900人）となっている（**図表 2-1**）。

また、主要団体<sup>注2</sup>（六代目山口組、神戸山口組、住吉会及び稲川会。以下同じ。）の暴力団構成員等の数は28,300人（全暴力団構成員等の72.4%）、うち暴力団構成員の数は13,300人（全暴力団構成員の73.5%）となっている（**図表 2-2**）。

注1：本項における暴力団構成員等の数は概数であり、各項目を合算した値と合計の値は必ずしも一致しない。

注2：26年末までは山口組、住吉会及び稲川会を「主要3団体」と表記していたが、27年末以降は神戸山口組を含む4団体を「主要団体」として表記している。

図表 2-1 暴力団構成員等の推移



図表 2-2 主要団体の暴力団構成員等の比較

		19年末	20年末	21年末	22年末	23年末	24年末	25年末	26年末	27年末	28年末	前年比増減数	前年比増減率	
主要団体	六代目山口組	構成員	20,400 (49.9%)	20,200 (50.0%)	19,000 (49.2%)	17,300 (48.1%)	15,200 (46.5%)	13,100 (45.5%)	11,600 (45.3%)	10,300 (46.2%)	6,000 (29.9%)	5,200 (28.7%)	-800	-13.3%
		準構成員等	18,600 (43.0%)	17,800 (42.2%)	17,400 (41.1%)	17,600 (41.3%)	15,800 (42.0%)	14,600 (42.4%)	14,100 (42.7%)	13,100 (42.0%)	8,000 (29.9%)	6,700 (32.1%)	-1,300	-16.3%
		計	39,000 (46.3%)	38,000 (46.0%)	36,400 (45.0%)	34,900 (44.4%)	31,000 (44.1%)	27,700 (43.8%)	25,700 (43.9%)	23,400 (43.7%)	14,100 (30.1%)	11,800 (30.2%)	-2,300	-16.3%
	神戸山口組	構成員	-	-	-	-	-	-	-	-	2,800 (13.9%)	2,600 (14.4%)	-200	-7.1%
		準構成員等	-	-	-	-	-	-	-	-	3,400 (12.7%)	2,900 (13.9%)	-500	-14.7%
		計	-	-	-	-	-	-	-	-	6,100 (13.0%)	5,500 (14.1%)	-600	-9.8%
	住吉会	構成員	6,100 (14.9%)	6,100 (15.1%)	6,100 (15.8%)	5,900 (16.4%)	5,600 (17.1%)	5,000 (17.4%)	4,200 (16.4%)	3,400 (15.2%)	3,200 (15.9%)	3,100 (17.1%)	-100	-3.1%
		準構成員等	6,500 (15.0%)	6,600 (15.4%)	6,700 (15.8%)	6,700 (15.7%)	6,100 (16.2%)	5,500 (16.0%)	5,300 (16.1%)	5,100 (16.3%)	4,100 (15.3%)	3,500 (16.7%)	-600	-14.6%
		計	12,600 (15.0%)	12,700 (15.4%)	12,800 (15.8%)	12,600 (16.0%)	11,700 (16.6%)	10,600 (16.8%)	9,500 (16.2%)	8,500 (15.9%)	7,300 (15.6%)	6,600 (16.9%)	-700	-9.6%
	稲川会	構成員	4,800 (11.7%)	4,800 (11.9%)	4,700 (12.2%)	4,500 (12.5%)	4,000 (12.2%)	3,700 (12.8%)	3,300 (12.9%)	2,900 (13.0%)	2,700 (13.4%)	2,500 (13.8%)	-200	-7.4%
		準構成員等	4,700 (10.9%)	4,500 (10.7%)	4,700 (11.1%)	4,600 (10.8%)	4,100 (10.9%)	3,800 (11.0%)	3,800 (11.5%)	3,700 (11.9%)	3,000 (11.2%)	2,000 (9.6%)	-1,000	-33.3%
		計	9,500 (11.3%)	9,300 (11.3%)	9,400 (11.6%)	9,100 (11.6%)	8,100 (11.5%)	7,600 (12.0%)	7,000 (11.9%)	6,600 (12.3%)	5,800 (12.4%)	4,400 (11.3%)	-1,400	-24.1%
主要団体合計	構成員	31,300 (76.5%)	31,100 (77.0%)	29,800 (77.2%)	27,700 (76.9%)	24,800 (75.8%)	21,800 (75.7%)	19,100 (74.6%)	16,600 (74.4%)	14,700 (73.1%)	13,300 (73.5%)	-1,400	-9.5%	
	準構成員等	29,800 (68.8%)	28,900 (68.5%)	28,800 (68.1%)	28,900 (67.8%)	26,100 (69.4%)	24,000 (69.8%)	23,100 (70.0%)	22,000 (70.5%)	18,500 (69.0%)	15,000 (71.8%)	-3,500	-18.9%	
	計	61,100 (72.6%)	60,000 (72.6%)	58,600 (72.4%)	56,600 (72.0%)	50,900 (72.4%)	45,800 (72.5%)	42,300 (72.2%)	38,500 (72.0%)	33,200 (70.8%)	28,300 (72.4%)	-4,900	-14.8%	

※ 図表 2-2 中の括弧内は、各欄の上段に記載されている各主要団体及び主要団体合計の構成員、準構成員等及び暴力団構成員等の数がそれぞれ各年末現在における全暴力団の構成員、準構成員等及び暴力団構成員等の数に占める構成比を示している。



## 2 主要団体の動向

主要団体の28年における主な動向は、次のとおりである。

### (1) 六代目山口組及び神戸山口組

27年8月末に六代目山口組から13人の直系組長が離脱し、神戸山口組を結成して以降、両団体は依然として対立状態にある。5月には、両団体の幹部により和解に向けた話合いが行われたが、決裂した。

#### ア 六代目山口組

2月、各地区ごとに直系組長を責任者に指名する地区長制度を新設するなど、傘下組織の結束強化を図った一方で、過去に引退等した直系組長のうち、神戸山口組に関係した者について絶縁状を発出するなど、組織の引締めを図った。

6月、双愛会の代目継承盃式に六代目山口組組長篠田建市自身が後見人として出席したほか、9月、稲川会及び住吉会の両会長との食事会に前記篠田が出席するなど、他団体との関係強化を図った。

#### イ 神戸山口組

六代目山口組と対立状態にある中、六代目山口組傘下組織の構成員や過去に引退した構成員を直系組長等に迎えるなど、勢力の拡大を図るとともに、懲罰委員なる役職を新設し、各地で発生したもめ事の処理にあたらせるなど、組織の引締めを図った。

10月、神戸山口組組長井上邦雄方居宅において、親交のある他団体の代表者等と食事会を開催するなど、他団体との関係強化を図った。

### (2) 住吉会

4月、新たに組織統括長なる役職を新設し、体制の強化を図った。

六代目山口組の分裂に関しては、当初、両団体に対し中立の立場を保持していたが、28年に入り、会長が六代目山口組組長と会食するなど、距離を保ちながらも同団体と関係を持つようになった。

一方で、神戸山口組に対しては、引き続き静観の立場にあるものの、傘下組織組長等の一部には、神戸山口組組長等と個人的な関係を維持する者も見られる。

### (3) 稲川会

1月、緊急執行部会を開催し、団体の運営方針に対する不満を示していた直系組長2人の破門処分を発表した。

また、傘下組織の内紛から、23年5月に同会を脱退した者が発足させた山梨侠友会との対立状態が続いていたが、2月、和解に至り、同会の会長を稲川会傘下組織組長として復縁させた。

さらに、4月及び11月、新たに直系組長となった者に対する代目継承盃式等を開催し、6月には新役員人事を発表するなど、組織の若返りや強化を図っている。

六代目山口組の分裂に関しては、引き続き、六代目山口組との関係を維持し、神戸山口組とは付き合わない方針を示している。

### 3 暴力団以外の反社会的勢力の情勢

#### (1) 総会屋・会社ゴロ等の状況

総会屋<sup>注1</sup>及び会社ゴロ等（会社ゴロ<sup>注2</sup>及び新聞ゴロ<sup>注3</sup>をいう。以下同じ。）の数は、28年末現在、1,105人（前年比55人減）である（図表2-3）。

図表2-3 総会屋・会社ゴロ等の推移

区分	年次	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
総会屋		330	310	300	290	290	280	270	250	240	230
	グループ構成員 <sup>注4</sup>	90	80	70	60	50	50	50	50	40	40
	単独人員	240	230	230	230	240	230	220	200	200	190
会社ゴロ等		1,020	1,000	1,010	1,040	1,010	970	980	940	920	875
	グループ構成員	80	70	60	70	40	30	30	20	10	5
	単独人員	940	930	950	970	970	940	950	920	910	870
合計		1,350	1,310	1,310	1,330	1,300	1,250	1,250	1,190	1,160	1,105

※ 数値は概数である。

注1：単元株を保有し、株主総会で質問、議決等を行うなど株主として活動する一方、コンサルタント料、新聞・雑誌等の購読料、賛助金等の名目で株主権の行使に関して企業から利益の供与を受け、又は受けるおそれがある者

注2：総会屋、新聞ゴロ以外で、企業等を対象として、経営内容、役員の不平等に付け込み、賛助金等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為等を常習とし、又は常習とするおそれがある者

注3：総会屋以外で、新聞、雑誌等の報道機関の公共性を利用し、企業等の経営内容、役員の不平等に付け込み、広告料、雑誌購読料等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為等を常習とし、又は常習とするおそれがある者

注4：「グループ構成員」とは、グループを形成する者をいう。

#### (2) 社会運動等標ぼうゴロの状況

社会運動等標ぼうゴロ（社会運動標ぼうゴロ<sup>注1</sup>及び政治活動標ぼうゴロ<sup>注2</sup>をいう。）の数は、28年末現在、6,030人（前年比240人減）である（図表2-4）。

図表2-4 社会運動等標ぼうゴロの推移

区分	年次	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
社会運動標ぼうゴロ		810	750	790	860	920	620	660	610	570	530
	グループ構成員 <sup>注3</sup>	430	350	390	440	520	320	280	240	220	180
	単独人員	380	400	400	420	400	300	380	370	350	350
政治活動標ぼうゴロ		6,800	6,800	6,700	6,500	6,100	5,700	5,600	5,500	5,700	5,500
	グループ構成員	5,100	5,100	5,000	5,100	4,600	4,200	4,200	4,100	4,300	4,100
	単独人員	1,700	1,700	1,700	1,400	1,500	1,500	1,400	1,400	1,400	1,400
合計		7,610	7,550	7,490	7,360	7,020	6,320	6,260	6,110	6,270	6,030

※ 数値は概数である。

注1：社会運動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2：政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注3：「グループ構成員」とは、グループを形成する者をいう。

### 第3 暴力団犯罪の検挙状況等

#### 1 全般的検挙状況

19年以降、暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下同じ。）の検挙人員は減少傾向にあり、28年においては、20,050人と前年に比べ1,593人減少している。主な罪種別では、傷害が2,514人、窃盗が2,044人、詐欺が2,072人、覚せい剤取締法違反（麻薬特例法違反は含まない。以下同じ。）が5,003人で、前年に比べそれぞれ82人、77人、209人、615人減少している。**（図表2-5、2-8）**。

暴力団構成員等の検挙人員のうち、構成員は4,612人で前年に比べ23人増加し、準構成員その他の周辺者は15,438人で前年に比べ1,616人減少している**（図表2-5、2-6）**。暴力団構成員等の詐欺の検挙人員については、26年以降、3年連続で窃盗の検挙人員を上回っている。

また、暴力団構成員等の検挙件数は36,680件で、前年に比べ1,802件減少している。主な罪種別では、窃盗が14,415件、詐欺が2,944件、覚せい剤取締法違反が7,493件で、前年に比べ窃盗が602件、詐欺が200件、覚せい剤取締法違反は889件減少している**（図表2-7）**。

図表 2-5 暴力団構成員等の罪種別検挙人員の推移

年次		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	前年比
刑 法 犯	殺 人	102	119	140	115	83	-32
	強 盗	463	357	384	295	327	32
	放 火	17	31	32	45	28	-17
	強 姦	57	67	65	48	52	4
	凶 器 準 備 集 合	3	3	21	25	14	-11
	暴 行	1,126	1,048	1,134	1,115	1,261	146
	傷 害	2,970	2,807	2,696	2,596	2,514	-82
	脅 迫	617	595	627	592	534	-58
	恐 喝	1,334	1,084	1,084	1,042	830	-212
	窃 盗	2,794	2,470	2,296	2,121	2,044	-77
	詐 欺	2,190	2,321	2,337	2,281	2,072	-209
	横 領	79	71	71	63	43	-20
	文 書 偽 造	256	306	311	268	297	29
	賭 博	511	294	366	515	423	-92
	わいせつ物頒布等	96	87	91	63	52	-11
	公 務 執 行 妨 害	387	369	323	293	271	-22
	うち公契約関係競売等妨害	4	3	0	0	0	0
	犯 人 蔵 匿	31	52	53	36	55	19
	証 人 威 迫	5	7	8	1	10	9
	逮 捕 監 禁	201	167	133	124	172	48
信用毀損・威力業務妨害	44	52	48	38	81	43	
器 物 損 壊	510	435	412	369	382	13	
暴 力 行 為	37	27	18	29	10	-19	
そ の 他 刑 法 犯	676	678	603	616	622	6	
刑 法 犯 合 計	14,506	13,447	13,253	12,690	12,177	-513	
特 別 法 犯	出入国管理・難民認定法	78	101	88	62	37	-25
	軽 犯 罪 法	139	101	110	93	102	9
	酩 酊 者 規 制 法	4	5	7	5	10	5
	迷 惑 防 止 条 例	343	364	449	432	470	38
	暴 力 団 対 策 法	3	5	4	6	5	-1
	自 転 車 競 技 法	34	14	25	9	8	-1
	競 馬 法	14	2	0	6	1	-5
	モーターボート競走法	31	39	38	12	4	-8
	小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0
	風 営 適 正 化 法	544	570	495	542	327	-215
	青少年保護育成条例	68	49	59	26	35	9
	売 春 防 止 法	103	203	149	104	79	-25
	児 童 福 祉 法	71	103	87	95	57	-38
	出 資 法	43	46	27	26	20	-6
	貸 金 業 法	53	73	49	39	35	-4
	宅 地 建 物 取 引 業 法	7	7	10	2	1	-1
	建 設 業 法	24	23	20	7	17	10
	銃 刀 法	282	219	246	195	198	3
	火 薬 類 取 締 法	3	4	0	0	0	0
	麻 薬 等 取 締 法	76	149	107	80	64	-16
	あ へ ん 法	0	0	1	0	0	0
	大 麻 取 締 法	543	462	477	580	636	56
	覚 せ い 剤 取 締 法	6,285	6,045	5,966	5,618	5,003	-615
	毒 劇 物 法	89	65	54	54	39	-15
	廃 棄 物 処 理 法	111	121	77	90	98	8
	労 働 基 準 法	11	13	8	25	10	-15
	職 業 安 定 法	16	39	19	27	10	-17
	健 康 保 険 法	0	1	0	0	0	0
	労 働 者 派 遣 法	31	32	34	23	7	-16
旅 券 法	23	26	22	8	3	-5	
麻 薬 等 特 例 法	108	57	66	105	78	-27	
そ の 他 の 特 別 法 犯	496	476	548	682	519	-163	
特 別 法 犯 合 計	9,633	9,414	9,242	8,953	7,873	-1,080	
総 計	24,139	22,861	22,495	21,643	20,050	-1,593	

図表2-6 暴力団構成員の罪種別検挙人員の推移

年次		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	前年比
刑 法 犯	殺人	26	44	43	48	34	-14
	強盗	81	78	65	41	47	6
	放火	4	0	0	13	10	-3
	強姦	11	12	7	9	5	-4
	凶器準備集合	2	1	1	11	7	-4
	暴行	318	297	274	259	318	59
	傷害	803	762	650	617	638	21
	脅迫	253	229	222	213	196	-17
	恐喝	572	462	432	431	344	-87
	窃盗	377	363	309	294	254	-40
	詐欺	734	837	770	803	778	-25
	横領	12	14	14	11	7	-4
	文書偽造	84	107	137	119	159	40
	賭博	49	56	34	60	57	-3
	わいせつ物頒布等	7	3	6	7	6	-1
	公務執行妨害	80	83	64	45	61	16
	うち公契約関係競売等妨害	2	0	0	0	0	0
	犯人蔵匿	16	20	16	13	13	0
	証人威迫	1	5	2	0	9	9
	逮捕監禁	74	55	60	32	53	21
	信用毀損・威力業務妨害	15	8	23	5	44	39
器物損壊	107	104	68	91	109	18	
暴力行為	14	15	7	15	8	-7	
その他刑法犯	145	170	111	119	170	51	
刑法犯合計	3,785	3,725	3,315	3,256	3,327	71	
特 別 法 犯	出入国管理・難民認定法	15	13	5	4	1	-3
	軽犯罪法	43	36	37	31	49	18
	酩酊者規制法	0	2	0	0	3	3
	迷惑防止条例	35	27	34	22	35	13
	暴力団対策法	2	4	3	5	4	-1
	自転車競技法	15	6	9	5	4	-1
	競馬法	0	2	0	1	0	-1
	モーターボート競走法	10	16	3	3	3	0
	小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0
	風営適正化法	28	29	24	17	13	-4
	青少年保護育成条例	14	12	8	2	3	1
	売春防止法	11	14	4	5	3	-2
	児童福祉法	21	18	14	11	15	4
	出資法	15	12	5	10	7	-3
	貸金業法	12	19	12	18	9	-9
	宅地建物取引業法	1	0	3	0	0	0
	建設業法	5	0	2	1	1	0
	銃刀法	87	62	61	61	67	6
	火薬類取締法	1	0	0	0	0	0
	麻薬等取締法	8	29	15	12	8	-4
	あへん法	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	64	62	50	58	58	0
	覚せい剤取締法	1,150	1,109	979	910	845	-65
	毒劇物法	6	3	2	1	2	1
	廃棄物処理法	16	10	8	15	17	2
	労働基準法	1	0	2	5	3	-2
	職業安定法	3	5	6	4	2	-2
	健康保険法	0	0	0	0	0	0
	労働者派遣法	13	15	18	3	2	-1
	旅券法	15	17	13	6	3	-3
	麻薬等特例法	16	8	14	13	18	5
	その他の特別法犯	118	78	88	110	110	0
特別法犯合計	1,725	1,608	1,419	1,333	1,285	-48	
総計	5,510	5,333	4,734	4,589	4,612	23	

図表 2-7 暴力団構成員等の罪種別検挙件数の推移

年次		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	前年比	
刑	殺人	87	78	94	76	57	-19	
	強盗	378	299	271	243	224	-19	
	放火	27	37	32	54	22	-32	
	強姦	63	62	62	54	54	0	
	凶器準備集合	1	3	6	3	3	0	
	暴行	1,183	1,123	1,235	1,189	1,276	87	
	傷害	2,641	2,367	2,298	2,191	2,112	-79	
	脅迫	599	574	610	596	527	-69	
	恐喝	1,028	891	862	865	700	-165	
	窃盗	22,605	18,354	15,703	15,017	14,415	-602	
	詐欺	3,032	3,077	2,821	3,144	2,944	-200	
	横領	86	74	69	71	49	-22	
	文書偽造	356	366	301	300	326	26	
	法	賭博	297	70	106	122	283	161
わいせつ物頒布等		84	63	55	39	24	-15	
公務執行妨害		509	465	432	387	344	-43	
うち公契約関係競売等妨害		5	1	0	0	0	0	
犯人蔵匿		28	43	49	27	42	15	
証人威迫		6	6	5	3	9	6	
逮捕監禁		100	98	84	86	97	11	
信用毀損・威力業務妨害		37	27	37	41	40	-1	
器物損壊		902	758	666	595	582	-13	
暴力行為		25	15	11	19	7	-12	
その他刑法犯		1,279	1,098	1,074	1,109	1,433	324	
刑法犯合計		35,353	29,948	26,883	26,231	25,570	-661	
特		出入国管理・難民認定法	86	115	106	68	40	-28
		軽犯罪法	150	113	130	106	122	16
	酩酊者規制法	4	5	7	6	11	5	
	迷惑防止条例	327	358	450	432	464	32	
	暴力団対策法	3	7	5	9	8	-1	
	自転車競技法	15	5	12	5	4	-1	
	競馬法	1	2	0	1	2	1	
	モーターボート競走法	20	12	8	6	2	-4	
	小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0	
	風営適正化法	446	481	456	384	274	-110	
	青少年保護育成条例	82	75	68	43	44	1	
	売春防止法	119	310	271	157	88	-69	
	児童福祉法	65	73	75	66	52	-14	
	出資法	54	45	39	26	31	5	
法	貸金業法	60	55	40	47	41	-6	
	宅地建物取引業法	4	13	11	2	2	0	
	建設業法	14	10	8	6	11	5	
	銃刀法	419	335	321	269	250	-19	
	火薬類取締法	5	8	11	2	1	-1	
	麻薬等取締法	182	330	222	192	182	-10	
	あへん法	0	1	2	2	1	-1	
	大麻取締法	870	687	756	860	1,002	142	
	覚せい剤取締法	9,187	8,806	8,665	8,382	7,493	-889	
	毒劇物法	97	79	62	59	49	-10	
	廃棄物処理法	91	95	83	66	85	19	
	労働基準法	8	14	5	19	10	-9	
	職業安定法	13	23	12	20	11	-9	
	健康保険法	0	1	0	0	0	0	
犯	労働者派遣法	20	23	26	20	8	-12	
	旅券法	20	25	24	9	3	-6	
	麻薬等特例法	133	80	103	154	124	-30	
	その他の特別法犯	636	1,211	610	833	695	-138	
特別法犯合計	13,131	13,397	12,588	12,251	11,110	-1,141		
総計	48,484	43,345	39,471	38,482	36,680	-1,802		

図表 2-8 主要罪種における暴力団構成員等の検挙人員の推移

年次 罪種名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
総数	27,169	26,064	26,503	25,686	26,269	24,139	22,861	22,495	21,643	20,050
うち覚せい剤取締法違反	6,319	5,735	6,153	6,283	6,513	6,285	6,045	5,966	5,618	5,003
うち傷害	3,580	3,219	3,123	3,016	3,040	2,970	2,807	2,696	2,596	2,514
うち窃盗	3,050	3,028	3,136	3,329	3,538	2,794	2,470	2,296	2,121	2,044
うち詐欺	1,743	1,846	2,072	1,960	2,077	2,190	2,321	2,337	2,281	2,072
うち恐喝	2,175	2,013	1,800	1,684	1,559	1,334	1,084	1,084	1,042	830

## 2 主要団体に係る犯罪の検挙状況

19年以降、暴力団構成員等の検挙人員のうち、主要団体の暴力団構成員等が占める割合は約8割で推移しているところ、28年においても、16,244人と81.0%を占めている。このうち、六代目山口組の暴力団構成員等の検挙人員は、6,631人と約3割を占めている（図表2-9）。

図表 2-9 主要団体の暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 年次	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
暴力団構成員等の 検挙人員（人）	27,169 (7,766)	26,064 (7,197)	26,503 (6,776)	25,686 (6,216)	26,269 (5,982)	24,139 (5,510)	22,861 (5,333)	22,495 (4,734)	21,643 (4,589)	20,050 (4,612)
うち六代目山口組	14,869 (4,000)	14,261 (3,572)	14,208 (3,217)	13,728 (2,859)	13,808 (2,755)	12,566 (2,366)	11,308 (2,325)	10,854 (2,047)	9,656 (1,865)	6,631 (1,411)
うち神戸山口組	-	-	-	-	-	-	-	-	732 (176)	3,368 (861)
うち住吉会	3,721 (1,106)	3,556 (1,068)	3,632 (1,059)	3,369 (997)	3,770 (969)	3,411 (964)	3,708 (944)	3,785 (834)	3,769 (809)	3,530 (753)
うち稲川会	3,825 (1,235)	3,819 (1,145)	3,687 (1,079)	3,725 (1,067)	3,887 (1,059)	3,645 (1,059)	3,252 (1,014)	3,585 (850)	3,445 (771)	2,715 (662)
主要団体合計	22,415 (6,341)	21,636 (5,785)	21,527 (5,355)	20,822 (4,923)	21,465 (4,783)	19,622 (4,389)	18,268 (4,283)	18,224 (3,731)	17,602 (3,621)	16,244 (3,687)
全体に占める割合(%)	82.5 (81.7)	83.0 (80.4)	81.2 (79.0)	81.1 (79.2)	81.7 (80.0)	81.3 (79.7)	79.9 (80.3)	81.0 (78.8)	81.3 (78.9)	81.0 (79.9)

注：括弧内は、暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員の検挙人員を指す。

## 3 六代目山口組・弘道会に対する集中取締り

六代目山口組は27年8月末の分裂後も引き続き最大の暴力団であり、その弱体化を図るために、六代目山口組を事実上支配している弘道会及びその傘下組織に対する集中した取締りを行っている。

28年においては、六代目山口組直系組長18人（前年比3人増）、弘道会直系組長等（いわゆる「直参」）18人（同9人増）、弘道会直系組織幹部（弘道会直系組長等を除く。）29人（同6人増）を検挙している（図表2-10）。

図表 2-10 六代目山口組・弘道会の直系組長等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	増減
六代目山口組直系組長	2	4	6	25	17	23	8	14	15	18	3
弘道会直系組長等	—	—	3	11	19	5	10	11	9	18	9
弘道会直系組織幹部	—	—	14	32	42	27	31	30	23	29	6

※ 19年、20年については、弘道会直系組長等及び弘道会直系組織幹部の統計を取っていない。

**【六代目山口組直系組長の主要検挙事例】**

- 六代目山口組直系組長（55）らが、ゴルフクラブ等の凶器を準備して集合した上、対立する神戸山口組傘下組織組員らが乗車する車両を損壊し、同組員らに傷害を負わせた事例（大阪、5月検挙）

**【弘道会直系組長等、直系組織幹部の主要検挙事例】**

- 弘道会直系組長(55)らが、覚醒剤約10グラムを譲り渡した事例（熊本、1月検挙）
- 弘道会直系組長(53)らが、同会事務所付近を走行する自動車の乗員が暴力団関係者であるか否かを確認するため、同車を停止させ、「お前ら何しに来たんだ。スミ入っとらんか見せろ。」等と告げ胸ぐらをつかむなどした事例（愛知、3月検挙）
- 弘道会直系組長(50)らが、飲食店内で客の頭部を殴打して店内を騒然とさせ、客らの店外避難を余儀なくさせるなどして、同店の業務を妨害した事例（三重、4月検挙）
- 弘道会直系組長(52)らが、神戸山口組傘下組織組長宅に対して、拳銃を発射し、同宅の外壁等を損壊した事例（埼玉、6月検挙）
- 弘道会直系組織幹部(48)らが、自営業者らに対して、「やくざ同士のもめ事では絶対に引かない。これまで何人も人を殺してきた。」「3千万円を投げてくれ。」などと申し向けて、現金を喝取しようとした事例（愛知、9月検挙）
- 弘道会直系組織幹部(43)が、無許可で風俗営業を営んだ上、それで得た収益を隠匿するため、クレジットカードによる支払いに係る売上金を同人が管理する他人名義の銀行口座に振り込ませた事例（三重、11月検挙）



## 六代目山口組と神戸山口組の対立抗争

### 1 六代目山口組と神戸山口組の対立抗争

27年8月末、六代目山口組が分裂し、離脱した直系組長らにより神戸山口組が結成されて以降、両団体の傘下組織構成員らによる傷害事件等が各地で発生した。事件の発生頻度の高まりや全国への広がり、凶悪化等を総合的に勘案して、28年3月7日、対立抗争の状態にあると判断し、同日、警察庁及び関係都道府県警察に「集中取締本部」を設置して、全国警察を挙げて市民生活の安全確保と抗争の早期防遏、両団体の弱体化を目的とした集中取締りを実施している。

このような情勢の中、兵庫県公安委員会が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)に基づき、神戸山口組を指定暴力団として新たに指定し、4月15日にその効力が発生した。六代目山口組についても、同委員会が第9回目の指定を行い、6月23日にその効力が発生した。

神戸山口組を指定暴力団に指定して以降、両団体の対立抗争に起因するとみられる不法行為の発生頻度は減少(3月7日から神戸山口組の指定効力発生前である4月14日までに26件、その後は12月までに15件)しているものの、神戸山口組傘下組織幹部が射殺された事件(5月末)等が発生している。

### 2 六代目山口組及び神戸山口組に対する集中取締り

抗争状態にあると判断した3月7日から12月末までに、両団体の対立抗争に起因するとみられる不法行為は、19都道府県で41件発生している。このうち29年2月末までに30件を検挙している。

引き続き、必要な警戒活動とともに、発生した事件に対する徹底的な捜査や、組織トップを含む構成員等の大量検挙・隔離による組織の弱体化、暴力団対策法の活用等を推進していくこととしている。

#### 【主要検挙事例】

- 埼玉県行田市内における六代目山口組傘下組織事務所に対する火炎瓶投てき等事件  
28年3月、神戸山口組傘下組織組員らが、埼玉県行田市内において六代目山口組傘下組織事務所に火炎瓶を投げ入れて放火した事件及び同県熊谷市内において六代目山口組傘下組織幹部の使用車両に放火した事件が発生し、6月、同組員ら3人を逮捕した。
- 兵庫県神戸市内における神戸山口組傘下組織事務所に対する車両突入事件  
28年3月、兵庫県神戸市内において、六代目山口組傘下組織幹部らが神戸山口組傘下組織事務所にダンプカーを突入させた建造物損壊事件が発生し、3月から4月までに、同幹部ら3人を逮捕した。
- 東京都足立区内における暴力行為等処罰ニ関スル法律(以下「暴処法」という。)違反(集団的暴行)等事件  
28年3月、東京都足立区内の路上において、神戸山口組傘下組織組員らが六代目山口組三代目弘道会傘下組織組員らを殴打した暴処法違反等事件が発生し、3月から6月までに同組員ら11人を逮捕した。
- 京都府京都市内における神戸山口組傘下組織事務所に対する拳銃発砲等事件  
28年3月、京都府京都市内において、六代目山口組傘下組織組長らが神戸山口組傘下組織事務所に拳銃を発砲した事件が発生し、12月、同組長ら5人を逮捕した。
- 岡山県岡山市内における神戸山口組傘下組織幹部に対する拳銃使用殺人事件  
28年5月、岡山県岡山市内において、六代目山口組三代目弘道会傘下組織組員が神戸山口組傘下組織幹部を射殺した事件が発生し、6月から8月までに同組員ら3人を逮捕した。

#### 4 事業者襲撃等事件及び対立抗争事件の発生状況等

##### (1) 事業者襲撃等事件の発生状況

近年、暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件<sup>注1</sup>が相次いで発生してきたが、26年以降大きく減少し、28年においては、3件発生（前年比2件増）している（図表2-11）。これらの事件の中には、銃器が使用されているものもあり、事業者はもとより地域社会に対する大きな脅威となっている。

##### 【発生事例】

- 再開発工事現場事務所に対する銃器発砲事件（熊本、6月発生）
- 建設会社役員が居住するマンションに対する車両突入事件（岡山、6月発生）

##### 【検挙事例】

- 福岡県北九州市内で、殺意をもって、刃物で飲食店経営会社社員の身体を数回刺し、傷害を負わせた事件について、工藤會傘下組織幹部(50)らを殺人未遂で検挙した事例（福岡、24年9月発生、28年6月検挙）

図表2-11 事業者襲撃等事件の発生状況の推移

年次	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計
発生事件数 <sup>注2</sup>	16	24	18	15	29	21	23	8	1	3	158

注1：事業者襲撃等事件とは、暴力団構成員、暴力団準構成員、総会屋、政治活動標ぼうゴロ、社会運動標ぼうゴロ、会社ゴロ、新聞ゴロ等が、その意に沿わない活動を行う企業（株式会社等の会社、信用組合、医療法人、学校法人、宗教法人その他の法人をいう。）その他の事業者に対して威嚇、報復等を行う目的で、当該事業者又はその役員、経営者、従業員その他の構成員若しくはこれらの者の家族を対象として敢行したと認められる事件のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- 1 殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、逮捕及び監禁、逮捕及び監禁致死傷又は暴行
- 2 上記1に該当しない次の事件

- (1) 銃器の使用
- (2) 実包（薬きょうを含む。）の送付
- (3) 爆発物の使用（未遂を含む。）
- (4) 放火（未遂を含む。）
- (5) 火炎瓶の使用（未遂を含む。）
- (6) 上記(1)から(5)までに掲げるもののほか、車両の突入によるなど人の生命又は身体に重大な危害を加えるおそれがある建造物損壊、器物損壊又は威力業務妨害

注2：事件数とは、都道府県警察から事件単位で報告があった数を計上したもので、検挙件数とは異なる。（以下同じ。）

## (2) 対立抗争事件の発生状況

28年においては、対立抗争に起因するとみられる不法行為が41回発生（前年比41回増）している（**図表2-12**）。これらはいずれも六代目山口組と神戸山口組との対立抗争に関するものである。これらの事件においては、住宅街において拳銃が発砲されるなどしており、地域社会に対する大きな脅威となっている。

**図表2-12 対立抗争事件の発生状況の推移**

区分 \ 年次	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
発生事件数(件)	2	1	1	0	0	1	0	0	0	1
うち六代目山口組関与事件数	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1
発生回数(回)	18	6	4	0	13	14	27	18	0	41
うち銃器使用回数	12	3	1	0	9	7	20	9	0	6
銃器使用率(%)	66.7	50.0	25.0	0.0	69.2	50.0	74.1	50.0	0.0	14.6
死者数(人)	8	3	2	0	5	1	0	0	0	4
うち暴力団構成員等以外	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負傷者数(人)	8	0	0	0	3	6	3	3	0	15
うち暴力団構成員等以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注：対立抗争事件においては、特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを「発生事件数」1事件とし、これに起因するとみられる不法行為の合計を「発生回数」としている。

## 工藤會に対する集中取締り等

### 1 工藤會幹部の波状的検挙

- 28年5月、飲食店の経営権を巡り、関係者に面会を強要しようとした事件（27年発生）につき、工藤會総本部長らを強要未遂で逮捕した。
- 28年6月、飲食店経営会社役員の男性が刃物で刺された事件（24年発生）につき、工藤會傘下組織幹部らを殺人未遂で逮捕した。
- 28年6月、飲食店経営者にみかじめ料を要求した事件（23年から26年発生）につき、特定危険指定暴力団等の構成員による暴力的要求行為を処罰する暴力団対策法の規定を適用し、工藤會傘下組織組長らを逮捕した。

### 2 暴力団対策法の活用

24年12月、福岡県公安委員会及び山口県公安委員会が工藤會を特定危険指定暴力団等として指定し、以降1年ごとに指定の期限を延長しているところ、28年12月、指定の期限を更に1年延長した。また、26年11月、福岡県公安委員会が当該指定に係る警戒区域内に所在する工藤會の4か所の事務所について、さらに27年2月、1か所の事務所について、事務所使用制限命令を発出しているところ、28年もこれらの命令の期限の延長を行った。さらに、特定危険指定暴力団等の組員が警戒区域内において暴力的要求行為をしたとして、28年中、工藤會傘下組織組員28人を逮捕した。

### 3 離脱者の社会復帰対策

28年2月、14都府県（東京、茨城、群馬、神奈川、静岡、岐阜、愛知、三重、大阪、鳥取、高知、福岡、佐賀及び鹿児島）の社会復帰対策協議会は、

- ・ 暴力団離脱者の雇用意思を有する事業者に係る情報の共有
- ・ 暴力団離脱者の受入れ先協議会による就労後支援の強化

等を内容とする「暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定」を締結した（その後、12月末までに青森、熊本、愛媛、兵庫、広島が加入。）。また、福岡県警察では、3月、福岡県暴力団排除条例を改正し、暴力団からの離脱を促進するための措置等について定めるとともに、4月から暴力団からの離脱を促進するための「離脱者雇用給付金制度」や「身元保証制度」を運用し、12月末までに13人に離脱者雇用給付金制度を適用するなど、暴力団員の社会復帰支援を推進している。

### 4 今後の対策等

近年、工藤會総裁、同会長等を含む主要幹部を波状的に検挙し、これらの者を長期的に隔離したことにより、工藤會の組織基盤及び指揮命令系統に打撃を与えている。また、福岡県における28年中の離脱支援による工藤會離脱者数は43人であった。今後とも、未解決事件の捜査を徹底するなど取締りの更なる強化を図るとともに、資金源対策や離脱者の社会復帰対策を更に推進していく。

## 5 銃器発砲事件の発生状況

暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は、28年においては17件と前年に比べ9件増加し、これらの事件による死者は2人（前年比1人増）で、負傷者は1人（前年比2人減）であった（**図表2-13**）。暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は、依然として市民の身近な場所である住宅街等で発生しており、地域社会の大きな脅威となっている。

### 【発生事例】

- 松葉会傘下組織事務所が銃撃されて、門扉が損壊した事例（茨城、5月発生）

### 【検挙事例】

- 六代目山口組傘下組織組員(38)が、神戸山口組傘下組織事務所に向けて拳銃を発射した事例（福井、2月発生・検挙）
- 六代目山口組傘下組織幹部(73)が、男性に向けて拳銃を発射して負傷させた事例（福島、12月発生・検挙）

**図表2-13 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況の推移**

区分 \ 年次	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
発砲事件数(件)	41	32	22	17	33	25	35	19	8	17
うち対立抗争によるもの	12	3	1	0	9	7	20	9	0	6
死者数(人)	12	8	6	6	5	3	2	0	1	2
負傷者数(人)	7	5	8	3	7	11	2	3	3	1

注：「暴力団等によるとみられる銃器発砲事件」とは、暴力団構成員等による銃器発砲事件及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件をいう。

## 6 拳銃押収丁数

近年、暴力団からの拳銃押収丁数は減少傾向にあり、28年においては、54丁と前年に比べ9丁減少している（**図表2-14**）ものの、依然として、暴力団が拳銃等を自宅や事務所以外の場所に保管するなど、巧妙に隠匿している実態がうかがえる。

### 【事例】

- 稲川会傘下組織幹部(43)が、同組織幹部であった者の墓所内に拳銃1丁及びこれに適合する実包7発を隠匿していた事例（山梨、1月押収）
- 神戸山口組傘下組織組員(49)が、自宅に拳銃2丁及びこれらに適合する実包25個を隠匿していた事例（大阪、7月押収）

図表 2-14 暴力団からの拳銃押収丁数の推移

区分 \ 年次	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
押収拳銃総数(丁)	231	166	148	98	123	95	74	104	63	54
真正銃(丁)	223	158	129	96	112	89	69	98	56	54
	96.5%	95.2%	87.2%	98.0%	91.1%	93.7%	93.2%	94.2%	88.9%	100.0%
改造銃(丁)	8	8	19	2	11	6	5	6	7	0
	3.5%	4.8%	12.8%	2.0%	8.9%	6.3%	6.8%	5.8%	11.1%	0.0%

注：各下段は、押収拳銃総数に占める割合である。

## 7 組織的犯罪処罰法（加重処罰関係）の適用状況

28年における暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法の加重処罰関係の規定等の適用状況については、組織的な犯罪の加重処罰について規定した第3条違反の検挙事件数が13件であり、前年に比べ9件増加した。

なお、組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等について規定した第7条違反の検挙はなかった（前年比増減なし）（図表 2-15）。

### 【事例】

- 神戸山口組傘下組織組員(58)らが、インターネットカジノゲームを利用して勝敗を争う方法で組織的に常習賭博をした事例（兵庫、6月検挙）
- 六代目山口組傘下組織幹部(44)らが、普通貨物自動車を窃取し、組織の活動として、対立する神戸山口組傘下組織事務所に車両突入して損壊させた事例（大阪、9月訴因変更）

図表 2-15 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（加重処罰）の適用状況（事件数）

区分 \ 年次	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
組織的な犯罪の加重処罰規定(3条)	16	12	17	18	6	3	6	6	4	13
組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等(7条)	0	0	2	3	1	0	0	0	0	0

## 8 資金獲得犯罪の検挙状況

### (1) 28年の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴

覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等<sup>※</sup>（以下「伝統的資金獲得犯罪」という。）は、依然として、暴力団等の有力な資金源になっていることがうかがえるところ、これらのうち、暴力団構成員等の覚せい剤取締法違反の検挙人員については、平成28年中の伝統的資金獲得犯罪の検挙人員の多くを占めており、その割合は増加傾向にある（図表 2-18）。

また、暴力団構成員等の検挙状況を主要罪種別にみると、暴力団の威力を必ずしも必要としない詐欺の検挙人員が占める割合が増加しており、暴力団が資金獲得活動を変化させている状況がうかがわれる（図表2-8）。

その他、金融業、建設業、労働者派遣事業、風俗営業等に関連する資金獲得犯罪が敢行されており、依然として多種多様な資金獲得活動を行っていることがうかがえる。

注：公営競技関係4法違反（競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反）をいう。

#### 【詐欺事犯】

- 住吉会傘下組織組長(50)らが、診療回数を水増しするなどした虚偽の診療報酬明細書を自治体に提出し、診療報酬をだまし取った事例（警視庁、2月検挙）

### (2) 組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況

28年における暴力団構成員等に係る組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング関係の規定の適用状況については、犯罪収益等隠匿について規定した第10条違反事件数が45件で、前年に比べ2件増加し、犯罪収益等収受について規定した第11条違反事件数が25件で、前年に比べ21件減少している。

また、第23条に規定する起訴前没収保全命令の適用事件数は34件で、前年に比べ12件減少している（図表2-16）。

#### 【犯罪収益等隠匿事件】

- 稲川会傘下組織幹部(40)が、貸金業法違反等に係る犯罪収益の帰属を偽装しようと企て、同幹部が管理する他人名義の口座に返済金を振込入金させ、犯罪収益等の取得につき事実を偽装した事例（山梨、1月検挙）
- 神戸山口組傘下組織幹部(41)が、貸金業法違反に係る犯罪収益の帰属を偽装しようと企て、同幹部が管理する他人名義の口座に返済金を振込入金させ、犯罪収益等の取得につき事実を偽装した事例（岡山、5月検挙）
- 東組傘下組織幹部(54)らが、わいせつ電磁的記録媒体頒布等に係る犯罪収益の帰属を偽装しようと企て、同幹部らが管理する他人名義の口座に販売代金を振込入金させ、犯罪収益等の取得につき事実を偽装した事例（滋賀・北海道、6月検挙）

#### 【犯罪収益等収受事件】

- 住吉会傘下組織幹部(40)が、他人が売春により得た犯罪収益の一部を、その情を知らずながら収受した事例（群馬、1月検挙）
- 六代目山口組傘下組織組長(49)らが、インターネットカジノ店経営者が賭博により得た犯罪収益の一部を、その情を知らずながら収受した事例（和歌山、8月検挙）

図表2-16 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）

の適用状況（事件数）

区分	年次									
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
犯罪収益等隠匿(10条)	35	41	49	46	43	27	35	26	43	45
犯罪収益等收受(11条)	25	21	41	44	38	28	40	28	46	25
起訴前の没収保全命令(23条)	7	21	23	36	30	39	54	45	46	34

図表2-17 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）

の適用状況（28年・前提犯罪の内訳・事件数）

前提犯罪の罪種名	10条	11条	23条	合計
強盗	1			1
恐喝			1	1
窃盗	11	4		15
不動産侵奪	1			1
詐欺	14	8	1	23
業務上横領	1			1
賭博等	3	4	12	19
わいせつ物頒布等	2		2	4
売春防止法	1	3	3	7
風営適正化法	1	3	8	12
貸金業・出資法	10	1	6	17
入管法			1	1
児童福祉法			1	1
児童ポルノ法			1	1
合計	45	25	34	104

(3) 伝統的資金獲得犯罪

19年以降、伝統的資金獲得犯罪の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合は、50%前後で推移している。この割合は、刑法犯・特別法犯の総検挙人員のうち暴力団構成員等の占める割合が6～7%台で推移していることからすると、高いといえる（図表2-18、19）。

28年の伝統的資金獲得犯罪に係る暴力団構成員等の検挙人員は、6,269人（前年比933人減）で、暴力団構成員等の総検挙人員の31.3%（前年比2.0ポイント減）を占めており、依然として、伝統的資金獲得犯罪が有力な資金源となっていることがうかがえる。

【覚醒剤事犯】

- 神戸山口組傘下組織幹部(67)らが、覚醒剤約100キログラムを密輸入するなどした事例（福岡等、2月検挙）



- 工藤會傘下組織組員(41)が、営利目的で覚醒剤約12グラムを所持した事例（福岡、9月検挙）
- 浪川会傘下組織組員(59)が、営利目的で覚醒剤約40グラムを所持した事例（佐賀、11月検挙）

**【恐喝事犯】**

- 六代目山口組傘下組織幹部(42)らが、風俗店経営者に対し、「おまえ払う気あるの。このまま払わんままなら、店を続けさせることはできんぞ。」などと告げ、みかじめ料を脅し取った事例（静岡、3月検挙）
- 工藤會傘下組織組長(47)らが、飲食店経営者に対し、「店でトラブルがあったら警察に頼むんか。今までどおりの付き合いでいいんやねえか。」などと告げ、みかじめ料を脅し取った事例（福岡、3月検挙）
- 神戸山口組傘下組織幹部(47)が、知人男性に対し、「50万円持って来い。持って来んかったらどうなるか分かるとるんか。」などと告げ、現金を脅し取った事例（山口、9月検挙）
- 工藤會傘下組織組長(48)らが、飲食店経営者に対し、「〇〇組の者やけど、オヤジから聞いとるよね、月3万ね。」などと告げ、みかじめ料を脅し取った事例（福岡、10月検挙）
- 神戸山口組傘下組織幹部(43)が、飲食店経営者に対し、「まとまった金がいるんやが。さらってやらないかん。」などと告げ、みかじめ料を脅し取った事例（愛媛、11月検挙）

**【賭博事犯】**

- 極東会傘下組織幹部(32)らが、プロ野球の公式戦を利用した賭博場を開帳して利益を図った事例（警視庁、1月検挙）
- 稲川会傘下組織幹部(43)が、全国高校野球大会の試合を利用した賭博場を開帳して利益を図った事例（岐阜、9月検挙）
- 会津小鉄会傘下組織組員(42)らが、全国高校野球大会の試合を利用した賭博場を開帳して利益を図った事例（奈良、9月検挙）

**図表 2-18 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員の推移**

区分	年次	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
暴力団構成員等の総検挙人員（人）		27,169 (7,766)	26,064 (7,197)	26,503 (6,776)	25,686 (6,216)	26,269 (5,982)	24,139 (5,510)	22,861 (5,333)	22,495 (4,734)	21,643 (4,589)	20,050 (4,612)
うち伝統的資金獲得犯罪検挙人員（人）		9,275 (2,565)	8,517 (2,344)	8,921 (2,270)	8,742 (2,222)	8,680 (2,010)	8,209 (1,796)	7,478 (1,651)	7,479 (1,457)	7,202 (1,410)	6,269 (1,253)
割合(%)		34.1 (33.0)	32.7 (32.6)	33.7 (33.5)	34.0 (35.7)	33.0 (33.6)	34.0 (32.6)	32.7 (31.0)	33.2 (30.8)	33.3 (30.7)	31.3 (27.2)
覚せい剤取締法違反		6,319 (1,403)	5,735 (1,181)	6,153 (1,286)	6,283 (1,313)	6,513 (1,207)	6,285 (1,150)	6,045 (1,109)	5,966 (979)	5,618 (910)	5,003 (845)
恐喝		2,175 (1,005)	2,013 (1,006)	1,800 (799)	1,684 (802)	1,559 (741)	1,334 (572)	1,084 (462)	1,084 (432)	1,042 (431)	830 (344)
賭博		648 (107)	639 (107)	789 (133)	652 (81)	405 (26)	511 (49)	294 (56)	366 (34)	515 (60)	423 (57)
ノミ行為等		133 (50)	130 (50)	179 (52)	123 (26)	203 (36)	79 (25)	55 (24)	63 (12)	27 (9)	13 (7)

注：括弧内は、暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員の検挙人員を指す。

図表 2-19 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員とその占める割合の推移

区分	年次	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
伝統的資金獲得犯罪の合計		9,275	8,517	8,921	8,742	8,680	8,209	7,478	7,479	7,202	6,269
暴力団構成員等が占める割合		49.6%	50.5%	52.2%	51.2%	53.6%	53.3%	52.9%	53.3%	51.7%	49.0%
覚せい剤取締法違反		6,319	5,735	6,153	6,283	6,513	6,285	6,045	5,966	5,618	5,003
暴力団構成員等が占める割合		53.1%	52.7%	53.3%	52.9%	55.3%	55.2%	56.1%	55.3%	52.1%	48.8%
恐喝		2,175	2,013	1,800	1,684	1,559	1,334	1,084	1,084	1,042	830
暴力団構成員等が占める割合		43.0%	45.0%	45.4%	44.8%	46.9%	43.7%	42.3%	44.1%	47.6%	46.3%
賭博		648	639	789	652	405	511	294	366	515	423
暴力団構成員等が占める割合		42.4%	47.0%	57.3%	49.7%	44.9%	58.3%	40.6%	49.8%	55.8%	58.3%
ノミ行為等		133	130	179	123	203	79	55	63	27	13
暴力団構成員等が占める割合		65.2%	77.4%	87.7%	96.9%	97.6%	94.0%	82.1%	98.4%	84.4%	46.4%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、伝統的資金獲得犯罪（各罪種）の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

(参考) 刑法犯・特別法犯総検挙人員において暴力団構成員等の検挙人員が占める割合

区分	年次	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
総検挙人員		452,116	420,346	415,076	399,998	378,201	356,389	328,113	316,965	304,868	289,016
うち暴力団構成員等の検挙人員		27,169	26,064	26,503	25,686	26,269	24,139	22,861	22,495	21,643	20,050
暴力団構成員等が占める割合		6.0%	6.2%	6.4%	6.4%	6.9%	6.8%	7.0%	7.1%	7.1%	6.9%

(4) 企業活動を利用した資金獲得犯罪

暴力団は、暴力団を利用する企業と結託するなどして、金融業、建設業等の各種事業活動に進出し、暴力団の威力を背景としつつも一般の経済取引を装い、様々な犯罪を引き起こしている。

ア 金融業

暴力団は、無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付けるなど、いわゆる「ヤミ金融」を営み、資金獲得を図っている実態がうかがえる（図表 2-20、2-21）。

【事例】

- 浪川会傘下組織組長(64)が、無登録で貸金業を営んだ事例（長崎、2月検挙）
- 神戸山口組傘下組織組長(65)が、無登録で貸金業を営み、法定の利息を超える利息を受領した事例（岡山、5月検挙）
- 七代目合田一家傘下組織組長(53)が、無登録で貸金業を営んだ事例（山口、11月検挙）
- 六代目山口組傘下組織幹部(46)が、無登録で貸金業を営み、法定の利息を超える利息を受領した事例（愛知、12月検挙）
- 神戸山口組傘下組織組長(44)が、無登録で貸金業を営み、法定の利息を超える利息を受領した事例（警視庁、12月検挙）

図表 2-20 貸金業法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

年次	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
暴力団構成員等の検挙人員	125	130	104	116	80	53	73	49	39	35
うち暴力団構成員の検挙人員	46	50	42	46	22	12	19	12	18	9
暴力団構成員等が占める割合	33.1%	40.9%	37.8%	39.2%	37.9%	29.4%	43.7%	33.3%	23.5%	27.6%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、貸金業法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

図表 2-21 出資法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

年次	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
暴力団構成員等の検挙人員	115	126	89	74	104	43	46	27	26	20
うち暴力団構成員の検挙人員	23	36	29	18	18	15	12	5	10	7
暴力団構成員等が占める割合	21.5%	25.5%	22.5%	25.1%	34.2%	22.9%	27.7%	16.5%	24.3%	15.6%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、いわゆる出資法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

## イ 建設業

暴力団は、自ら建設業を営んだり、建設業者と結託するなどして、公共工事等への参入を図っている実態がうかがえる。

### 【事例】

- 土木会社経営者(44)らが、法定の除外事由がないのに、許可を受けないで、法定の請負代金を超える建設工事を請け負い、建設業を営んだ事例（奈良、2月検挙）
- 建設会社経営者(66)らが、特定建設業を営むときに必要な専任技術者を置いていないにもかかわらず、これを置いている旨の虚偽の専任技術者証明書を提出した事例（福岡、9月検挙）
- 建設業経営者(40)が、法定の除外事由がないのに、許可を受けないで、法定の請負代金を超える解体工事を請け負い、建設業を営んだ事例（京都、10月検挙）

## ウ 労働者派遣事業

暴力団は、労働者派遣事業を営み、建設現場等へ労働者を違法に派遣し、不正な収益を得ている実態がうかがえる。

### 【事例】

- 土木会社経営者(44)らが、法定の除外理由がないのに、その従業員らを建設会社に災害復旧工事に従事する労働者として供給した事例（奈良、4月検挙）
- 稲川会傘下組織組長(55)らが、法定の除外事由がないのに、その従業員らを建設会社に除染作業に従事する労働者として供給した事例（北海道、6月）

図表 2-22 労働者派遣法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
暴力団構成員等の検挙人員		7	16	13	10	17	31	32	34	23	7
うち暴力団構成員の検挙人員		6	6	8	5	12	13	15	18	3	2
暴力団構成員等が占める割合		17.9%	48.5%	43.3%	58.8%	41.5%	73.8%	86.5%	87.2%	62.2%	21.9%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、いわゆる労働者派遣法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

## エ 風俗営業

暴力団は、風俗店経営者等と結託するなどして売春等に関与し、風俗営業に関する違法行為で得た犯罪収益等を資金源としている実態がうかがえる。

### 【事例】

- 店舗型性風俗特殊営業店運営会社役員(46)らが、女性に同店で働くことを勧誘し、公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者の募集を行った事例（愛知、3月検挙）
- 風俗店経営者(44)らが、店舗型性風俗特殊営業禁止地域内において、店舗型性風俗店を営んだ事例（福島、11月検挙）

## (5) 企業対象暴力及び行政対象暴力

28年における暴力団構成員等、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロによる企業対象暴力及び行政対象暴力事犯の検挙件数は424件（前年比43件減）となっており、このうち、企業対象暴力事犯は341件（同50件減）、行政対象暴力事犯は83件（同7件増）となっている。

また、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロの検挙人員は162人（同28人減）、検挙件数は105件（同25件減）であった。依然として暴力団構成員等の反社会的勢力が、企業や行政に対して威力を示すなどして、不当な要求を行っている実態がうかがえる。

### 【事例】

- 六代目山口組傘下組織幹部(37)が、会社役員に対し、「ここはワシのシマやが。事務所に挨拶に来るんが筋やろ。会社ごと潰すぞ。」などと告げ、現金を脅し取ろうとした事例（愛媛、3月検挙）

## (6) 金融・不良債権関連事犯

28年における暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙事件数は14件で、前年に比べ2件増加した（図表 2-23）。

企業融資等に関する融資詐欺事件といった融資過程におけるものが12件と前年と同数であり、競売入札妨害事件等の債権回収過程におけるものが2件と前年に比べ2件増加している。

### 【事例】

- 七代目合田一家総長(74)らが、経営する会社の所有地に対する強制執行を妨害する目的で虚偽の所有権移転登記を行うなどした事例（福岡・山口、1月検挙）
- 六代目山口組傘下組織組員(30)が、虚偽の勤務先や給与収入を記載した住宅ローン借入申込書を金融機関に提出し、融資金をだまし取った事例（大阪、3月検挙）
- 神戸山口組傘下組織組長(56)が、所有する不動産に対する強制執行を妨害する目的で息子に所有権が移転した旨の内容虚偽の登記申請を行い、無償で譲渡した事例（警視庁、7月検挙）
- 六代目山口組傘下組織幹部(36)らが、信販会社に対し、暴力団員ではなく定職を有し継続的に一定の収入を得ているかのように装って、自動車を購入するとしてオートクレジット契約を申し込み、融資金をだまし取った事例（愛知、10月検挙）

図表 2-23 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙事件数の推移

区分 \ 年次	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
融資過程	15	12	39	33	45	28	34	26	12	12
債権回収過程	10	6	6	2	9	11	2	0	0	2
合計	25	18	45	35	54	39	36	26	12	14

注1：「融資過程」とは「融資過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注2：「債権回収過程」とは「債権回収過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

## 第4 暴力団対策法の施行状況等

### 1 指定状況

4月15日、神戸山口組が兵庫県公安委員会により新たに指定されたほか、六代目山口組、稲川会、住吉会を含む13団体が第9回目の指定を受けた。

なお、28年末現在、22団体が指定暴力団として指定されている（図表 2-24）。

### 2 行政命令の発出状況

#### (1) 中止命令

19年以降、中止命令の発出件数は減少傾向にあるところ、28年においては、1,337件と前年に比べ31件減少している（図表 2-25）。なお、暴力団対策法施行後の中止命令の累計は、47,073件となっている。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが939件（前年比60件減）と全体の70.2%を、加入強要・脱退妨害（16条）に対するものが147件（同19件減）と全体の11.0%を、それぞれ占めている（図表 2-26）。

暴力的要求行為（9条）に対する中止命令の発出件数を条項別にみると、不当贈与要求（2号）に対するものが451件（同27件減）、みかじめ料要求（4号）に対するものが126件（同54件減）、

用心棒料等要求（5号）に対するものが277件（同18件増）となっている。また、加入強要・脱退妨害（16条）に対する中止命令の発出件数を条項別にみると、少年に対する加入強要・脱退妨害（1項）が14件（同増減なし）、威迫による加入強要・脱退妨害（2項）が120件（同24件減）となっている。

団体別では、六代目山口組に対するものが278件（同170件減）と最も多く、全体の20.8%を占め、次いで住吉会271件（同6件減）、稲川会189件（同55件減）の順となっている（**図表2-26**）。

**【事例】**

- 六代目山口組傘下組織組長(69)が、男性に対し、「やくざには駐車場なんか貸されへん言うとなったらしいやん。あんまりがたがたしとったら、これ以上、気張ってしまうで。」などと告げて、暴力団の威力を示して宅地等の貸借をみだりに要求したことから、その要求等をしてはならないことを命じた事例（大阪、2月）
- 住吉会傘下組織幹部(54)らが、飲食店経営者らに対し、「うちで正月飾り頼むぞ。1万円な。年末にうちの若いのが持っていくからよ。来年もうちで頼むぞ。」などと告げて、暴力団の威力を示して正月用飾り物の購入を要求したことなどから、その要求等をしてはならないことを命じた事例（警視庁、3月）
- 神戸山口組傘下組織幹部(42)が、同じ組織の組員から脱退したい旨告げられるや、「俺に対するけじめはどうすんの。登録外すて言うたら無理やで。」などと威迫して、脱退を妨害したことから、これを継続してはならないことを命じた事例（京都、5月）
- 六代目会津小鉄会傘下組織組員(54)が、市発注に係る公衆トイレ改修工事に関して、市職員に対し、「施工業者を指名停止にしろ。わしも〇〇会やっとするし、事務所に呼んで大声出す訳にもいかんからな。」などと告げて、暴力団の威力を示して業者を公共事業から排除するようみだりに要求したことから、その要求等をしてはならないことを命じた事例（京都、8月）

**図表2-25 行政命令の発出件数の推移**

区分 \ 年次	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
中止命令	2,427	2,270	2,119	2,130	2,064	1,823	1,747	1,687	1,368	1,337
再発防止命令	110	86	65	85	93	81	62	39	36	33
請求妨害防止命令	—	3	0	8	5	2	5	3	2	0
用心棒行為等防止命令	—	—	—	—	—	—	9	4	8	2
賞揚等禁止命令	—	61	30	8	14	12	2	2	4	6
事務所使用制限命令	0	0	0	0	27(1)	17	0	4	4	0

注：括弧内は撤回した仮命令の件数を外数で示している。事務所使用制限に係る仮命令を発出したところ、事務所が撤去されたことから、撤回したものである。

## (2) 再発防止命令

19年以降、再発防止命令の発出件数は減少傾向にあるところ、28年においては、33件と前年に比べ3件減少している（**図表2-25**）。なお、暴力団対策法施行後の再発防止命令の累計は、1,820件となっている。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが22件（前年比7件減）と全体の66.7%を、加入強要・脱退妨害（16条）に対するものが6件（同1件増）と全体の18.2%を、それぞれ占めている（**図表2-26**）。

暴力的要求行為（9条）に対する再発防止命令の発出件数を条項別にみると、不当贈与要求（2号）に対するものが6件（同2件減）、みかじめ料要求（4号）に対するものが7件（同2件減）、用心棒料等要求（5号）に対するものが9件（同2件減）となっている。また、加入強要・脱退妨害（16条）に対する再発防止命令の発出件数を条項別にみると、少年に対する加入強要・脱退妨害（1項）が1件（同1件増）、威迫による加入強要・脱退妨害（2項）が5件（同増減なし）となっている。

団体別では、六代目山口組に対するものが12件（同3件減）と最も多く、全体の36.4%を占め、次いで稲川会7件（同3件増）、住吉会5件（同1件増）の順となっている（**図表2-26**）。

### 【事例】

- 六代目山口組傘下組織組員(30)が、知人男性に対し、「自分は現役なんで、もし、花代の集金が警察に知れたら、中止命令を受けたり逮捕されたりするんで、代わりに集金お願いします。」などと告げて、縄張内で営業を営む者に暴力団の威力を示して花の購入を要求することを依頼し、後日さらに同知人男性に対し、同様の依頼をしたことなどから、1年間、更に反復して類似の準暴力的要求行為の要求等をしてはならないことを命じた事例（愛知、3月）
- 稲川会傘下組織組員(41)が、飲食店経営者に対し、「俺は堅気じゃあないんだ。花代を付き合ってもらえれば店を守ってあげられるんだけど。」などと告げて、暴力団の威力を示して同所で営業を営むことを容認する対償としての金品等及び用心棒料を要求し、さらに他の飲食店に対しても同様の要求をしたことなどから、1年間、更に反復して類似の暴力的要求行為等をしてはならないことを命じた事例（群馬、4月）
- 六代目山口組傘下組織組員(22)が、かねてから暴力団に加入することを勧誘していた男性から暴力団への加入を拒絶された際、「やめさせて下さいでやめられる世界じゃねえぞ。北海道にいないほうがいいぞ。」などと告げ、同男性を威迫して暴力団に加入することを強要し、さらに他の者に対しても同様の行為をしたことなどから、1年間、更に反復して暴力団への加入強要等をしてはならないことを命じた事例（北海道、6月）
- 松葉会傘下組織組員(36)が、新聞販売店経営者に対し、「俺は地元の者ですが、前からJRの時刻表にお宅の新聞販売所の広告を掲載させてもらっています。1枠2万円ですので、うちらと付き合ってくださいよ。」などと告げて、暴力団の威力を示して自作の電車時刻表への広告掲載

費用を要求し、さらに他の経営者に対しても同様の要求をしたことなどから、1年間、更に反復して類似の暴力的要求行為等をしてはならないことを命じた事例（千葉、12月）

### (3) 請求妨害防止命令

28年における損害賠償請求等の妨害についての防止命令の発出はなかった（前年比2件減）（**図表2-25**）。

### (4) 用心棒行為等防止命令

28年における縄張に係る禁止行為についての防止命令の発出件数は2件で、前年に比べて6件減少している（**図表2-25**）。これらの命令は、全て六代目山口組に対するもの（前年比5件減）である（**図表2-26**）。

#### 【事例】

- 六代目山口組傘下組織幹部(38)が、縄張内に所在する飲食店の経営者から、「面倒を見てもらえますか。毎月3万円払うので、やくざやチンピラの情報を下さい。」などと依頼され、「心配するな、俺が面倒見ること話が付いたから。」等と告げて、用心棒の役務を提供することを約束したことから、その役務提供等をしてはならないことを命じた事例（愛知、4月）

### (5) 賞揚等禁止命令

28年における暴力行為の賞揚等についての禁止命令の発出件数は6件であり、前年に比べて2件増加している（**図表2-25**）。これらの命令は、全て浪川会に対するもの（前年比6件増）である（**図表2-26**）。

#### 【事例】

- 浪川会会長(60)らが、道仁会との対立抗争において道仁会会長を射殺して刑に処せられた組員らに対し、賞揚等をする目的で金品等の供与をするおそれが認められたことから、同会長らに対して、出所祝い、放免祝いその他名目いかんを問わず、同組員らに金品等を供与することなどをしてはならないことを命じた事例（福岡、5月）

### (6) 事務所使用制限命令

28年における事務所使用制限命令の発出はなかった（前年比4件減）（**図表2-25**）。



### 3 命令違反事件の検挙状況

28年における命令違反事件の検挙事件数は3件であり、前年に比べて2件減少している。これらの検挙は、全て再発防止命令違反であり、六代目山口組傘下組織組員によるものが2件、道仁会傘下組織組員によるものが1件となっている。

#### 【事例】

- 道仁会傘下組織組員(21)は、人に対し、名目のいかんを問わず、金品等の贈与をみだりに要求することなどを禁ずる旨の再発防止命令を受けていたものであるが、その命令の期間内において、借金の返済名目で現金の贈与を要求したことから、再発防止命令違反として検挙した事例（福岡、12月）

図表2-24

## 指定暴力団一覧表(22団体)

番号	名称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田 建市	1都1道2府39県	約5,200人
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	辛 炳圭	1都1道16県	約2,500人
3	住吉会	東京都港区赤坂6-4-21	西口 茂男	1都1道1府15県	約3,100人
4	五代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12	野村 悟	3県	約420人
5	旭琉會	沖縄県沖縄市上地2-14-17	富永 清	1県	約360人
6	六代目会津小鉄会	京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町176-1	馬場 美次	1道1府	約110人
7	五代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	守屋 輯	1県	約180人
8	七代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	金 教煥	3県	約90人
9	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-24	平岡 喜榮	1県	約70人
10	五代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	中岡 豊	2県	約90人
11	道仁会	福岡県久留米市京町247-6	小林 哲治	4県	約540人
12	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良 博文	1県	約40人
13	双愛会	千葉県市原市潤井戸1343-8	椎塚 宣	2県	約140人
14	三代目狭道会	広島県尾道市山波町3025-1	渡邊 望	5県	約100人
15	太州会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	1県	約130人
16	九代目酒梅組	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	吉村 三男	1府	約30人
17	極東会	東京都豊島区西池袋1-29-5	曹 圭化	1都1道12県	約590人
18	二代目東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	滝本 博司	1府	約140人
19	松葉会	東京都台東区西浅草2-9-8	荻野 義朗	1都1道8県	約650人
20	三代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金 寅純	3県	約150人
21	浪川会	福岡県大牟田市上官町2-4-2	朴 政浩	1都5県	約240人
22	神戸山口組	兵庫県淡路市志筑88-1	井上 邦雄	1都1道2府32県	約2,600人

注1：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」、「構成員数」は、平成28年末のものを示している。

注2：28年末における全暴力団構成員数(約1万8,100人)に占める指定暴力団構成員数(約1万7,400人)の比率は96.1%である。

図表 2-26 平成28年における中止命令等適用状況

○ 形態別

形態別	区分	中止命令	その他の命令	
9 条	1号	人の弱みにつけ込む金品等要求行為	3	0
	2号	不当贈与要求行為	451	6
	3号	不当下請等要求行為	3	0
	4号	みかじめ料要求行為	126	7
	5号	用心棒料等要求行為	277	9
	6号	高利債権取立行為	22	0
	7号	不当債権取立行為	5	0
	8号	不当債務免除要求行為	29	0
	9号	不当貸付要求行為	11	0
	10号	不当金融商品取引要求行為	0	0
	11号	不当自己株式買取等要求行為	0	0
	12号	不当預貯金受入要求行為	0	0
	13号	不当地上げ行為	0	0
	14号	競売等妨害行為	0	0
	15号	不当宅地等取引要求行為	0	0
	16号	不当宅地賃借要求行為	1	0
	17号	不当建設工事要求行為	0	0
	18号	不当施設利用要求行為	0	0
	19号	不当示談介入行為	0	0
	20号	因縁をつけての金品等要求行為	10	0
	21号	不当許認可等要求行為	0	0
	22号	不当許認可等排除要求行為	0	0
	23号	不当入札参加要求行為	0	0
	24号	不当入札排除要求行為	0	0
	25号	談合入札要求行為	0	0
	26号	不当公契約排除要求行為	1	0
	27号	不当公契約下請等あっせん要求行為	0	0
	小計	939	22	
10 条	1項	暴力的要求行為の要求等	—	0
	2項	暴力的要求行為の現場立会援助	234	—
	小計	234	0	
12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	—	0	
12条の3	準暴力的要求行為の要求等	—	4	
12条の5	準暴力的要求行為	10	1	
15 条	1項	指定暴力団相互の対立抗争	—	0
	3項	指定暴力団内部の対立抗争	—	0
		小計	0	0
16 条	1項	少年に対する加入強要・脱退妨害	14	1
	2項	威迫による加入強要・脱退妨害	120	5
	3項	密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	13	0
		小計	147	6
17条	加入の強要の命令等	—	0	
20条	指詰め等の強要等	3	0	
21条	指詰め等の強要の命令等	—	0	
24条	少年に対する入れ墨の強要等	1	0	
25条	少年に対する入れ墨の強要の要求等	—	0	
29条	事務所における禁止行為	3	—	
30条の2	損害賠償請求等の妨害	0	0	
30条の5	暴力行為の賞揚等	—	6	
30条 の6	1項	用心棒の役務提供等	0	2
	2項	用心棒行為等の要求等	—	0
	小計	0	2	
30条の9	特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為	0	0	
30条の11-1項	特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限	—	0	
	合計	1,337	41	

※ 「その他の命令」のうち、15条及び30条の11-1項は事務所使用制限命令、30条の2は請求妨害防止命令、30条の5は賞揚等禁止命令、30条の6-1項は再発防止命令及び用心棒行為等防止命令で、これら以外は再発防止命令のことである。

○ 団体別

団体別	区分	中止命令	再発防止命令	請求妨害防止命令	用心棒行為等防止命令	賞揚等禁止命令	事務所使用制限命令
六代目山口組		278	12	0	2	0	0
稲川会		189	7	0	0	0	0
住吉会		271	5	0	0	0	0
五代目工藤會		1	0	0	0	0	0
旭琉會		32	0	0	0	0	0
六代目会津小鉄会		3	0	0	0	0	0
五代目共政会		2	0	0	0	0	0
七代目合田一家		1	0	0	0	0	0
四代目小桜一家		0	0	0	0	0	0
五代目浅野組		2	0	0	0	0	0
道仁会		25	3	0	0	0	0
二代目親和会		1	0	0	0	0	0
双愛会		15	1	0	0	0	0
三代目俠道会		2	0	0	0	0	0
太州会		3	0	0	0	0	0
九代目酒梅組		2	0	0	0	0	0
極東会		43	0	0	0	0	0
二代目東組		11	0	0	0	0	0
松葉会		82	2	0	0	0	0
三代目福博会		5	1	0	0	0	0
浪川会		12	0	0	0	6	0
神戸山口組		122	1	0	0	0	0
指定暴力団員以外		235	1	0	0	0	0
	合計	1,337	33	0	2	6	0

※ 「団体別」の名称については、平成28年末のものを示している。

## 第5 暴力団排除条例の施行状況等

### 1 条例の制定及び施行

23年10月までに全ての都道府県において暴力団排除条例（以下「条例」という。）が施行されており、各都道府県は、条例の効果的な運用を行っている。

なお、市町村における条例については、28年末までに44都道府県内の全市町村で制定され、他の県の市町村においても、制定に向けた動きが見られる。

### 2 条例の適用状況

各都道府県においては、条例に基づいた勧告等を実施している。28年における実施件数は、勧告が74件、指導が2件、中止命令が10件、再発防止命令が1件、検挙が8件となっている（27年は勧告が69件、中止命令が5件、検挙が8件）。

#### 【勧告及び命令事例】

- 飲食店経営者(45)が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、二代目熊本會幹部(61)に同店を会場場所として使用させたことから、同経営者に対して勧告を実施し、同幹部に対しては、勧告を実施した上、これに従わなかったことから氏名等を公表した事例（熊本、1月）
- 五代目工藤會傘下組織組員らが、条例で定める暴力団排除特別強化地域の風俗店経営者等に対し、営業を営むことを容認する対償として金員の供与を要求したことなどから、同会の運営を支配する地位にある同会幹部(59)に対し、1年間、同会組員に縄張りの設定又は維持の目的で同地域内の風俗店等の事業所に立ち入ることなどを禁止するよう指示することを命じた事例（福岡、3月）
- 建築会社が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる情を知りながら、神戸山口組傘下組織の事務所に鉄板等を取り付ける対立抗争対策の工事を行ったことから、同社及び同傘下組織組長(45)らに対し、勧告を実施した事例（愛知、6月）
- 塗装業経営者(22)が、元請業者に工事代金を支払わせる目的で暴力団の威力を利用したことに関し、住吉会傘下組織組員(38)に報酬として現金を供与したことから、同経営者及び組員に対し、勧告を実施した事例（栃木、8月）
- 法人経営の飲食店が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる情を知りながら、住吉会傘下組織組長(68)に同店を会場場所として使用させたほか、塗装業経営者(24)らが暴力団の威力を利用する目的で会費名目に現金を供与したことなどから、同法人及び経営者ら並びに同組長に対し、勧告を実施した事例（神奈川、10月）
- デリバリーヘルスの経営者(41)が、暴力団の威力を利用する目的で、六代目山口組傘下組織幹部(47)に現金を供与したことから、同経営者及び同幹部に対し、勧告を実施した事例（静岡、11月）

### 【検挙事例】

- 神戸山口組傘下組織組長(54)らが、条例で定める暴力団事務所の開設又は運営の禁止区域に暴力団事務所を開設し、運営したことから、条例違反として検挙した事例（鹿児島、2月検挙）
- 六代目山口組傘下組織幹部(46)らが、条例で定める暴力団排除特別区域において、風俗店経営者(58)から用心棒料を受けていたことから、条例違反として同幹部らと同経営者を検挙した事例（愛知、10月検挙）
- 稲川会傘下組織組長(57)らが、条例で定める暴力団事務所の開設又は運営の禁止区域に暴力団事務所を開設し、運営したことから、条例違反として検挙した事例（福島、10月検挙）

## 第6 暴力団排除等の推進

### 1 公共部門における暴力団排除

#### (1) 公共事業等からの暴力団排除

警察においては、国や地方自治体等と連携を密にし、暴力団の維持・運営に協力していた建設業者等を指名除外等により各種入札・契約から排除している。

#### ア 国における取組

第8回犯罪対策閣僚会議（18年12月開催）において、①「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」及び②「暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入」を政府として進めることとされた。

また、24年9月までに、警察庁と全ての省庁（1府11省1庁）が、あらゆる公共事業等から暴力団関係企業を排除する枠組みを構築した。

#### イ 地方自治体における取組

##### ① 暴力団排除条項の整備

地方自治体においては、暴力団や暴力団員、これらと社会的に非難されるべき関係にある者等を的確に公共工事等から排除するため、入札参加資格基準等に暴力団排除条項を順次整備している。

- 28年までに、全都道府県において、全ての公共事業等を対象とした暴力団排除条項の整備が完了している。

### 【事例】

- 公共工事の発注者が、落札業者の決定後、速やかに警察に落札者情報を提供し、警察が暴力団による不当要求に先んじて当該業者に暴力団排除を指導したり、発注者が下受け・孫請けを含めた事業者情報を警察と共有するなどの枠組みを整備した事例（福岡、4月）

② 通報報告制度の整備

地方自治体においては、公共工事の受注業者等に対し、暴力団構成員等から不当介入を受けた場合の警察への通報及び発注者への報告を義務付け、これを怠った場合にはペナルティを科すという通報報告制度を順次設けている。

(参考)

地方自治体における暴力団排除条項等の整備状況

平成28年12月末現在

	暴力団排除条項		下請・再委託契約		通報報告制度	
	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
公共工事	47	1,730	47	1,665	47	1,464
測量・建設コンサルタント	47	1,726	47	1,654	47	1,460
役務提供	47	1,640	—	—	47	1,378
物品・資材調達	47	1,642	—	—	47	1,368
公有財産売払い	47	1,487	—	—	—	—

※ 自治体の総数 都道府県：47 市区町村：1,741

【主な排除事例】

- 六代目山口組傘下組織組員らを労働者派遣事業法違反等で検挙し、その捜査の過程で、同組員が実質的に経営を支配している建設会社及び同組員と社会的に非難される関係を有している建設会社が判明したことから、それらの会社を国等に通報し、公共工事から排除した事例（北海道、2月）
- 神戸山口組傘下組織幹部を貸金業法違反で検挙したところ、同幹部が解体業を営んでいることが判明したことから、これを国等に通報し、公共工事から排除した事例（福岡、5月）

(2) 各種業法による暴力団排除

警察においては、各種業法違反の検挙や各種業法に定められた暴力団排除条項の効果的な活用により、暴力団関係企業の排除を進めている。

【事例】

- 県からの照会に基づいて建設業の許可申請業者を調査したところ、同業者の役員が元六代目山口組傘下組織組長であることが判明したことから、その旨を県に回答し、県から同業者に対し許可することはできない旨を告げたところ、同業者が申請を取り下げた事例（栃木、1月）
- 建設業及び産業廃棄物収集運搬業の許可を有する会社について調査したところ、その代表取締役が元六代目山口組傘下組織組員であることが判明し、調査の過程で建設業については同社が自主的に廃業届を提出したが、産業廃棄物収集運搬業については、県に通報して、県が許可を取り消した事例（埼玉、5月）

- 道からの照会に基づいて建設業の許可の更新に係る申請業者を調査したところ、同業者の役員が、稲川会傘下組織組長であることが判明したことから、その旨を道に回答し、道から同業者に対し、許可することはできない旨を告げたところ、同業者が廃業届を提出した事例（北海道、10月）

### (3) その他公共部門における暴力団排除

地方自治体においては、生活保護費等の給付や公営住宅への入居等から暴力団を排除する取組を進めている。

#### 【事例】

- 県からの照会に基づいて生活保護受給中の者について調査したところ、六代目山口組傘下組織幹部であることが判明したことから、その旨を県に回答し、支給が打ち切られた事例（和歌山、6月）
- 捜査の過程において、神戸山口組傘下組織組長が、公営住宅に居住していることが判明したことから、その旨を府等に通報し、公営住宅から排除した事例（大阪、7月）

## 2 民間部門における暴力団排除

### (1) 企業活動からの暴力団排除

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（19年6月、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下「企業指針」という。）の策定と、暴力団排除条例の制定・施行に伴う社会における暴力団排除の気運の高まりを踏まえ、多くの企業が、企業指針に定められている反社会的勢力による被害を防止するための基本原則（①組織としての対応、②外部専門機関との連携、③取引を含めた一切の関係遮断、④有事における民事と刑事の法的対応、⑤裏取引や資金提供の禁止）の履行に取り組んでいるところである。

### (2) 証券取引における暴力団排除

証券業界においては、18年、証券市場における反社会的勢力排除の推進及び関係機関との連携を図るため、証券保安連絡会を立ち上げ、21年3月、日本証券業協会が「不当要求情報管理機関」として国家公安委員会の登録を受けた上、22年5月には、取引約款等への暴力団排除条項の導入を義務付けるなどした「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を制定した。さらに25年1月には、警察庁のサーバと同協会のサーバを接続し、同協会又はその会員各社に設置された照会端末を利用して、有価証券取引等に必要な口座開設を申請する者等の暴力団構成員等該当性について各社から照会に応じるシステムを構築して、証券取引からの暴力団等反社会的勢力の排除に向けた取組を積極的に推進している。

### (3) 中小企業等における暴力団排除

中小企業4団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会及び全国商店街振興組合連合会）は、23年6月に、各都道府県の下部組織に対し、企業指針の普及促進等、企業活動からの暴力団排除の取組を行うよう通知した。27年4月には、日本商工会議所が、会員からの暴力団排除条項を盛り込んだ定款例を全国の商工会議所に示すなど、警察と連携を図りながら暴力団排除を推進している。

### (4) 祭礼・露店からの暴力団排除

警察においては、暴力団が祭礼や露店出店等に直接又は間接に関与し、これを資金源としている実態がうかがえることから、住民の安全・安心の確保はもとより、その資金源の封圧のため、祭礼・露店からの暴力団排除を推進している。

#### 【事例】

- 露天商組合からの照会に基づいて祭礼の出店申請者について調査したところ、極東会傘下組織組員であることが判明したことから、その旨を回答し、同組員を同祭礼及び組合から排除した事例（千葉、6月）

## 3 地域・住民による暴力団排除

### (1) 損害賠償請求等に対する支援

警察においては、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）、弁護士会民事介入暴力対策委員会（以下「民暴委員会」という。）等と連携し、暴力団構成員等が行う違法・不当な行為の被害者等が提起する損害賠償請求に対して必要な支援を行っている。

暴力団対策法第31条の2（威力利用資金獲得行為に係る代表者等の損害賠償責任）の規定に基づく損害賠償請求訴訟については、28年末現在で22件提起されており、その状況は、係争中10件、和解等による解決12件となっている。

### (2) 事務所撤去運動に対する支援

警察においては、都道府県センター、民暴委員会等と連携し、住民運動に基づく暴力団事務所の明渡請求訴訟等について、必要な支援を行っている。

#### 【事例】

- 発砲を受けるなどしていた神戸山口組傘下組織事務所につき、その付近の小学校の設置者である水戸市が茨城県民暴委員会等と連携して事務所使用禁止仮処分命令を裁判所に申し立てたことから、警察が情報提供等の必要な支援を行っていたところ、暴力団事務所として使用しないことなどを内容とする和解が成立するとともに荷物が搬出され、事務所が撤去された事例（茨城、6月）



## 4 暴力団排除活動に対する支援

### (1) 保護対策の強化

警察においては、暴力団との関係遮断に取り組む市民等の安全確保の徹底を図るため、「保護対策実施要綱」に基づき、身辺警戒員(略称「P O」(Protection Officer))をあらかじめ指定して警戒体制を強化するなど、組織の総合力を発揮した保護対策に取り組んでいる。

### (2) 暴力団情報の提供

暴力団排除条例の施行と暴力団の活動実態等の多様化・不透明化に伴い、事業者等からの暴力団情報の提供要請が拡大しており、このような情勢の変化に的確に対応し、社会における暴力団排除を一層推進するため、23年12月及び25年12月に暴力団情報の部外への提供の在り方を見直した。具体的には、これまでの「暴力団犯罪による被害防止等」や「暴力団の組織の維持又は拡大への打撃」という提供要件に、「条例上の義務履行の支援」という要件を追加したほか、共生者等についても情報提供の対象とするなど、実態を踏まえた運用を行っている。

## 5 都道府県センターの活動状況

### (1) 暴力団関係相談の受理及び対応

都道府県センターでは、暴力団が関係する多種多様な事案についての相談を受理し、暴力団による被害の防止・回復等に向けた指導・助言を行っている。

28年中の暴力団関係相談の受理件数は5万1,967件であり、このうち警察で2万1,823件、都道府県センターで3万144件を受理した(図表2-27)。

図表2-27 暴力団関係相談の受理件数

区分	年次	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
	相談受理件数		33,944	34,616	35,127	36,870	40,971	46,351	47,098	53,487	52,619
	うち警察	15,893	16,371	16,186	17,035	19,472	22,369	23,630	24,183	22,637	21,823
	うちセンター	18,051	18,245	18,941	19,835	21,499	23,982	23,468	29,304	29,982	30,144

### (2) 不当要求防止責任者講習の実施

都道府県センターでは、都道府県公安委員会からの委託を受け、各事業所の不当要求防止責任者に対し、暴力団等からの不当要求による被害を防止するために必要な対応要領等の講習を実施している。28年4月現在の不当要求防止責任者の数は51万2,491人で、27年度中に実施された不当要求防止責任者講習の開催回数は2,064回、同講習の受講人数は延べ7万9,983人であった。

### (3) 適格都道府県センターによる事務所使用差止請求制度の運用

都道府県センターは、26年7月までに全て適格都道府県センターとして国家公安委員会の認定を受けており、指定暴力団等の事務所の使用により生活の平穏等が違法に害されていることを理由として当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めを請求しようとする付近住民等から委託を受け、当該委託をした者のために自己の名をもって、当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めの請求を行っている。

#### 【事例】

- 適格都道府県センターとして認定を受けた公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが、県内所在の住吉会傘下組織事務所について、付近住民からの委託を受けて、27年11月、使用差止請求訴訟を提起した結果、28年4月、暴力団事務所として使用しないことなどを内容とする和解が成立した事例（埼玉、4月）
- 28年1月、六代目山口組傘下組織事務所に対して、火炎瓶が投げ込まれる事件が発生したことから、適格都道府県センターとして認定を受けた公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターが、同事務所について、付近住民からの委託を受けて、同年8月、使用差止等の仮処分命令の申立てを行ったところ、同年9月、暴力団事務所として使用してはならないなどとする仮処分命令が決定された事例（福岡、9月）

#### (4) 暴力団構成員の離脱促進、社会復帰の状況

28年中、警察及び都道府県センターが援助の措置等を行うことにより暴力団から離脱することができた暴力団構成員の数については、約640人（前年比約40人増）となっている（図表2-28）。

##### 【事例】

- 六代目山口組傘下組織組員が公益財団法人長野県暴迫県民センターを訪れ、「組から脱退して真っ当な仕事をしたい。」等と申し立てたことから、警察と連携して離脱支援を行うとともに、長野県社会復帰対策協議会加盟のNPO法人長野県就労支援事業者機構と連携して就労支援を行った結果、離脱及び早期就労に至った事例（長野、3月）
- 双愛会傘下組織組員が山口県警察を訪れ、「ヤクザの世界から足を洗いたいと思い、神奈川県から地元である山口県へ逃げ帰った。」等と申し立てたことから、神奈川県警察と連携して離脱支援を行うとともに、就労支援を行った結果、離脱及び早期就労に至った事例（山口・神奈川、9月）

図表2-28 離脱支援により暴力団から離脱した者の推移（概数）

年次 区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
離脱者	650	780	660	630	690	600	520	490	600	640

## 第3章：薬物・銃器情勢

### 凡 例

- 各薬物事犯における密輸入事犯や営利犯等の違反態様別の数値には、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）違反を適用した検挙件数・人員は含まない。
- 平成26年11月25日、薬事法の名称が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「医薬品医療機器法」という。）に変更された。
- 本資料における「暴力団構成員等」とは、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。

### 第1 薬物情勢

平成28年における薬物情勢の特徴としては、以下のことが挙げられる。

- 薬物事犯検挙人員は13,411人（前年比－113人、－0.8%）と、前年並みであった。  
このうち、覚醒剤事犯検挙人員は10,457人（前年比－565人、－5.1%）と減少した一方で、大麻事犯検挙人員は2,536人（前年比＋435人、＋20.7%）と引き続き増加傾向にある。  
大麻事犯については、20歳未満、20歳代、30歳代の人口10万人当たりの検挙人員がそれぞれ3.0人、7.9人、5.8人（それぞれ前年比＋1.0人、＋1.0人、＋1.5人）と、若年層を中心に増加した。
- 覚醒剤の密輸入押収量は1,428.4キロ（前年比＋1,033.8キロ、＋262.0%）と、船舶を利用した大量密輸入事件を相次いで検挙したことなどに伴い大幅に増加した。  
密輸入事犯検挙件数は82件（前年比＋9件、＋12.3%）と増加した一方で、航空機利用の「運び屋」によるものは41件（前年比－3件、－6.8%）と引き続き減少した。
- 危険ドラッグ事犯の検挙人員は920人（前年比－276人、－23.1%）と、5年ぶりに減少し、検挙人員のうち63.6%は、平成27年末までに認知したものとなっている。  
危険ドラッグ乱用者の検挙人員のうち、インターネットを利用して危険ドラッグを入手した者の割合が42.1%を占めた。

上記のことから、末端乱用者の取締りと広報啓発を継続するとともに、薬物密輸・密売組織の上層部に迫る取締りを強化することとしている。また、危険ドラッグについて、関係機関と連携した水際対策、インターネット販売対策を継続することとしている。

## 1 薬物事犯の検挙状況

### (1) 薬物事犯の検挙状況

薬物事犯（覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯及びあへん事犯をいう。以下同じ。）の検挙人員は13,411人（前年比－113人、－0.8%）であり、このうち暴力団構成員等の検挙人員は5,781人（前年比－602人、－9.4%）と、薬物事犯の検挙人員の43.1%を占めている。また、外国人の検挙人員は868人（前年比＋51人、＋6.2%）と、薬物事犯の検挙人員の6.5%を占めている（**図表3－1**）。

図表3-1 薬物事犯別検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年別	平24	平25	平26	平27	平28
覚醒剤事犯	検挙件数		16,362	15,232	15,355	15,980	15,219
	検挙人員		11,577	10,909	10,958	11,022	10,457
	暴力団構成員等		6,373	6,096	6,024	5,712	5,067
	構成比率(%)		55.0	55.9	55.0	51.8	48.5
	外国人		617	588	595	591	605
	構成比率(%)		5.3	5.4	5.4	5.4	5.8
大麻事犯	検挙件数		2,220	2,086	2,362	2,771	3,439
	検挙人員		1,603	1,555	1,761	2,101	2,536
	暴力団構成員等		562	467	484	591	649
	構成比率(%)		35.1	30.0	27.5	28.1	25.6
	外国人		110	94	133	154	181
	構成比率(%)		6.9	6.0	7.6	7.3	7.1
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数		526	862	637	706	784
	MDMA等合成麻薬		162	216	129	109	86
	コカイン		148	97	144	230	364
	ヘロイン		51	33	11	8	3
	その他		165	516	353	359	331
	検挙人員		280	478	378	398	412
	暴力団構成員等		77	150	108	80	65
	構成比率(%)		27.5	31.4	28.6	20.1	15.8
	外国人		56	64	49	71	82
	構成比率(%)		20.0	13.4	13.0	17.8	19.9
	MDMA等合成麻薬		81	105	62	45	38
	暴力団構成員等		27	32	21	11	6
	構成比率(%)		33.3	30.5	33.9	24.4	15.8
	外国人		10	9	6	6	7
	構成比率(%)		12.3	8.6	9.7	13.3	18.4
	コカイン		61	46	61	86	142
	暴力団構成員等		13	5	14	14	34
	構成比率(%)		21.3	10.9	23.0	16.3	23.9
	外国人		13	20	14	32	50
	構成比率(%)		21.3	43.5	23.0	37.2	35.2
	ヘロイン		30	20	5	3	0
	暴力団構成員等		10	0	0	0	0
	構成比率(%)		33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
外国人		26	19	1	3	0	
構成比率(%)		86.7	95.0	20.0	100.0	0.0	
その他		108	307	250	264	232	
暴力団構成員等		27	113	73	55	25	
構成比率(%)		25.0	36.8	29.2	20.8	10.8	
外国人		7	16	28	30	25	
構成比率(%)		6.5	5.2	11.2	11.4	10.8	
あへん事犯	検挙件数		8	11	24	6	11
	検挙人員		6	9	24	3	6
	暴力団構成員等		0	0	1	0	0
	構成比率(%)		0.0	0.0	4.2	0.0	0.0
	外国人		1	2	1	1	0
	構成比率(%)		16.7	22.2	4.2	33.3	0.0
合計	検挙件数		19,116	18,191	18,378	19,463	19,453
	検挙人員		13,466	12,951	13,121	13,524	13,411
	暴力団構成員等		7,012	6,713	6,617	6,383	5,781
	構成比率(%)		52.1	51.8	50.4	47.2	43.1
	外国人		784	748	778	817	868
	構成比率(%)		5.8	5.8	5.9	6.0	6.5

注1：本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員の数値を含む。

注2：本表の薬物事犯は、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯及びあへん事犯をいい、犯罪統計による。

覚醒剤事犯の検挙人員は、薬物事犯の検挙人員の78.0%（前年比-3.5ポイント）を占めている。また、大麻事犯の検挙人員は、薬物事犯の検挙人員の18.9%（前年比+3.4ポイント）を占め、その割合は平成25年以降増加している（図表3-2）。

図表3-2 薬物事犯別検挙人員の構成比率の推移

区分	年別	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28
覚醒剤事犯(%)		81.2	77.2	78.0	82.5	86.1	86.0	84.2	83.5	81.5	78.0
大麻事犯(%)		15.4	19.3	19.5	15.3	12.0	11.9	12.0	13.4	15.5	18.9
その他(%)		3.4	3.5	2.5	2.2	1.9	2.1	3.8	3.1	3.0	3.1

### (2) 薬物の押収状況

薬物種類別で見ると、覚醒剤が1,495.4kg（前年比+1,065.7kg、+248.0%）と、大幅に増加した。また、乾燥大麻は133.1kg（前年比+32.1kg、+31.8%）、大麻樹脂は0.9kg（前年比-3.0kg、-76.9%）となっており、大麻草は13,660本（前年比+10,305本、+307.2%）と大幅に増加した（図表3-3）。

図表3-3 薬物種類別押収量の推移

種類	年別	平24	平25	平26	平27	平28
覚醒剤	(kg)	348.5	831.9	487.5	429.7	1,495.4
	(錠)	223	178	51	741	138
乾燥大麻	(kg)	301.8	161.5	165.0	101.0	133.1
大麻樹脂	(kg)	41.7	1.1	36.7	3.9	0.9
大麻草	(本)	6,680	3,850	5,195	3,355	13,660
	(kg)	33.8	39.0	120.1	87.6	42.3
合成麻薬	(錠)	3,674	2,135	479	1,055	5,021
MDMA	(錠)	3,551	1,886	471	981	5,019
コカイン	(kg)	6.6	119.6	2.2	18.5	18.3
ヘロイン	(kg)	0.1	3.8	0.0	2.0	0.0
あへん	(kg)	0.2	0.2	0.2	0.0	0.7

注1：覚醒剤の押収量(kg)は、錠剤型覚醒剤を含まない。

注2：大麻草の押収量(kg)は、本数として計上できない形状のものを示す。

注3：合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

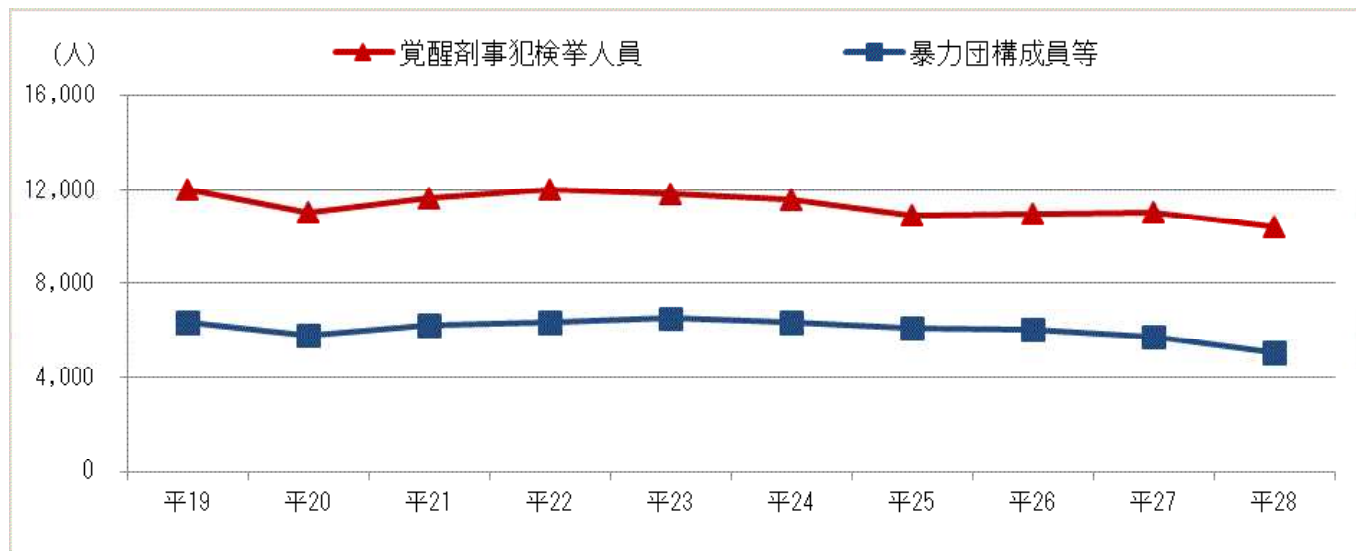
### (3) 主な薬物事犯の傾向、特徴

#### ア 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯の検挙人員は10,457人（前年比-565人、-5.1%）と、第三次覚醒剤乱用期のピークである平成9年以降、長期的には減少傾向にあるが、依然として1万人を超えている。

また、覚醒剤事犯の検挙人員のうち、暴力団構成員等は5,067人（前年比-645人、-11.3%）と検挙人員の48.5%（前年比-3.3ポイント）、外国人は605人（前年比+14人、+2.4%）と検挙人員の5.8%（前年比+0.4ポイント）を占めている（図表3-4）。

図表 3-4 覚醒剤事犯検挙人員の推移



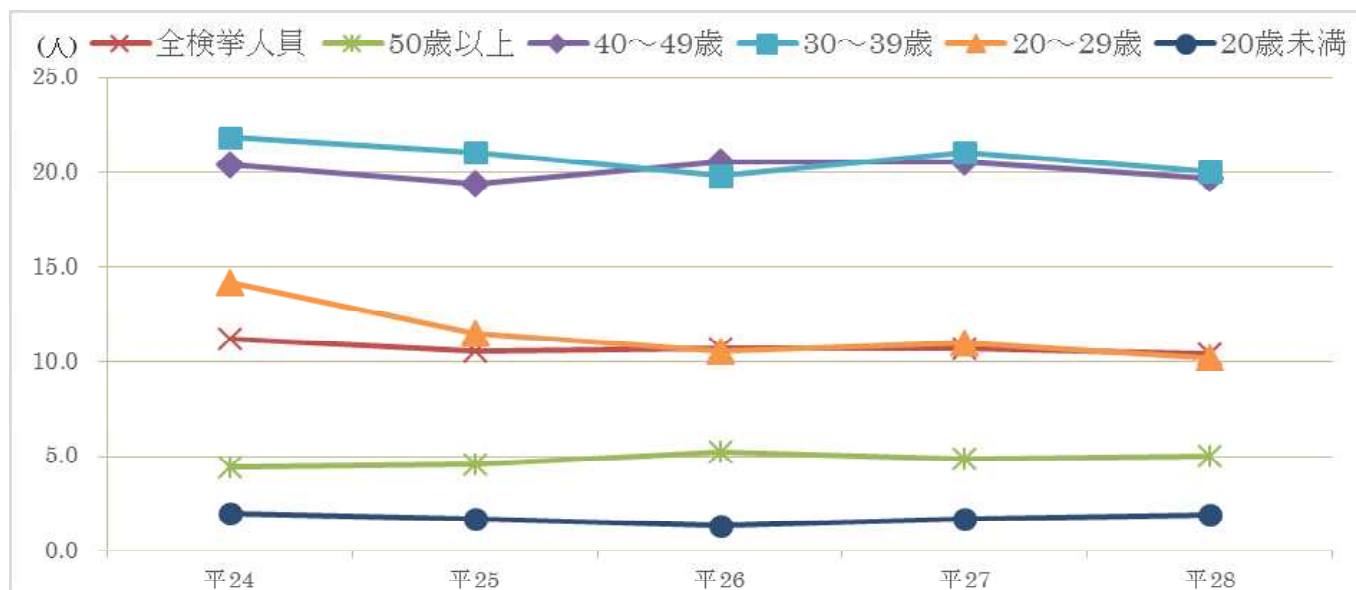
区分	年別	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28
覚醒剤事犯検挙人員		12,009	11,025	11,655	11,993	11,852	11,577	10,909	10,958	11,022	10,457
暴力団構成員等		6,359	5,801	6,201	6,322	6,553	6,373	6,096	6,024	5,712	5,067
構成比率(%)		53.0	52.6	53.2	52.7	55.3	55.0	55.9	55.0	51.8	48.5

(7) 年齢層別の検挙状況

年齢層別で見ると、近年、人口10万人当たりの検挙人員は各年齢層においてそれぞれ横ばいで推移している。

平成28年の人口10万人当たりの検挙人員は、20歳未満が1.9人（前年比+0.2人）、20歳代が10.2人（前年比-0.8人）、30歳代が20.0人（前年比-1.0人）、40歳代が19.7人（前年比-0.8人）、50歳以上が5.0人（前年比+0.1人）であり、最も多い年齢層は30歳代、次いで40歳代となっている（図表3-5、3-6）。

図表 3-5 人口10万人当たりの覚醒剤事犯検挙人員の推移





図表3-6 覚醒剤事犯年齢別検挙人員の推移

区分		年別		平24	平25	平26	平27	平28	
覚醒剤事犯	検挙人員			11,577	10,909	10,958	11,022	10,457	
	人口10万人当たりの検挙人員			11.2	10.6	10.7	10.7	10.4	
	年齢別	50歳以上			2,079	2,206	2,486	2,324	2,353
		人口10万人当たりの検挙人員			4.4	4.6	5.2	4.9	5.0
		構成比率(%)			18.0	20.2	22.7	21.1	22.5
	40～49歳				3,533	3,430	3,697	3,779	3,592
		人口10万人当たりの検挙人員			20.4	19.4	20.5	20.5	19.7
		構成比率(%)			30.5	31.4	33.7	34.3	34.4
	30～39歳				3,884	3,619	3,301	3,383	3,089
		人口10万人当たりの検挙人員			21.8	21.0	19.8	21.0	20.0
		構成比率(%)			33.5	33.2	30.1	30.7	29.5
	20～29歳				1,933	1,530	1,382	1,417	1,287
		人口10万人当たりの検挙人員			14.2	11.5	10.6	11.0	10.2
		構成比率(%)			16.7	14.0	12.6	12.9	12.3
	20歳未満				148	124	92	119	136
人口10万人当たりの検挙人員				2.0	1.7	1.3	1.7	1.9	
	構成比率(%)			1.3	1.1	0.8	1.1	1.3	
	うち中学生			3	1	2	1	7	
	うち高校生			22	15	11	14	18	
大学生				18	22	11	18	8	

注1：算出に用いた人口は、各前年の総務省統計資料「10月1日現在人口推計」又は「国勢調査結果」による。

注2：20歳未満の人口10万人当たりの検挙人員は14歳から19歳までの人口を基に、50歳以上の人口10万人当たりの検挙人員は50歳から79歳までの人口を基にそれぞれ算出。

(イ) 再犯者率

覚醒剤事犯の再犯者率は、平成19年以降10年連続で増加しており、平成28年は65.1%（前年比+0.3ポイント）となっている（図表3-7）。

図表3-7 覚醒剤事犯の再犯者率の推移

区分		年別		平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	
覚醒剤事犯	検挙人員			12,009	11,025	11,655	11,993	11,852	11,577	10,909	10,958	11,022	10,457	
	再犯者数			6,713	6,188	6,765	7,114	7,038	7,116	6,899	7,067	7,147	6,804	
	再犯者率(%)			55.9	56.1	58.0	59.3	59.4	61.5	63.2	64.5	64.8	65.1	
	年齢別	50歳以上			81.3	79.3	82.1	81.2	81.5	81.3	79.8	80.2	83.1	82.3
		40～49歳			69.7	70.6	69.6	72.2	70.4	70.0	69.7	71.2	72.2	72.1
		30～39歳			55.9	54.0	55.3	56.2	56.1	56.8	58.9	57.3	57.9	56.9
		20～29歳			34.5	34.2	35.8	35.3	32.9	37.6	39.0	39.2	36.0	38.9
		20歳未満			10.2	15.3	18.7	12.7	12.0	14.9	15.3	5.4	16.0	12.5

(ウ) 違反態様別の検挙状況

違反態様別でみると、使用事犯が6,100人（前年比-368人、-5.7%）、所持事犯が3,363人（前年比-102人、-2.9%）、譲渡事犯が509人（前年比-34人、-6.3%）、譲受事犯が180人（前年比-21人、-10.4%）、密輸入事犯が97人（前年比+1人、+1.0%）となっており、使用事犯及び所持事犯で検挙人員の90.5%（前年比+0.4ポイント）を占めている。

## (I) 覚醒剤事犯の主な特徴

覚醒剤事犯の検挙人員は、薬物事犯の検挙人員の約8割を占めており、依然として我が国の薬物対策における最重要課題となっている。

その主な特徴としては、暴力団構成員等が検挙人員の約半数を占めていることや、30歳代及び40歳代の人口10万人当たりの検挙人員がそれぞれ他の年齢層に比べて多いことが挙げられる。

また、再犯者率が他の薬物に比べて高いことから、覚醒剤が強い依存性を有しており、一旦乱用が開始されてしまうと継続的な乱用に陥る傾向があることがうかがわれる。

## イ 大麻事犯

大麻事犯の検挙人員は、過去10年（平成19年～28年）をみると、平成21年をピークに減少傾向にあったが、平成26年に増加に転じ、平成28年の大麻事犯の検挙人員は2,536人（前年比+435人、+20.7%）と、引き続き増加傾向にある（**図表3-8、3-9**）。

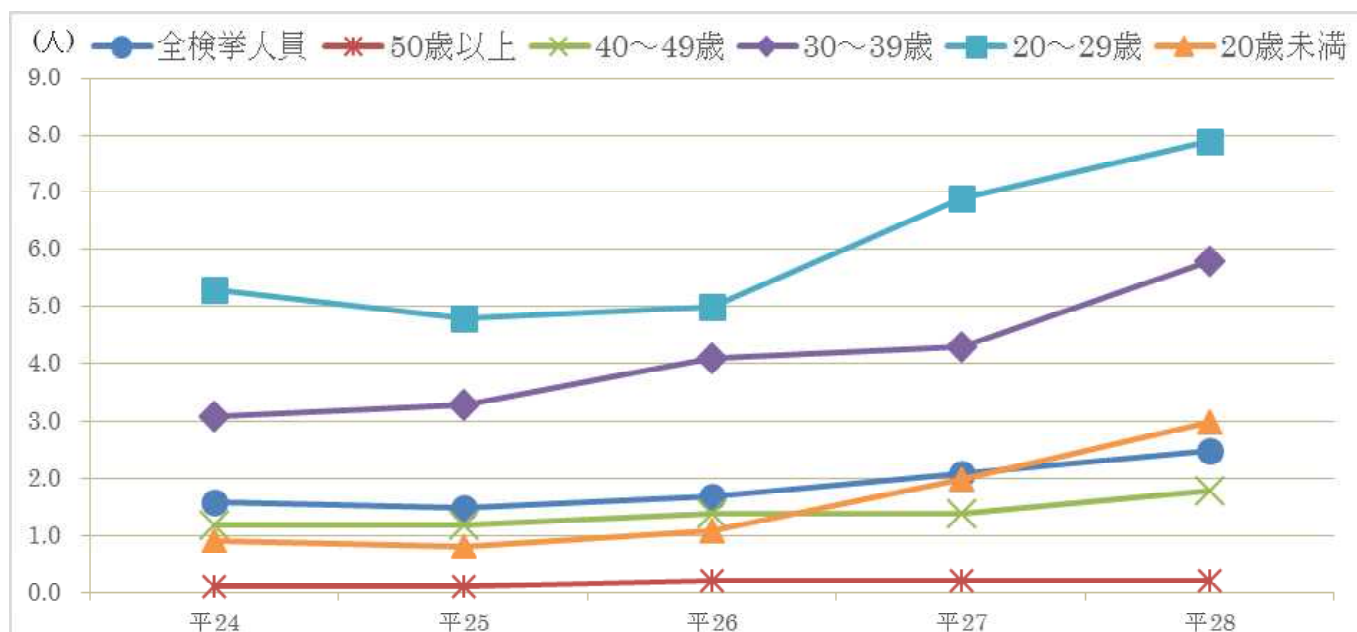
また、大麻事犯の検挙人員のうち、暴力団構成員等は649人（前年比+58人、+9.8%）と検挙人員の25.6%（前年比-2.5ポイント）、外国人は181人（前年比+27人、+17.5%）と検挙人員の7.1%（前年比-0.2ポイント）を占めている。

## (7) 年齢層別の検挙状況

年齢層別でみると、近年、人口10万人当たりの検挙人員が50歳以上においては、横ばいで推移している一方、その他の年齢層においては、増加傾向にある。

平成28年の人口10万人当たりの検挙人員は、20歳未満が3.0人（前年比+1.0人）、20歳代が7.9人（前年比+1.0人）、30歳代が5.8人（前年比+1.5人）、40歳代が1.8人（前年比+0.4人）、50歳以上が0.2人（前年比±0人）であり、最も多い年齢層は20歳代、次いで30歳代となっている（**図表3-8、3-9**）。

図表3-8 人口10万人当たりの大麻事犯検挙人員の推移



図表3-9 大麻事犯年齢別検挙人員の推移

区分		年別	平24	平25	平26	平27	平28
大麻事犯	検挙人員		1,603	1,555	1,761	2,101	2,536
	人口10万人当たりの検挙人員		1.6	1.5	1.7	2.1	2.5
	年齢別	50歳以上	71	67	88	104	113
		人口10万人当たりの検挙人員	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2
		構成比率(%)	4.4	4.3	5.0	5.0	4.5
	40～49歳		207	218	257	263	326
		人口10万人当たりの検挙人員	1.2	1.2	1.4	1.4	1.8
		構成比率(%)	12.9	14.0	14.6	12.5	12.9
	30～39歳		544	574	678	700	899
		人口10万人当たりの検挙人員	3.1	3.3	4.1	4.3	5.8
		構成比率(%)	33.9	36.9	38.5	33.3	35.4
	20～29歳		715	637	658	890	988
		人口10万人当たりの検挙人員	5.3	4.8	5.0	6.9	7.9
		構成比率(%)	44.6	41.0	37.4	42.4	39.0
20歳未満		66	59	80	144	210	
	人口10万人当たりの検挙人員	0.9	0.8	1.1	2.0	3.0	
	構成比率(%)	4.1	3.8	4.5	6.9	8.3	
	うち中学生	0	0	3	3	2	
	うち高校生	18	10	18	24	32	
		大学生	23	23	27	31	40

注1：算出に用いた人口は、各前年の総務省統計資料「10月1日現在人口推計」又は「国勢調査結果」による。

注2：20歳未満の人口10万人当たりの検挙人員は14歳から19歳までの人口を基に、50歳以上の人口10万人当たりの検挙人員は50歳から79歳までの人口を基にそれぞれ算出。

(イ) 初犯者率

大麻事犯の初犯者率は、近年、減少傾向にあるものの、平成28年は77.4%（前年比+0.6ポイント）と、依然として高水準にある（図表3-10）。

図表3-10 大麻事犯の初犯者率の推移

区分		年別	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	
大麻事犯	検挙人員		2,271	2,758	2,920	2,216	1,648	1,603	1,555	1,761	2,101	2,536	
	初犯者数		1,969	2,359	2,475	1,803	1,323	1,292	1,208	1,385	1,613	1,962	
	初犯者率(%)		86.7	85.5	84.8	81.4	80.3	80.6	77.7	78.6	76.8	77.4	
	年齢別	50歳以上		68.6	63.4	63.2	65.5	62.7	62.0	46.3	71.6	57.7	66.4
		40～49歳		73.2	72.9	78.1	64.2	74.1	71.0	71.1	69.3	66.5	70.6
		30～39歳		84.1	84.0	82.0	82.0	77.8	79.2	78.0	79.4	75.1	74.6
		20～29歳		89.6	88.6	88.0	84.0	83.6	85.0	81.5	81.0	80.9	80.5
20歳未満			91.6	93.0	87.7	89.6	91.4	93.9	93.2	91.3	91.7	91.0	

(ウ) 違反態様別の検挙状況

違反態様別でみると、所持事犯が2,044人（前年比+365人、+21.7%）、譲渡事犯が158人（前年比+35人、+28.5%）、譲受事犯が116人（前年比+25人、+27.5%）、密輸入事犯が42人（前年比-17人、-28.8%）、栽培事犯が116人（前年比+9人、+8.4%）（図表3-11）となっており、所持事犯が検挙人員の80.6%（前年比+0.7ポイント）を占めている。

図表3-11 大麻栽培事犯検挙状況の推移

区分	年別	平24	平25	平26	平27	平28
検挙件数		111	110	130	115	144
検挙人員		114	91	116	107	116

### (イ) 大麻事犯の主な特徴

大麻事犯の検挙人員は、薬物事犯の検挙人員の2割弱を占めており、その割合は覚醒剤事犯に次いで多くなっている。

その主な特徴としては、初犯者率が依然として高水準にあることのほか、特に20歳未満、20歳代及び30歳代の人口10万人当たりの検挙人員がそれぞれ増加しており、若年層を中心に乱用傾向が増大していることが挙げられる。

## 2 薬物密輸入事犯の検挙状況

### (1) 薬物密輸入事犯の検挙状況

薬物密輸入事犯の検挙状況は201件（前年比－39件、－16.3%）、217人（前年比－32人、－12.9%）と減少した。薬物事犯別で見ると、覚醒剤事犯が82件（前年比＋9件、＋12.3%）、97人（前年比＋1人、＋1.0%）と増加し、大麻事犯が42件（前年比－23件、－35.4%）、42人（前年比－17人、－28.8%）と減少した（**図表3-12**）。

図表3-12 薬物事犯別密輸入検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年別	平24	平25	平26	平27	平28
覚醒剤事犯	検挙件数		120	119	150	73	82
	検挙人員		170	160	176	96	97
	暴力団構成員等		20	30	25	19	11
	構成比率(%)		11.8	18.8	14.2	19.8	11.3
	外国人		118	119	135	72	73
	構成比率(%)		69.4	74.4	76.7	75.0	75.3
大麻事犯	検挙件数		48	42	40	65	42
	検挙人員		67	43	40	59	42
	暴力団構成員等		7	5	4	2	3
	構成比率(%)		10.4	11.6	10.0	3.4	7.1
	外国人		23	8	23	21	21
	構成比率(%)		34.3	18.6	57.5	35.6	50.0
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数		23	59	55	102	77
	MDMA等合成麻薬		4	14	8	16	14
	コカイン		5	7	9	6	7
	ヘロイン		4	3	1	2	1
	その他		10	35	37	78	55
	検挙人員		24	48	63	94	78
	暴力団構成員等		0	1	9	21	5
	構成比率(%)		0.0	2.1	14.3	22.3	6.4
	外国人		15	19	30	26	28
	構成比率(%)		62.5	39.6	47.6	27.7	35.9
	MDMA等合成麻薬		4	8	10	13	13
	暴力団構成員等		0	0	3	6	0
	構成比率(%)		0.0	0.0	30.0	46.2	0.0
	外国人		1	3	3	3	3
	構成比率(%)		25.0	37.5	30.0	23.1	23.1
	コカイン		7	7	10	6	12
	暴力団構成員等		0	0	2	2	3
	構成比率(%)		0.0	0.0	20.0	33.3	25.0
	外国人		5	6	6	3	8
	構成比率(%)		71.4	85.7	60.0	50.0	66.7
	ヘロイン		4	3	2	0	0
	暴力団構成員等		0	0	0	0	0
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
外国人		4	3	0	0	0	
構成比率(%)		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
その他		9	30	41	75	53	
暴力団構成員等		0	1	4	13	2	
構成比率(%)		0.0	3.3	9.8	17.3	3.8	
外国人		5	7	21	20	17	
構成比率(%)		55.6	23.3	51.2	26.7	32.1	
あへん事犯	検挙件数		1	1	0	0	0
	検挙人員		1	1	0	0	0
	暴力団構成員等		0	0	0	0	0
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外国人		1	1	0	0	0
	構成比率(%)		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
合計	検挙件数		192	221	245	240	201
	検挙人員		262	252	279	249	217
	暴力団構成員等		27	36	38	42	19
	構成比率(%)		10.3	14.3	13.6	16.9	8.8
	外国人		157	147	188	119	122
	構成比率(%)		59.9	58.3	67.4	47.8	56.2

注1：本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員は含まない。

注2：本表の薬物密輸入事犯は、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯及びあへん事犯をいい、犯罪統計による。

## (2) 密輸入事犯における薬物の押収状況

密輸入事犯における薬物種類別の押収状況は、覚醒剤が1,428.4kg（前年比+1,033.8kg、+262.0%）と、大幅に増加した。また、乾燥大麻は3.9kg（前年比-12.1kg、-75.6%）、大麻樹脂は0.1kg（前年比-2.6kg、-96.3%）となっている（**図表3-13**）。

**図表3-13 薬物種類別密輸入押収量の推移**

種類	年別	平24	平25	平26	平27	平28
	覚醒剤	(kg)	332.2	816.1	448.0	394.6
	(錠)	143	49	5	497	113
乾燥大麻	(kg)	120.6	13.7	28.0	16.0	3.9
大麻樹脂	(kg)	25.4	0.5	36.4	2.7	0.1
合成麻薬	(錠)	133	12	28	5	1,595
MDMA	(錠)	133	12	28	3	1,595
コカイン	(kg)	5.6	118.6	1.9	18.0	13.9
ヘロイン	(kg)	0.0	3.7	0.0	2.0	0.0
あへん	(kg)	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0

注1：覚醒剤の押収量（kg）は、錠剤型覚醒剤を含まない。

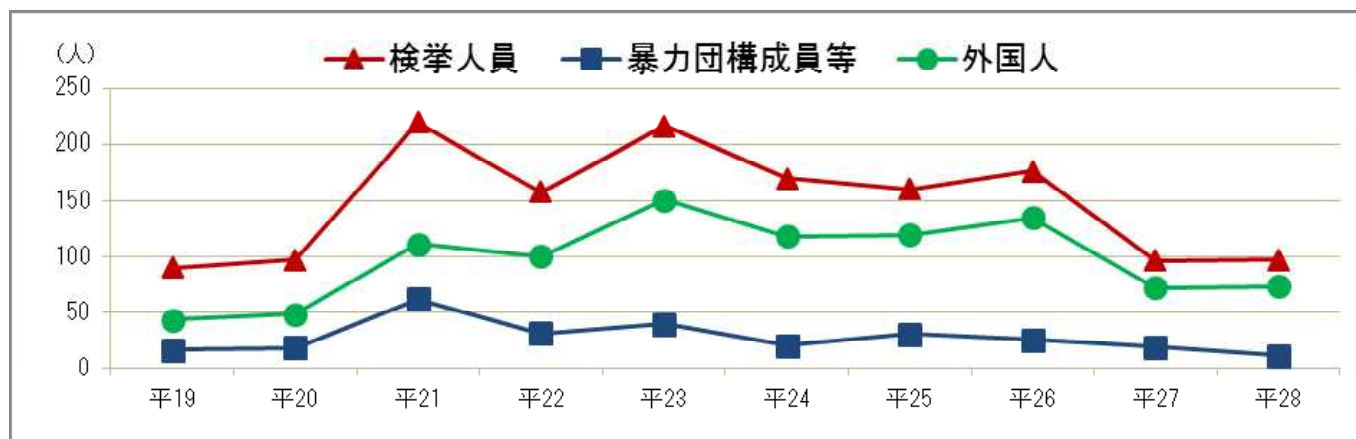
注2：合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

## (3) 主な薬物密輸入事犯の傾向、特徴

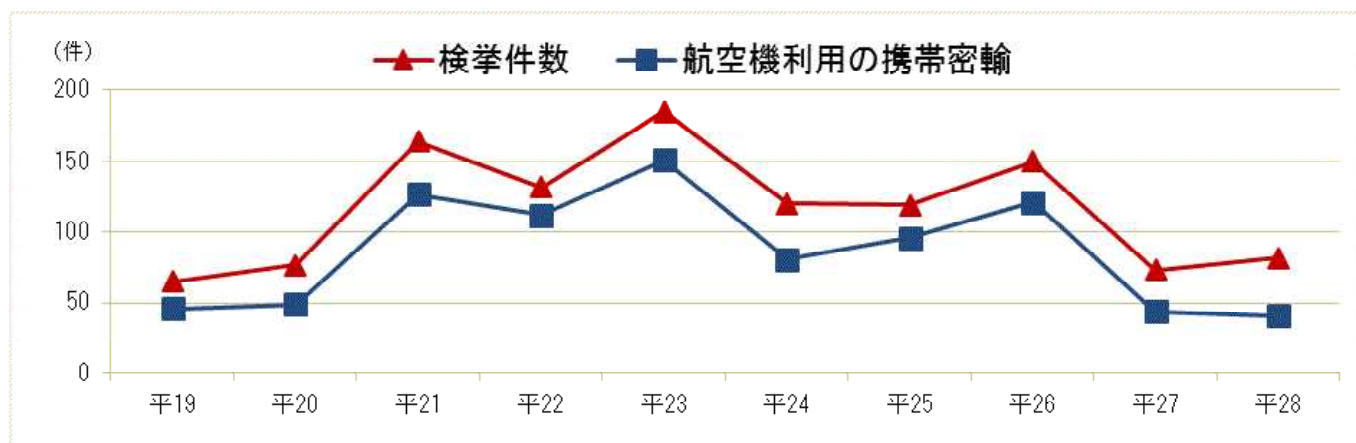
### ア 覚醒剤密輸入事犯

覚醒剤密輸入事犯の検挙状況は、近年、検挙件数、人員とも増減を繰り返しながらも高水準で推移しており、平成28年は82件（前年比+9件、+12.3%）、97人（前年比+1人、+1.0%）と増加した。検挙人員のうち、暴力団構成員等は11人（前年比-8人、-42.1%）、外国人は73人（前年比+1人、+1.4%）となっている（**図表3-14**）。また、国籍・地域別で見ると、日本が24人（前年比±0人）と最も多く、次いで台湾が23人（前年比+16人）となっている。

図表 3-14 覚醒剤密輸入事犯検挙状況の推移



区分	年別	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28
検挙人員	検挙人員	90	97	219	158	216	170	160	176	96	97
	暴力団構成員等	16	18	62	31	39	20	30	25	19	11
	外国人	43	48	111	100	151	118	119	135	72	73



区分	年別	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28
検挙件数	検挙件数	65	77	164	132	185	120	119	150	73	82
	航空機利用の携帯密輸	46	49	127	112	151	81	96	121	44	41

(7) 態様別の検挙状況

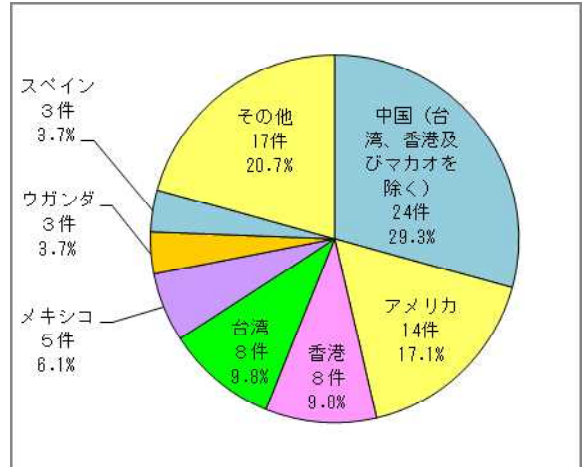
態様別でみると、航空機利用の携帯密輸、いわゆる運び屋による密輸入事犯の検挙件数は41件（前年比－3件、－6.8%）と減少したものの、密輸入事犯全体の50.0%（前年比－10.3ポイント）を占めている。その手口は、二重底にしたスーツケースや着衣・下着の内部に隠匿したり、身体に巻きつけたりして、数百グラムから数キログラムを密輸するものがある。

このほか、国際宅配便が22件（前年比＋5件）、郵便物が8件（前年比＋3件）、事業用貨物が4件（前年比±0件）、洋上取引が2件（前年比＋2件）となっている。

(イ) 仕出国・地域別の検挙状況

仕出国・地域別でみると、中国（台湾、香港及びマカオを除く。）が24件（前年比＋3件、構成比率29.3%）と最も多く、次いでアメリカが14件（前年比＋9件、構成比率17.1%）、以下、香港が8件（前年比±0件、構成比率9.8%）、台湾が8件（前年比＋6件、構成比率9.8%）、メキシコが5件（前年比－1件、構成比率6.1%）となっている（図表3-15）。

図表3-15 覚醒剤密輸入事犯の仕出国・地域別構成比率



(ウ) 覚醒剤密輸入事犯の主な特徴

覚醒剤密輸入事犯の検挙件数は増加したが、いわゆる運び屋による密輸入事犯の検挙件数は、前年比で大幅に減少した平成27年と同様の水準であった。

しかしながら、押収量は、洋上取引や船舶コンテナ貨物の利用による大量密輸入事犯を相次いで検挙したことなどに伴い大幅に増加した。

こうした状況の背景には、我が国に根強い薬物需要が存在していることのほか、国際的なネットワークを有する薬物犯罪組織が、アジア・太平洋地域において覚醒剤の取引を活発化させていることがあるものと推認される。

イ 大麻密輸入事犯

大麻密輸入事犯の検挙状況は42件（前年比－23件、－35.4%）、42人（前年比－17人、－28.8%）と減少した。

(ア) 態様別の検挙状況

態様別でみると、主なものは、国際宅配便が20件（前年比－7件）、郵便物が13件（前年比－6件）、航空機利用の携帯密輸が8件（前年比－8件）となっている。覚醒剤事犯と比べると、いわゆる運び屋によるものの割合は低く、国際宅配便や郵便物を利用したものの占める割合が高くなっている。

(イ) 仕出国・地域別の検挙状況

仕出国・地域別でみると、アメリカが16件（前年比－20件）と最も多く、次いでイギリスが6件（前年比＋4件）となっている。



★ トピックス

**覚醒剤密輸入事犯における海外の薬物犯罪組織の特徴**

平成28年における覚醒剤の密輸入押収量は1,428.4キログラムと、統計をとりはじめた平成14年以降で過去最大となった。海外の薬物犯罪組織が関与した大量覚醒剤密輸入事犯の検挙が相次いでおり、我が国が、海外の薬物犯罪組織からの脅威にさらされている現状が改めて浮き彫りとなっている。

我が国における覚醒剤密輸入事犯は、国内の覚醒剤密売に深く関与している暴力団と海外の薬物犯罪組織とのネットワークを背景として行われ、その点では長期的に見ても変化は認められないが、密輸入ルート、仕出地、手口及び関与する海外の薬物犯罪組織については、変遷を見ながら現在に至っている。中でも、手口については、同じ密輸入ルート、仕出地であっても関与する犯罪組織ごとに異なる一定の傾向がみられており、密輸入ルートや仕出地にかかわらず、犯罪組織を切り口とした傾向、手口を分析することが覚醒剤密輸入事犯の警戒及び取締り上重要である。

本トピックスでは、近年の覚醒剤密輸入事犯への関与が認められた主要な薬物犯罪組織である「台湾人薬物犯罪組織」、「メキシコ人薬物犯罪組織」及び「ナイジェリア人等西アフリカ薬物犯罪組織」に焦点を当て、その動向、手口について紹介する。

**1 台湾人薬物犯罪組織による覚醒剤密輸入の特徴**

○ 最近の動向

台湾人薬物犯罪組織は、自らが密輸入を取行する一方で、中国本土や香港に所在する薬物犯罪組織が行う密輸入にも関与しているとみられる。また、密輸入のみならず、密輸入後の保管や運搬を行った事例も確認されている。

図1に示したとおり、平成28年中の覚醒剤密輸入押収量は1,028.5キログラムと、洋上取引による大量密輸入事犯を検挙した影響もあり前年から大幅に増加している上、覚醒剤密輸入押収量全体の約7割を占めている。こうした台湾人組織による活発な動向は、我が国のみならずアジア太平洋地域内の諸国においても確認されており、国際的な協調も推進しながら警戒を強めていく必要がある。

○ 密輸入の手口

航空機利用の携帯密輸や事業用貨物等を利用した密輸入に加え、日本の近隣に拠点を構える地の利を生かし洋上取引による密輸入も行っており、仕出地は台湾のほか、中国本土が多い。

具体的な隠匿の手口としては、照明器具、鉄鋼製の円柱状スクラップ、小石運搬機といった事業用貨物の内部に覚醒剤を隠匿するものなどが確認されている。

手口別検挙でみると、図2に示したとおり、航空機利用の携帯密輸が例年と同様に一定数検挙されている一方、平成27年からは事業用貨物等による密輸入検挙件数が増加し、28年には洋上取引による大量密輸入事犯も検挙されている。

図1 台湾人薬物犯罪組織の関与がうかがわれる覚醒剤密輸入押収量の推移

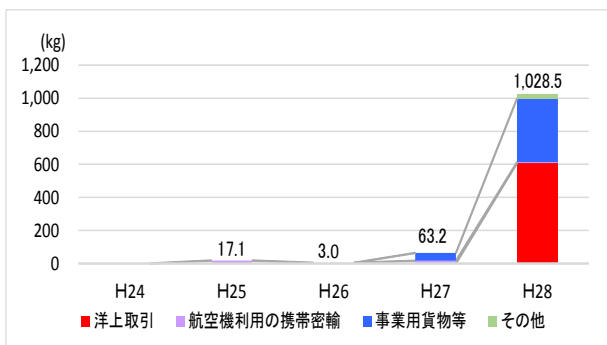
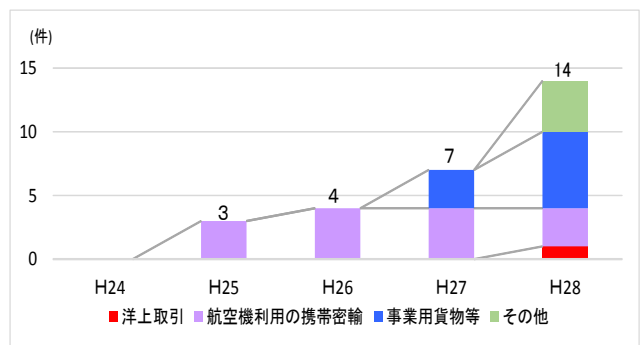


図2 台湾人薬物犯罪組織の関与がうかがわれる覚醒剤密輸入検挙件数の推移



※図1～6「事業用貨物等」とは、事業用貨物、国際宅配便及び郵便物により密輸する手口をいう。

## 2 メキシコ人薬物犯罪組織による覚醒剤密輸入の特徴

### ○ 最近の動向

メキシコ人薬物犯罪組織による密輸入では、メキシコから日本へ直接密輸入する事例が目立っており、中には密輸入後の保管や運搬を行っている事例もある。同組織による覚醒剤密輸入押収量は、図3に示したとおり、平成25年以降、毎年100キログラム以上が続いている。また、メキシコで密造された覚醒剤がアメリカへ流入しているとの情報があることから、アメリカを仕出地とする密輸入についても、メキシコ人薬物犯罪組織との関連性を含め、その動向を注視する必要がある。

### ○ 密輸入の手口

図4に示したとおり、かつては航空機利用の携帯密輸が目立ち、一度の押収量が5キログラム以下であるものが多かったが、平成25年頃からは事業用貨物等の利用により、一度に大量の覚醒剤を密輸入する事例が目立っている。具体的な隠匿の手口としては、覚醒剤を液体に溶解して酒瓶に隠匿したり、模造石の内部に覚醒剤を隠匿したりするものなどが確認されている。

図3 メキシコ人薬物犯罪組織の関与がうかがわれる覚醒剤密輸入押収量の推移

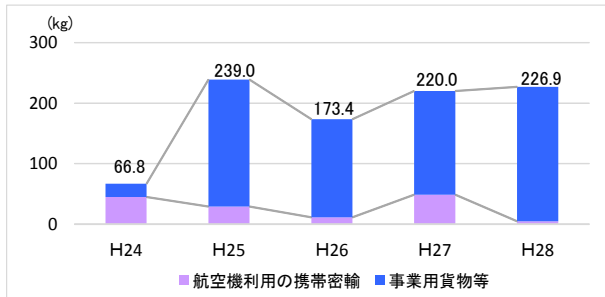
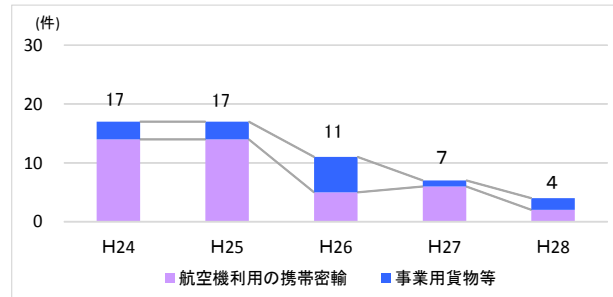


図4 メキシコ人薬物犯罪組織の関与がうかがわれる覚醒剤密輸入検挙件数の推移



## 3 ナイジェリア人等西アフリカ薬物犯罪組織による覚醒剤密輸入の特徴

### ○ 最近の動向

ナイジェリア人を中心とした西アフリカ薬物犯罪組織は、地縁、血縁等に基づく国際的なネットワークを形成・利用して世界各地に拡大しており、薬物犯罪だけでなく、金融詐欺、人身売買等の国際的な組織犯罪を敢行している。

図5に示したとおり、平成25年から26年にかけて、中国本土、香港、台湾等のアジア地域のみならず、ヨーロッパやアフリカ地域を仕出地とした航空機利用の携帯密輸が増加したことにより押収量が増加したが、27年以降は動きが鈍化している。しかしながら、同年以降においても、船舶乗務員であるナイジェリア人が入港時に覚醒剤を持ち込もうとして検挙された事例が確認されているほか、西アフリカ組織の明らかな関与が確認できなかった事例でも、その手口等から同組織が関与した可能性が排除できない例も確認されており、引き続き動向を注視する必要がある。

### ○ 密輸入の手口

近年、「ラブ・コネクション」と呼ばれる恋愛感情を利用して女性を運び屋として使う手口や、日本に手荷物を運んで第三者に渡せば報酬を支払うと約束するなどして運び屋をリクルートする手口が目立っており、犯罪組織が密輸入の実行行為に直接関わることを巧妙に回避する傾向にある。手口別検挙でみると、図6に示したとおり、そのほとんどが航空機利用の携帯密輸となっている。

図5 西アフリカ薬物犯罪組織の関与がうかがわれる覚醒剤密輸入押収量の推移

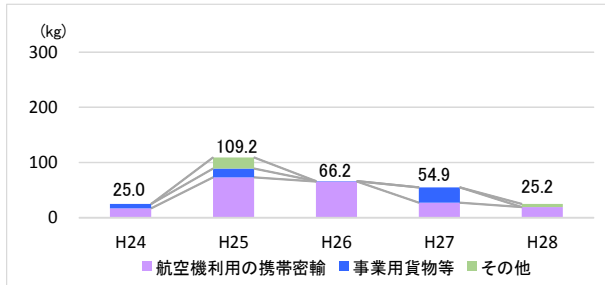
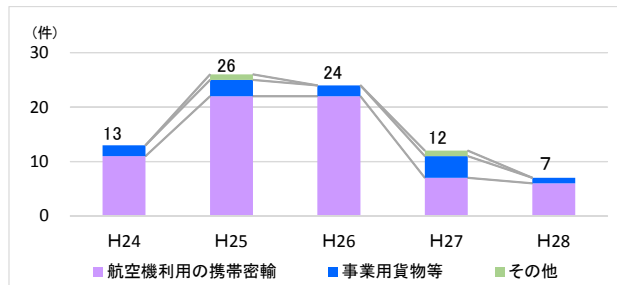


図6 西アフリカ薬物犯罪組織の関与がうかがわれる覚醒剤密輸入検挙件数の推移



※図5及び6 被疑者の国籍がナイジェリア、トーゴ等のアフリカ西部に位置する国であるなど、西アフリカ組織の関与がうかがわれる覚醒剤密輸入事犯の押収量及び検挙件数を示す。

### 3 薬物犯罪組織の動向

#### (1) 薬物密売の概要

薬物の密売関連事犯（営利犯のうち所持、譲渡及び譲受をいう。以下同じ。）の検挙人員は597人（前年比+55人、+10.1%）であり、このうち、暴力団構成員等は359人（構成比率60.1%）、外国人は64人（構成比率10.7%）となっている。

覚醒剤の密売関連事犯の検挙人員は492人（前年比+47人、+10.6%）であり、このうち暴力団構成員等は322人（構成比率65.4%）と、平成21年以降8年連続で300人を超えており、依然として、覚醒剤の密売関連事犯に暴力団が深く関与している状況が続いている。また、外国人は57人（構成比率11.6%）となっている（**図表3-16**）。

大麻の密売関連事犯の検挙人員は87人（前年比+20人、+29.9%）であり、このうち暴力団構成員等が32人（構成比率36.8%）と、その割合は覚醒剤事犯に比べ低くなっている。また、外国人は5人（構成比率5.7%）となっている。

図表3-16 覚醒剤の密売関連事犯検挙人員の推移

区分	年別				
	平24	平25	平26	平27	平28
密売関連事犯	436	417	413	445	492
暴力団構成員等	303	301	303	318	322
構成比率(%)	69.5	72.2	73.4	71.5	65.4
外国人	40	36	30	34	57
構成比率(%)	9.2	8.6	7.3	7.6	11.6
イラン	13	18	14	10	21
インドネシア	0	0	0	0	0
韓国・朝鮮	5	7	8	13	13
シンガポール	1	0	0	0	0
タイ	3	2	1	1	1
台湾	0	0	0	1	5
中国(台湾及び香港等を除く)	1	3	0	1	8
香港等	0	2	0	0	0
フィリピン	1	0	0	3	3
ブラジル	8	2	2	2	1
オランダ	0	0	0	0	0
その他	8	2	5	3	5

注1：本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員は含まない。

注2：香港等は香港及びマカオをいう。

## (2) 暴力団の関与

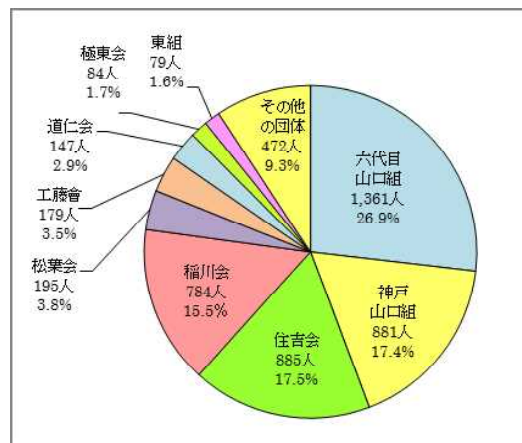
暴力団構成員等に係る全刑法犯及び特別法犯検挙人員は20,050人であり、このうち、薬物事犯検挙人員は5,781人（構成比率28.8%）と、暴力団による不法行為に占める薬物事犯の割合は高い。

### ア 暴力団構成員等の検挙状況

#### (7) 覚醒剤事犯

暴力団構成員等の検挙人員を組織別にみると、六代目山口組、神戸山口組、住吉会及び稲川会の構成員等は3,911人と、これらで覚醒剤事犯に係る暴力団構成員等の検挙人員全体の77.2%を占めている（図表3-17）。

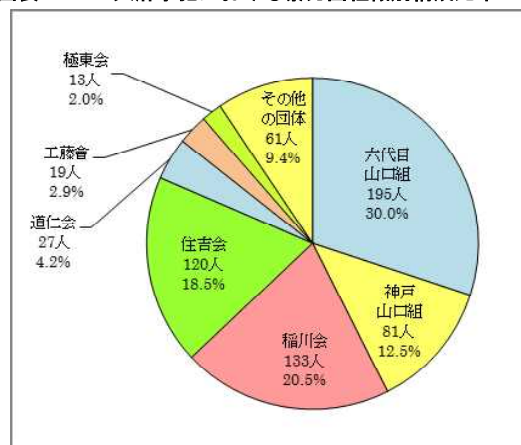
図表3-17 覚醒剤事犯における暴力団組織別構成比率



#### (4) 大麻事犯

暴力団構成員等の検挙人員を組織別にみると、六代目山口組、神戸山口組、稲川会及び住吉会の構成員等は529人と、これらで大麻事犯に係る暴力団構成員等の検挙人員全体の81.5%を占めている（図表3-18）。

図表3-18 大麻事犯における暴力団組織別構成比率



### イ 違反態様別の検挙状況

#### (7) 覚醒剤事犯

暴力団構成員等による覚醒剤事犯の検挙人員を主な違反態様別にみると、使用事犯が2,972人（前年比-377人、-11.3%）、所持事犯が1,657人（前年比-177人、-9.7%）、譲渡事犯が287人（前年比-53人、-15.6%）、譲受事犯が73人（前年比+3人、+4.3%）、密輸入事犯が11人（前年比-8人、-42.1%）となっている。

また、暴力団構成員等による覚醒剤事犯の営利犯の検挙人員は333人（前年比-1人、-0.3%）と、全営利犯検挙人員（565人）の58.9%（前年比-5.3ポイント）を占めており、覚醒剤の密輸・密売に暴力団が深く関与している状況が続いている。

### (イ) 大麻事犯

暴力団構成員等による大麻事犯の営利犯の検挙人員は55人（前年比+12人、+27.9%）と、全営利犯検挙人員（138人）の39.9%（前年比+5.2ポイント）を占めており、大麻の密売等にも暴力団が関与している状況が続いている。

## (3) 外国人の営利犯

### ア 覚醒剤事犯

外国人による覚醒剤事犯の営利犯の検挙人員は112人（前年比+23人、+25.8%）と、全営利犯検挙人員（565人）の19.8%（前年比+2.7ポイント）を占めており、このうち密輸入事犯は54人（構成比率48.2%、前年比-13.6ポイント）となっている。

国籍・地域別で見ると、台湾が26人（前年比+19人）と最も多く、このうち、密輸入事犯が21人、密売関連事犯が5人となっている。次いでイランが22人（前年比+12人）で、密売関連事犯が21人、製造事犯が1人、韓国・朝鮮が14人（前年比-3人）で、密売関連事犯が13人、密輸入事犯が1人、中国が11人（前年比+10人）で、密売関連事犯が8人、密輸入事犯が3人となっており、以下、メキシコが7人、香港が6人、フィリピンが4人、ナイジェリアが4人となっている。

### イ 大麻事犯

外国人による大麻事犯の営利犯の検挙人員は19人（前年比+2人、+11.8%）と、全営利犯検挙人員（138人）の13.8%（前年比+0.1%）を占めている。

国籍・地域別で見ると、ベトナムが5人（前年比-4人）と最も多く、このうち、栽培事犯が4人、所持事犯が1人となっている。次いでアメリカが4人（前年比-1人）で、このうち、密輸入事犯が3人、所持事犯が1人となっている。

## 4 外国人の国籍・地域別、薬物事犯別の検挙状況

### (1) 国籍・地域別

外国人による薬物事犯を国籍・地域別で見ると、韓国・朝鮮が211人（前年比-9人）と最も多く、次いでブラジルが136人（前年比+47人）、フィリピンが109人（前年比-24人）、以下、アメリカが65人、中国が43人、台湾が41人、ベトナムが36人、イランが32人、ペルーが28人、タイが26人となっている。

### (2) 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯では、韓国・朝鮮が180人（前年比-7人）と最も多く、次いでフィリピンが99人（前年比-29人）、以下、ブラジルが92人、中国が35人、台湾が31人、イランが31人、ベトナムが

27人、タイが25人、アメリカが13人、ペルーが11人となっている。

### (3) 大麻事犯

大麻事犯では、アメリカが40人（前年比+6人）と最も多く、次いでブラジルが36人（前年比+15人）、韓国・朝鮮が23人（前年比±0人）となっている（図表3-19）。

図表3-19 外国人の国籍・地域別、薬物事犯別の検挙状況

	総数		覚醒剤事犯		大麻事犯		麻薬及び向精神薬事犯								あへん事犯	
	平27	平28	平27	平28	平27	平28	MDMA等		コカイン		ヘロイン		平27	平28		
							平27	平28	平27	平28	平27	平28				
計	817	868	591	605	154	181	71	82	6	7	32	50	3	0	1	0
イラン	24	32	21	31	3	1										
トルコ	3	4	3	3		1										
インドネシア	3	3	3	1		2										
韓国・朝鮮	220	211	187	180	23	23	10	8		1	5	4				
スリランカ	5	7	3	1	2	4		2				2				
タイ	43	26	41	25	2			1								
台湾	20	41	12	31		2	8	8		2						
中国(台湾・香港等を除く)	32	43	24	35	3	6	5	2								
パキスタン	3	4	2	3	1	1										
バングラデシュ	2	4	2			4										
フィリピン	133	109	128	99	3	9	1	1							1	
ベトナム	27	36	13	27	11	9	3						3			
香港等	3	9	3	9												
マレーシア	2	2	2	1		1										
ラオス	2	2	2	2												
アメリカ	79	65	15	13	34	40	30	12	5	2	17	7				
カナダ	3	7	1	1	2	2		4		1		2				
キューバ	0	3						3				2				
コロンビア	2	4		2	2	2										
ジャマイカ	3	3			3	3										
ブラジル	89	136	68	92	21	36		8				7				
ペルー	20	28	9	11	9	9	2	8			2	7				
ボリビア	1	6	1	4		2										
メキシコ	6	8	6	7				1								
イギリス	6	9	3	3	1		2	6			1	4				
イタリア	1	1			1	1										
オランダ	2	1		1	2											
スペイン	1	2		1	1			1				1				
ドイツ	5	4	2	1	2	3	1				1					
ハンガリー	0	2				2										
フランス	9	5	1	1	6	2	2	2	1	1						
リトアニア	0	1		1												
ルーマニア	1	1	1	1												
ロシア	5	3	3		2	1		2				2				
ウガンダ	1	2	1	2												
ガーナ	2	4	1	2	1			2				2				
ケニア	2	2		1	2	1										
チュニジア	0	2		1				1				1				
ナイジェリア	18	7	14	4	4	3										
オーストラリア	7	8	3	2	2	1	2	5			2	5				
ニュージーランド	1	1	1			1										
その他	31	20	15	6	11	9	5	5	0	0	4	4	0	0	0	0

注：香港等は香港及びマカオをいう。

## 5 危険ドラッグ事犯の検挙状況

### (1) 危険ドラッグ事犯の検挙状況

危険ドラッグ※事犯の検挙状況は864事件（前年比－236事件、－21.5％）、920人（前年比－276人、－23.1％）と減少した（**図表3－20**）。検挙人員のうち、585人（構成比率63.6％）は平成27年12月末までに認知したものとなっている。

適用法令別でみると、指定薬物に係る医薬品医療機器法違反は713事件（前年比－182事件、－20.3％）、758人（前年比－202人、－21.0％）であり、このうち平成26年4月1日施行の指定薬物の単純所持・使用罪等は495事件（構成比率69.4％）、519人（構成比率68.5％）となっている。このほか、麻薬及び向精神薬取締法違反は115事件（前年比－18事件、－13.5％）、126人（前年比－22人、－14.9％）、交通関係法令違反は8事件（前年比－28事件、－77.8％）、7人（前年比－29人、－80.6％）となっている（**図表3－20**）。

また、危険ドラッグ事犯のうち、暴力団構成員等に係る事犯は135事件、149人、外国人に係る事犯は40事件、43人、少年に係る事犯は13事件、14人となっている。

※ 危険ドラッグとは、規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがらを用いる。以下同じ。）又は指定薬物（医薬品医療機器法第2条第15項に規定する指定薬物を用いる。以下同じ。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。

※ 危険ドラッグ事犯の検挙事件数及び人員は、実務統計（警察庁において調査等により集計する数値）による。

**図表3－20 危険ドラッグに係る適用法令別検挙状況の推移**

区分	年別		平24		平25		平26		平27		平28	
	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員
指定薬物に係る医薬品医療機器法違反	34	57	21	37	401	492	895	960	713	758		
乱用者による単純所持・使用等					312	326	671	695	495	519		
麻薬及び向精神薬取締法違反	17	26	57	89	80	98	133	148	115	126		
交通関係法令違反	19	19	38	40	157	160	36	36	8	7		
その他法令違反	6	10	9	10	68	90	36	52	28	29		
合計	76	112	125	176	706	840	1100	1196	864	920		

注1：同一被疑者で関連する余罪を検挙した場合でも、一つの事件として計上。

注2：複数の罪で検挙されている場合、主たる罪・人員として計上。

注3：指定薬物に係る医薬品医療機器法違反は、危険ドラッグから指定薬物が検出された場合の検挙をいう。

注4：麻薬及び向精神薬取締法違反は、危険ドラッグから麻薬が検出された場合の検挙をいう。

注5：交通関係法令違反は、刑法（危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷）、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反（危険運転致死傷、過失運転致死傷）、道路交通法違反をいう。

注6：適用法令（罪名）は、検挙時点を基準として計上（交通関係法令違反の中には、送致時等の罪名変更のものあり）。

注7：乱用者による単純所持・使用等とは、平成26年4月1日から規制が新設された指定薬物の単純所持、使用、購入、譲受けによる違反態様のうち、販売目的等により検挙された供給者側を除くものをいう。

注8：交通関係法令違反及びその他法令違反には、規制薬物及び指定薬物が検出されなかった事件を含む。

注9：平成26年から指定薬物以外の医薬品医療機器法違反は、その他法令違反に計上。

### (2) 危険ドラッグ乱用者の検挙状況

危険ドラッグ事犯のうち、危険ドラッグ乱用者※の検挙人員は838人（構成比率91.1％）となっている。

※ 危険ドラッグ乱用者とは、危険ドラッグ事犯検挙人員のうち、危険ドラッグを販売するなどにより検挙された供給者側の検挙を除いたものをいう。

## ア 年齢層別の検挙状況

年齢層別で見ると、20歳未満が14人（前年比－14人、－50.0%）、20歳代が145人（前年比－152人、－51.2%）、30歳代が261人（前年比－69人、－20.9%）、40歳代が293人（前年比＋57人、＋24.2%）、50歳以上が125人（前年比＋50人、＋66.7%）となっており、最も多い年齢層は40歳代、次いで30歳代となっている（図表3-21）。

図表3-21 危険ドラッグ乱用者の年齢別検挙人員の推移

区分		年別	平26	平27	平28
危険ドラッグ乱用者	検挙人員		631	966	838
	年齢別	50歳以上	44	75	125
		構成比率(%)	7.0	7.8	14.9
	40～49歳		121	236	293
		構成比率(%)	19.2	24.4	35.0
	30～39歳		204	330	261
		構成比率(%)	32.3	34.2	31.1
	20～29歳		236	297	145
		構成比率(%)	37.4	30.7	17.3
20歳未満		26	28	14	
	構成比率(%)	4.1	2.9	1.7	

## イ 薬物経験別の検挙状況

薬物経験別で見ると、薬物犯罪の初犯者が574人（構成比率68.5%、前年比－6.4ポイント）、薬物犯罪の再犯者が264人（構成比率31.5%、前年比＋6.4ポイント）となっている。

## ウ 危険ドラッグの入手状況

入手先別で見ると、インターネットを利用して危険ドラッグを入手した者の割合が増加傾向にあり、危険ドラッグの流通ルートの潜在化がみられる（図表3-22）。

図表3-22 危険ドラッグ乱用者の入手先別検挙人員の推移

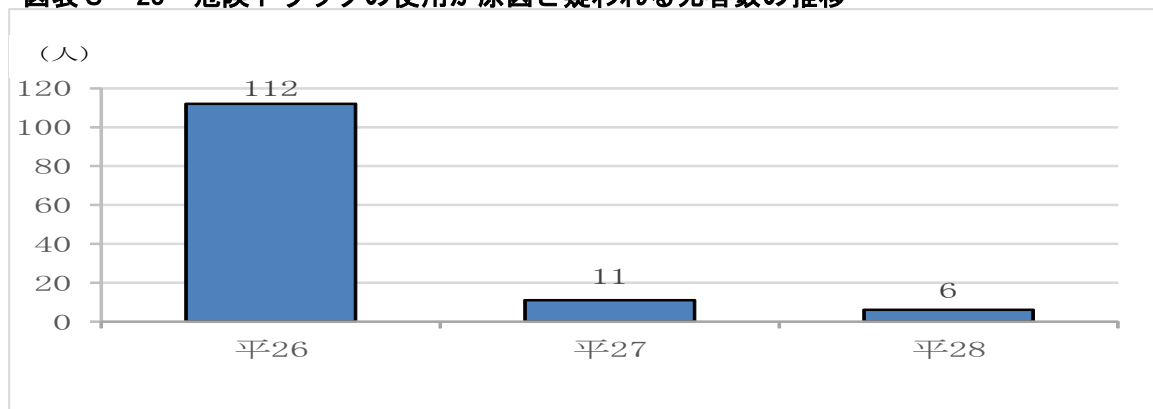
区分		年別	平26	平27	平28	平28	
						平成27年12月末までに認知	平成28年1月以降に認知
危険ドラッグ乱用者	検挙人員		631	966	838	531	307
	入手先別	街頭店舗	366	265	130	106	24
		構成比率(%)	58.0	27.4	15.5	20.0	7.8
	インターネット		124	336	353	263	90
		構成比率(%)	19.7	34.8	42.1	49.5	29.3
	友人・知人		43	110	93	45	48
		構成比率(%)	6.8	11.4	11.1	8.5	15.6
	密売人		36	109	71	24	47
		構成比率(%)	5.7	11.3	8.5	4.5	15.3
その他・不明		62	146	191	93	98	
	構成比率(%)	9.8	15.1	22.8	17.5	31.9	



## エ 危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者数

危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者数は6人（前年比－5人、－45.5%）と減少した（図表3－23）。

図表3－23 危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者数の推移



注1：平成28年12月末現在で警察庁に報告があったものを計上。

注2：発生日ではなく、認知日を基準として計上。

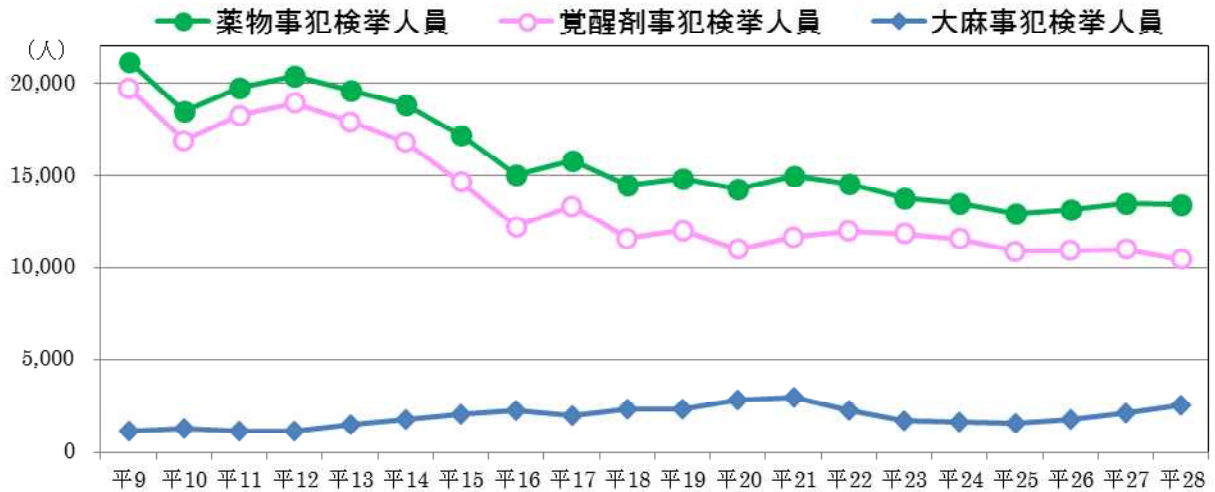
## (3) 危険ドラッグ密輸入事犯の検挙状況

危険ドラッグ密輸入事犯の検挙状況は200事件（前年比＋58事件）、215人（前年比＋64人）と増加した。

仕出国・地域別で見ると、中国が139事件（前年比＋41事件）と最も多く、次いでイギリスが16事件（前年比－2事件）となっている。

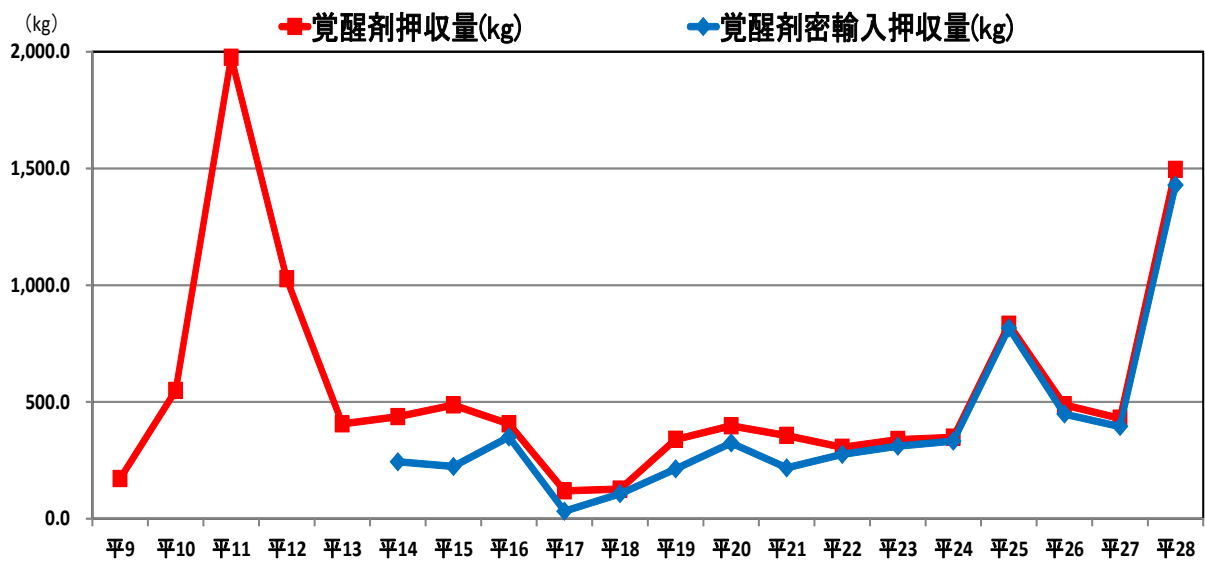
## 6 参考資料

### (1) 薬物事犯検挙状況の推移（平成9～28年）



区分	年別	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28
薬物事犯検挙人員	薬物事犯検挙人員	21,135	18,499	19,764	20,382	19,647	18,823	17,171	15,048	15,803	14,440	14,790	14,288	14,947	14,529	13,768	13,466	12,951	13,121	13,524	13,411
	覚醒剤事犯検挙人員	19,722	16,888	18,285	18,942	17,912	16,771	14,624	12,220	13,346	11,606	12,009	11,025	11,655	11,993	11,852	11,577	10,909	10,958	11,022	10,457
	大麻事犯検挙人員	1,104	1,236	1,124	1,151	1,450	1,748	2,032	2,209	1,941	2,288	2,271	2,758	2,920	2,216	1,648	1,603	1,555	1,761	2,101	2,536

### (2) 覚醒剤押収量の推移（平成9～28年）



区分	年別	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28
覚醒剤押収量(kg)	覚醒剤押収量(kg)	171.9	549.0	1,975.9	1,026.9	406.1	437.0	486.8	406.1	118.9	126.8	339.3	397.5	356.3	305.5	338.8	348.5	831.9	487.5	429.7	1,495.4
	覚醒剤密輸入押収量(kg)	-	-	-	-	-	243.5	223.8	350.0	32.2	106.8	213.1	324.3	217.9	275.5	310.7	332.2	816.1	448.0	394.6	1,428.4

## 7 薬物事犯の検挙事例

### (1) 覚醒剤事犯

#### 【覚醒剤密輸入事犯】

##### ○ 神戸山口組傘下組織幹部らによる漁船を利用した覚醒剤密輸入事件（2月、福岡ほか）

海上において、別の船舶から覚醒剤を漁船に積み替えるなどし、鹿児島県所在の漁港に陸揚げして密輸入した神戸山口組傘下組織幹部ら7人を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕するとともに、覚醒剤約99.9キログラムを押収した。

##### ○ メキシコ人による航空貨物を利用したメキシコ来覚醒剤密輸入事件（2月、警視庁・神奈川）

メキシコから航空貨物を利用し、陶器製のトラの置物の中に覚醒剤を隠匿して密輸入したメキシコ人の男2人を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕するとともに、覚醒剤約25.2キログラムを押収した。

##### ○ 中国（台湾）人による帆船を利用した覚醒剤密輸入事件（5月、沖縄）

海上において、別の船舶から覚醒剤を帆船に積み替え、沖縄県所在の港に運び入れるなどして密輸入しようとした中国（台湾）人の男女6人を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入未遂）等で逮捕するとともに、覚醒剤約597.0キログラムを押収した。

##### ○ 中国（台湾）人らによる海上貨物を利用した中国来覚醒剤密輸入事件（7月、警視庁・神奈川）

中国から海上貨物を利用し、照明器具の内部に覚醒剤を隠匿して密輸入した中国（台湾）人の男4人、日本人の男1人及び中国人の男1人を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕するとともに、覚醒剤約168.4キログラムを押収した。

##### ○ 中国（台湾）人による国際小包郵便を利用した台湾来覚醒剤密輸入事件（9月、神奈川）

台湾から国際小包郵便を利用し、段ボール箱に収納されたリュックサック内に覚醒剤を隠匿して密輸入した中国（台湾）人の男女2人を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕するとともに、覚醒剤約35.6キログラムを押収した。

##### ○ 中国（台湾）人による海上貨物を利用した台湾来覚醒剤密輸入事件（9月、神奈川・茨城）

台湾から海上貨物を利用し、鉄鋼製の円柱状スクラップの内部に覚醒剤を隠匿して密輸入した中国（台湾）人の男2人を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕するとともに、覚醒剤約50.3キログラムを押収した。

##### ○ 中国（台湾）人による海上貨物を利用した中国来覚醒剤密輸入事件（11月、警視庁）

中国から海上貨物を利用し、小石運搬機の内部に覚醒剤を隠匿して密輸入した中国（台湾）人の男を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕するとともに、覚醒剤約152.8キログラムを押収した。

## 【覚醒剤密売事犯】

### ○ イラン人による覚醒剤等密売事件（4月、神奈川）

関東を中心に広域的に覚醒剤等を密売していたイラン人の男2人を覚せい剤取締法違反（営利目的所持）等で逮捕するとともに、関係場所から覚醒剤約236グラム、乾燥大麻約2.1キログラム、あへん約407グラム等を押収した。

### ○ 稲川会傘下組織幹部らによる覚醒剤密売事件（4月、埼玉・群馬）

平成28年4月までに、関東を中心に広域的に覚醒剤を密売していた稲川会傘下組織幹部ら2人を覚せい剤取締法違反（営利目的所持）等で逮捕するとともに、同幹部らから覚醒剤を購入するなどした密売客26人を覚せい剤取締法違反（使用）等で逮捕し、同組織の密売ルートを壊滅した。

### ○ 神戸山口組傘下組織幹部らによる覚醒剤等密売事件（8月、奈良・京都・広島）

平成28年8月までに、近畿を中心に広域的に覚醒剤等を密売していた神戸山口組傘下組織幹部ら11人を覚せい剤取締法違反（営利目的所持）等で逮捕し、覚醒剤約84グラム、乾燥大麻約44グラム等を押収するとともに、同幹部らから覚醒剤を購入するなどした密売客64人を覚せい剤取締法違反（使用）等で逮捕し、同組織の密売ルートを壊滅した。

### ○ 住吉会傘下組織組員らによる覚醒剤等密売事件（9月、三重・静岡）

平成28年9月までに、関東を中心に広域的に覚醒剤等を密売していた住吉会傘下組織組員ら8人を覚せい剤取締法違反（営利目的所持）等で逮捕し、覚醒剤約2.3キログラム、乾燥大麻約2.1キログラム等を押収するとともに、同組員らから覚醒剤を購入するなどした密売客15人を覚せい剤取締法違反（使用）等で逮捕し、同組織の密売ルートを壊滅した。

### ○ 会津小鉄会及び極東会傘下組織幹部らによる覚醒剤等密売事件（12月、京都・岡山・滋賀・高知）

平成28年12月までに、近畿を中心に広域的に覚醒剤等を密売していた会津小鉄会及び極東会傘下組織幹部ら19人を覚せい剤取締法違反（営利目的所持）等で逮捕し、覚醒剤約2.1キログラム、乾燥大麻約235グラム、拳銃1丁等を押収するとともに、同幹部らから覚醒剤を購入するなどした密売客22人を覚せい剤取締法違反（使用）等で逮捕し、同組織の密売ルートを壊滅した。

## 【覚醒剤所持等事犯】

### ○ 元プロ野球選手による覚醒剤所持・使用事件（2月、警視庁）

元プロ野球選手の自宅マンションから、覚醒剤約0.1グラムを発見したことから、同人を覚せい剤取締法違反（所持）で逮捕した。その後、覚醒剤の使用事実が明らかになったことから、覚せい剤取締法違反（使用）で再逮捕した。

## (2) 大麻事犯

### 【大麻密輸入事犯】

#### ○ 国際スピード郵便を利用した中国来大麻密輸入事件（2月、栃木）

中国から国際スピード郵便を利用し、大麻草を密輸入した日本人の男4人を平成28年2月までに大麻取締法違反（輸入）等で逮捕するとともに、大麻草約579グラムを押収した。

#### ○ ポストンバッグ内等に隠匿したタイ来大麻密輸入事件（5月、愛知）

タイから航空機に搭乗し、ポストンバッグ及び手提げバッグ内に大麻草を隠匿して密輸入したアメリカ人の女を大麻取締法違反（輸入）等で逮捕するとともに、大麻草約10グラムを押収した。

#### ○ プロレスラーによるアメリカ来大麻密輸入事件（9月、大阪）

アメリカから航空機に搭乗し、リュックサック内に液体大麻が入った電子たばこ用のパイプ4本を隠匿して密輸入したアメリカ人のプロレスラーの男を大麻取締法違反（輸入）で逮捕するとともに、液体大麻約2グラムを押収した。

#### ○ 航空通常郵便を利用したカナダ来大麻密輸入事件（10月、神奈川）

カナダから航空通常郵便を利用し、封筒内に乾燥大麻を隠匿して密輸入したアメリカ人の男を大麻取締法違反（輸入）で逮捕するとともに、乾燥大麻約15グラムを押収した。

### 【大麻栽培事犯】

#### ○ 住吉会傘下組織幹部らによる大麻栽培事件（5月、埼玉）

他人名義のマンションの一室において大麻を栽培していた住吉会傘下組織幹部ら3人を大麻取締法違反（営利目的栽培）等で逮捕するとともに、大麻草約420本を押収した。

#### ○ 東組傘下組織組長らによる大麻大量栽培事件（10月、奈良）

工場において大麻を栽培していた東組傘下組織組長ら4人を大麻取締法違反（営利目的栽培）等で逮捕するとともに、大麻草約1万1,100本、乾燥大麻約2.6キログラムを押収した。

#### ○ ベトナム人らによる大麻栽培事件（10月、鹿児島）

ビニールハウスにおいて大麻を栽培していたベトナム人の男女4人及び日本人の男3人を大麻取締法違反（営利目的栽培）で逮捕するとともに、大麻草約1,200本、乾燥大麻約16.4キログラムを押収した。

### 【大麻所持事犯】

#### ○ 高校生による大麻所持事件（1月、沖縄）

商業施設の駐車場内において、乾燥大麻を所持していた男子高校生1人を大麻取締法違反（所持）で逮捕した。

#### ○ 高校生らによる大麻所持事件（11月、茨城）

コンビニエンスストアに駐車した車内において、乾燥大麻を所持していた男子高校生ら少年4人を大麻取締法違反（所持）で逮捕した。

### (3) 危険ドラッグ事犯

#### 【危険ドラッグ密輸入事犯】

##### ○ スーツケース内に隠匿したアメリカ来危険ドラッグ密輸入事件（1月、警視庁）

アメリカから航空機に搭乗し、スーツケース内に指定薬物である亜硝酸イソブチルを含有する液体を隠匿して密輸入した飲食店経営者の男ら2人を医薬品医療機器法違反（指定薬物の輸入）で逮捕するとともに、「JUNGLE JUICE」と表記された小瓶200本を押収した。

##### ○ 医師による中国来危険ドラッグ密輸入事件（8月、埼玉）

中国から航空書留郵便を利用して、指定薬物である亜硝酸イソブチルを含有する液体を密輸入した医師の男を医薬品医療機器法違反（指定薬物の輸入）で逮捕するとともに、「RUSH」と表記された小瓶5本を押収した。

#### 【危険ドラッグ密売事犯】

##### ○ インターネットを利用した危険ドラッグ密売事件（1月、徳島）

インターネット上で危険ドラッグ販売サイトを運営し、郵送で広域的に麻薬である通称5-MeO-DALTを含有する液体を販売しようとした日本人の男を麻薬及び向精神薬取締法違反（営利目的譲渡未遂）で逮捕した。

##### ○ インターネットを利用した危険ドラッグ密売事件（3月、警視庁）

インターネット上で危険ドラッグ販売サイトを運営し、郵送等で広域的に指定薬物である通称 $\alpha$ -PHP等含有する粉末等を販売していた日本人の男を医薬品医療機器法違反（業としての指定薬物の販売）等で逮捕するとともに、同人から危険ドラッグを購入した密売客22人を医薬品医療機器法違反（指定薬物の購入）で逮捕した。

## 第2 銃器情勢

平成28年における銃器情勢の特徴としては、以下のことが挙げられる。

- 銃器発砲事件数は、平成20年に年間50事件を下回って以降、引き続き低水準で推移し、前年（平成27年）は過去最少となったが、平成28年は27事件（前年比+19事件、+237.5%）と、銃器発砲を伴う暴力団の対立抗争事件の発生により大幅に増加した。
- 拳銃押収丁数は341丁（前年比-42丁、-11.0%）で、このうち暴力団からの押収丁数は54丁（前年比-9丁、-14.3%）と、いずれも減少傾向にあり、暴力団からの押収丁数は過去最少となった。

対立抗争に起因するものを始め、依然として平穏な市民生活に対する重大な脅威となる銃器発砲事件が発生しているほか、暴力団の組織防衛の強化による情報収集の困難化や、拳銃の隠匿方法の巧妙化がみられることから、暴力団の組織的管理に係る拳銃の摘発に重点を置いた取締りを強化することとしている。

### 1 銃器犯罪情勢

#### (1) 銃器発砲事件の発生状況

##### ア 銃器発砲事件の発生状況

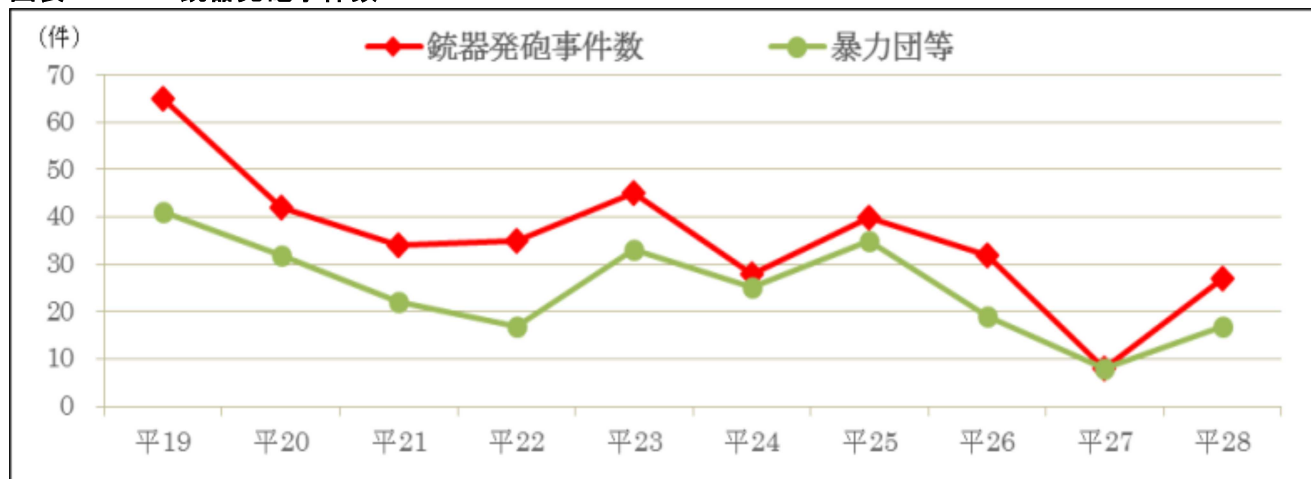
銃器発砲事件※の発生事件数は27事件（前年比+19事件）であり、このうち暴力団等によるとみられるものは17事件（前年比+9事件）と増加し、六代目山口組と神戸山口組との対立抗争に起因するものが6事件発生した（**図表3-24、3-25**）。

銃器発砲事件による死傷者数は11人（前年比+7人）であり、このうち暴力団構成員等は3人（前年比-1人）となっている。死傷者数のうち、死者数は5人（前年比+4人）、負傷者数は6人（前年比+3人）である（**図表3-26**）。

※ 銃器発砲事件とは、銃砲を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の損壊等の被害が発生したものと及びそのおそれがあったものをいう（過失及び自殺を除く）。

※ 銃器発砲事件の事件数及び死傷者は、実務統計（警察庁において調査等により集計する数値）による。

図表3-24 銃器発砲事件数



図表3-25 銃器発砲事件数の推移

区分	年別										
	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	
銃器発砲事件数	65	42	34	35	45	28	40	32	8	27	
暴力団等	41	32	22	17	33	25	35	19	8	17	
対立抗争	12	3	1	0	9	7	20	9	0	6	
その他・不明	24	10	12	18	12	3	5	13	0	10	

注：「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。

図表3-26 銃器発砲事件による死傷者数の推移

区分	年別										
	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	
死傷者数	39	19	20	17	18	16	8	10	4	11	
死者数	21	10	7	11	8	4	6	6	1	5	
暴力団構成員等	11	8	4	3	2	3	1	0	1	2	
負傷者数	18	9	13	6	10	12	2	4	3	6	
暴力団構成員等	5	4	5	3	5	7	2	3	3	1	

## イ 銃種別の発生状況

銃種別で見ると、銃器発砲事件（27事件）のうち、拳銃が使用されたものは23事件と多数を占め、猟銃等の使用が3事件、その他・不明が1事件となっている（図表3-27）。

図表3-27 銃器発砲事件の銃種別内訳

区分	年別				
	平24	平25	平26	平27	平28
銃器発砲事件数	28	40	32	8	27
拳銃	27	39	27	8	23
猟銃等	1	1	5	0	3
小銃等	0	0	0	0	0
その他・不明	0	0	0	0	1

注1：「猟銃等」とは、散弾銃、ライフル銃、空気銃及び準空気銃をいう。

注2：「小銃等」とは、小銃、機関銃及び砲をいう。

## (2) 銃器使用事件の認知状況

銃器使用事件※の認知件数は近年減少傾向にあるが、平成28年は112件（前年比+2件、+1.8%）と僅かに増加した。

罪種別で見ると、殺人が13件（前年比+8件）、強盗が25件（前年比+8件）、その他が74件（前年比-14件）となっている（図表3-28）。

※ 銃器使用事件とは、犯罪供用物として銃砲及び銃砲様のものを使用した事件をいう。



図表3-28 銃器使用事件の認知件数の推移

区分	年別	平24	平25	平26	平27	平28
認知件数		153	127	147	110	112
	拳銃及び拳銃様のもの	91	73	82	58	71
殺人		17	13	15	5	13
	拳銃及び拳銃様のもの	15	11	12	5	12
強盗		44	16	26	17	25
	拳銃及び拳銃様のもの	40	14	26	16	24
その他		92	98	106	88	74
	拳銃及び拳銃様のもの	36	48	44	37	35

注：殺人及び強盗には、未遂及び予備も含む。

## 2 銃器事犯取締状況

### (1) 拳銃の押収状況

#### ア 拳銃の押収状況

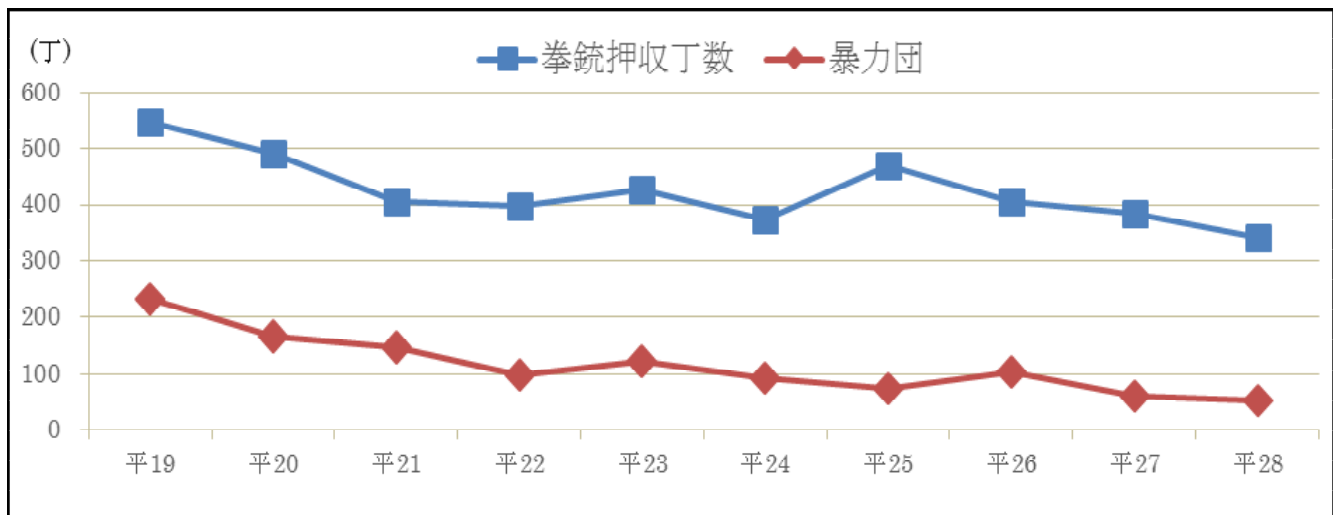
拳銃の押収丁数※は、暴力団からの押収を含めて、長期的には減少傾向にあり、平成28年は341丁（前年比-42丁、-11.0%）で、このうち、真正拳銃は313丁（前年比-27丁、-7.9%、うち密造拳銃22丁）、改造拳銃は28丁（前年比-15丁、-34.9%）となっている。

暴力団から押収した拳銃は54丁（前年比-9丁、-14.3%）であり、組織別でみると、六代目山口組が20丁（構成比率37.0%）、神戸山口組が6丁（構成比率11.1%）、稲川会が6丁（構成比率11.1%）、住吉会が9丁（構成比率16.7%）、その他が13丁（構成比率24.1%）となっている（図表3-29、3-30）。これまでに押収された拳銃の隠匿場所をみると、暴力団構成員等ではない知人宅のほか、貸倉庫、自動車、土中に隠匿するものなどがみられ、隠匿の巧妙化・分散化がみられる。

暴力団以外から押収した拳銃287丁のうち、真正拳銃は259丁であり、このうち旧軍用拳銃が99丁（構成比率38.2%）となっている。

※ 拳銃の押収丁数は、実務統計（警察庁において調査等により集計する数値）による。

図表3-29 拳銃の押収状況の推移



図表3-30 拳銃の押収状況の推移

区分	年別	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28
	押収丁数		548	492	407	397	426	373	471	406	383
暴力団		231	166	148	98	123	95	74	104	63	54
構成比率(%)		42.2	33.7	36.4	24.7	28.9	25.5	15.7	25.6	16.4	15.8
(組織別)	六代目山口組	83	84	69	45	55	58	37	31	16	20
構成比率(%)		35.9	50.6	46.6	45.9	44.7	61.1	50.0	29.8	25.4	37.0
	神戸山口組	-	-	-	-	-	-	-	-	4	6
構成比率(%)		-	-	-	-	-	-	-	-	6.3	11.1
	稲川会	25	22	13	13	17	4	9	11	8	6
構成比率(%)		10.8	13.3	8.8	13.3	13.8	4.2	12.2	10.6	12.7	11.1
	住吉会	24	23	29	19	13	14	11	12	10	9
構成比率(%)		10.4	13.9	19.6	19.4	10.6	14.7	14.9	11.5	15.9	16.7
	その他	99	37	37	21	38	19	17	50	25	13
構成比率(%)		42.9	22.3	25.0	21.4	30.9	20.0	23.0	48.1	39.7	24.1
その他・不明		317	326	259	299	303	278	397	302	320	287
構成比率(%)		57.8	66.3	63.6	75.3	71.1	74.5	84.3	74.4	83.6	84.2

注：「暴力団」の欄は、暴力団からの拳銃押収丁数を示し、暴力団の管理と認められる拳銃の押収をいう。

### イ 拳銃の真正・改造別、名称別の押収状況

押収した真正拳銃313丁を製造国別でみると、アメリカ製が118丁（構成比率37.7%）と最も多く、次いで日本製が69丁（構成比率22.0%）、以下、ベルギー製が33丁（構成比率10.5%）、ロシア（旧ソ連を含む。）製が12丁（構成比率3.8%）、ドイツ製が12丁（構成比率3.8%）となっている（図表3-31）。

また、真正拳銃の名称別でみると、ブローニングが30丁（構成比率9.6%）、S & Wが23丁（構成比率7.3%）、パルティックが11丁（構成比率3.5%）となっている（図表3-32）。

図表3-31 押収拳銃の真正・改造別内訳

区分	年別	平24	平25	平26	平27	平28
	押収丁数		373	471	406	383
真正拳銃		309	332	379	340	313
構成比率(%)		82.8	70.5	93.3	88.8	91.8
(製造国別)	アメリカ	116	109	142	112	118
	中国	9	6	8	6	7
	フィリピン	6	8	10	8	6
	ロシア(旧ソ連)	12	9	10	9	12
	ブラジル	10	8	9	8	6
	ベルギー	29	32	30	27	33
	イタリア	10	5	8	6	5
	ドイツ	9	22	13	13	12
	スペイン	6	7	9	4	5
	日本	72	72	76	66	69
	その他	5	7	9	9	8
不明	25	47	55	72	32	
改造拳銃		64	139	27	43	28
構成比率(%)		17.2	29.5	6.7	11.2	8.2

注1：「真正拳銃」とは、拳銃機能（金属性弾丸を発射する機能）を有する目的で製造されたものをいう。

注2：「改造拳銃」とは、模擬銃器や玩具の拳銃等に加工を施すことによって拳銃にしたものをいう。

図表3-32 押収した真正拳銃の名称別内訳

区分	年別	平24	平25	平26	平27	平28
真正拳銃の押収丁数		309	332	379	340	313
トカレフ型	主に中国製	9	11	12	9	8
S&W	主にアメリカ製	39	28	32	35	23
パルティック	フィリピン製	4	9	6	3	11
ブローニング	主にベルギー製	20	25	22	19	30
マカロフ型	主にロシア製	12	8	11	6	8
ロッシ	ブラジル製	5	3	4	2	2
その他		220	248	292	266	231

#### ウ インターネット関連の拳銃押収状況

インターネットのオークションサイトや掲示板等を端緒として押収した拳銃の押収丁数は46丁（前年比-12丁、-20.7%）となっている（図表3-33）。

図表3-33 インターネット関連の拳銃押収状況

区分	年別	平24	平25	平26	平27	平28
押収丁数		63	132	49	58	46

#### エ 拳銃110番報奨制度による拳銃の押収状況

「拳銃110番報奨制度」により受理した通報件数は1,359件であり、本通報を端緒とする拳銃の押収はない。

#### (2) 拳銃及び拳銃部品に係る銃砲刀剣類所持等取締法違反事件の検挙状況

銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）違反で検挙した事件のうち、拳銃及び拳銃部品に係る検挙件数は121件（前年比-23件、-16.0%）、検挙人員は142人（前年比-5人、-3.4%）であり、このうち、暴力団構成員等の検挙件数は44件（前年比-10件、-18.5%）、検挙人員は67人（前年比+7人、+11.7%）となっている（図表3-34）。

暴力団構成員等の検挙人員を組織別でみると、六代目山口組が31人（前年比+8人、構成比率46.3%）、神戸山口組が18人（前年比+15人、構成比率26.9%）、稲川会が5人（前年比-2人、構成比率7.5%）、住吉会が4人（前年比-7人、構成比率6.0%）となっており、これらで全体の86.6%を占めている。

図表3-34 拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年別				
		平24	平25	平26	平27	平28
検挙件数		157	175	186	144	121
検挙人員		160	146	183	147	142
暴力団構成員等		71	66	80	60	67
構成比率(%)		44.4	45.2	43.7	40.8	47.2
	六代目山口組	40	35	32	23	31
	構成比率(%)	56.3	53.0	40.0	38.3	46.3
	神戸山口組	-	-	-	3	18
	構成比率(%)	-	-	-	5.0	26.9
	稲川会	6	5	12	7	5
	構成比率(%)	8.5	7.6	15.0	11.7	7.5
	住吉会	10	9	6	11	4
構成比率(%)	14.1	13.6	7.5	18.3	6.0	
その他		15	17	30	16	9
構成比率(%)		21.1	25.8	37.5	26.7	13.4

(3) 密輸入事件の摘発状況

拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件※の検挙事件数は3事件（前年比－4事件）、検挙人員は3人（前年比－4人）であり、密輸入事件に係る拳銃の押収丁数は3丁（前年比－2丁）となっている（図表3-35）。

※ 拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の検挙事件数、人員及び押収丁数は、実務統計（警察庁において調査等により集計する数値）による。

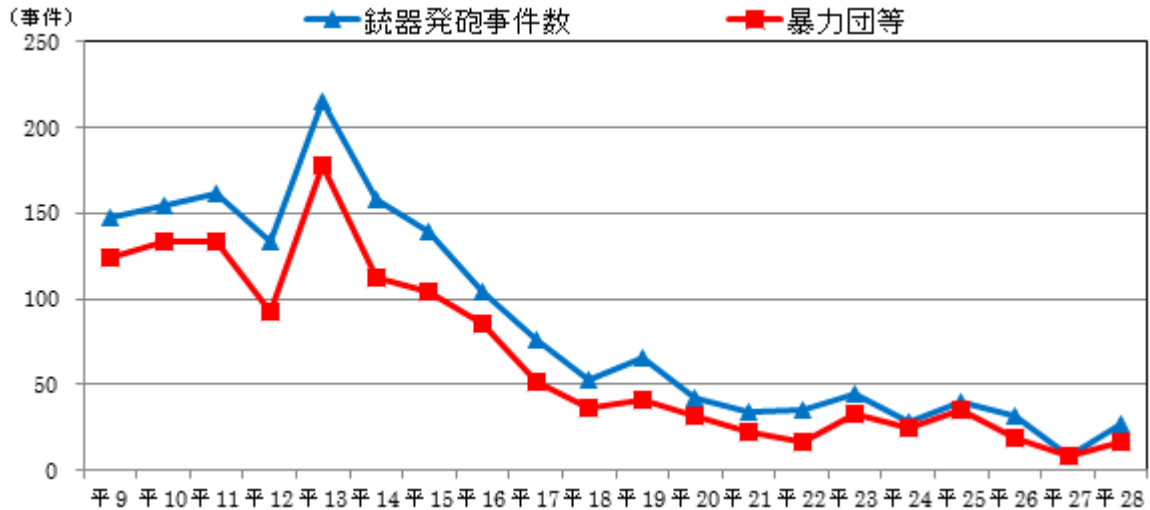
図表3-35 拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の摘発状況の推移

区分		年別				
		平24	平25	平26	平27	平28
検挙事件数		5	4	6	7	3
拳銃		1	1	4	5	3
検挙人員		6	5	9	7	3
暴力団構成員等		0	0	0	0	0
拳銃		1	2	5	5	3
拳銃押収丁数		1	1	8	5	3
暴力団		0	0	0	0	0

注：検挙事件数及び検挙人員には、拳銃密輸入事件（予備を含む。）のほか、拳銃部品及び実包のみの密輸入事件を含む。

### 3 参考資料

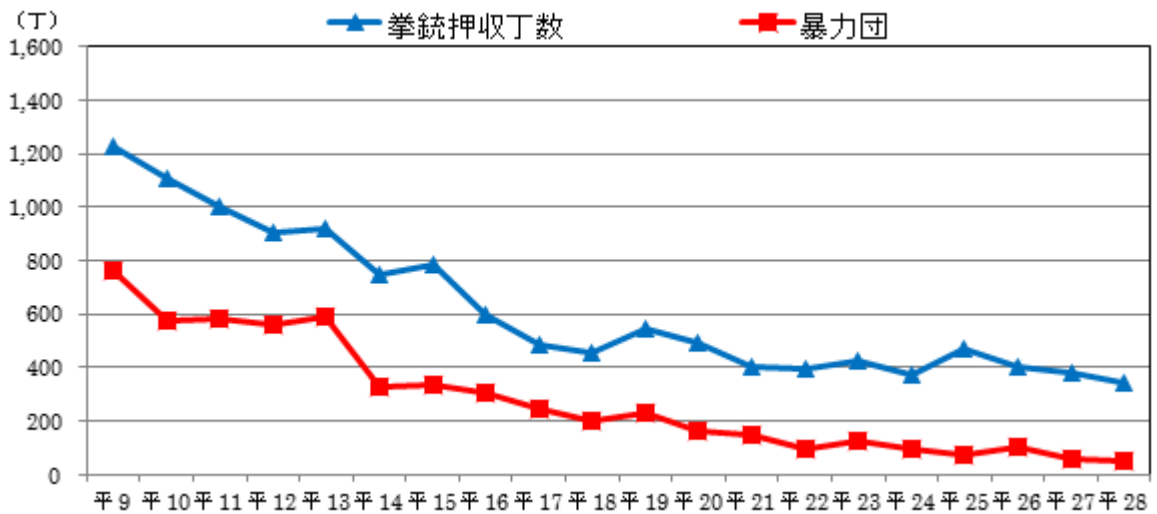
#### (1) 銃器発砲事件数の推移（平成9～28年）



区分	年別	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28
銃器発砲事件数		148	154	162	134	215	158	139	104	76	53	65	42	34	35	45	28	40	32	8	27
暴力団等		124	134	133	92	178	112	104	85	51	36	41	32	22	17	33	25	35	19	8	17

注：「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。

#### (2) 拳銃押収丁数の推移（平成9～28年）



区分	年別	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28
拳銃押収丁数		1,225	1,104	1,001	903	922	747	785	601	489	458	548	492	407	397	426	373	471	406	383	341
暴力団		761	576	580	564	591	327	334	309	243	204	231	166	148	98	123	95	74	104	63	54

注：「暴力団」の欄は、暴力団からの拳銃押収丁数を示し、暴力団の管理と認められる拳銃の押収をいう。

## 4 銃器事犯の検挙事例

### (1) 拳銃発砲事件

#### 【事例】

#### ○ 六代目山口組傘下組織組長らによる拳銃発砲事件（2月、福井）

神戸山口組傘下組織組事務所等に対して拳銃を発砲した事件において、六代目山口組傘下組織組長ら5人を銃刀法違反（拳銃発射）等で逮捕するとともに、拳銃1丁を押収した。

#### ○ 飲食店における拳銃使用の殺人未遂等事件（3月、福岡）

飲食店内において、口論となった知人男性の頭部を拳銃で撃った男を銃刀法違反（拳銃加重所持）で逮捕するとともに、拳銃1丁及び実包6個を押収した。また、その後の捜査により、同人を殺人未遂等で再逮捕した。

#### ○ 六代目山口組傘下組織組員による拳銃使用の殺人等事件（6月、岡山）

マンション前駐車場において、神戸山口組傘下組織幹部が胸部等を拳銃で撃たれて死亡した事件において、六代目山口組傘下組織組員を殺人等で逮捕するとともに、拳銃1丁を押収した。

#### ○ 建設会社における拳銃使用の殺人等事件（8月、和歌山）

建設会社内において従業員男性4人を拳銃で撃って死傷させ、逃走中、集合住宅に立てこもり、自らの腹を撃って自殺を図った男を銃刀法違反（拳銃所持）で逮捕し、拳銃2丁を押収した。その後、同人（死亡）を殺人等で書類送致した。

### (2) 拳銃等所持事件

#### 【事例】

#### ○ 稲川会傘下組織幹部による拳銃所持事件（1月、山梨）

稲川会傘下組織元組長の墓を捜索したところ、拳銃1丁及び実包7個を押収し、同組織幹部を銃刀法違反（拳銃加重所持）で逮捕した。

#### ○ ガンマニアによる改造拳銃所持事件（5月、静岡・大阪）

会社員の男の自宅を捜索し、押収した模造拳銃とみられるもの約80丁のうち3丁が殺傷能力のある改造拳銃であることが判明したことから、同人を銃刀法違反（拳銃所持）で逮捕した。

#### ○ 神戸山口組傘下組織組員らによる拳銃所持事件（5月、兵庫）

神戸山口組傘下組織組員の知人宅において拳銃1丁を押収し、同組織組員及び知人の女を銃刀法違反（拳銃所持）で逮捕した。

#### ○ 工藤會傘下組織組員らによる拳銃所持事件（5月、福岡）

工藤會傘下組織の関係場所を捜索したところ、拳銃4丁及び実包103個を押収し、同組織組員ら2人を銃刀法違反（拳銃複数所持）等で逮捕した。

○ **六代目山口組傘下組織組長らによる拳銃等所持事件（9月、兵庫）**

六代目山口組傘下組織の関係先である民家を捜索したところ、屋根裏から拳銃5丁、散弾銃1丁及び実包82個を押収し、同組織組長ら6人を銃刀法違反（拳銃加重所持）等で逮捕した。

○ **町議会議員による拳銃所持事件（10月、三重）**

町議会議員の自宅を捜索したところ、拳銃2丁及び実包11個を押収し、同人を銃刀法違反（拳銃複数所持）等で逮捕した。

○ **松葉会傘下組織幹部らによる小銃等所持事件（10月、北海道）**

松葉会傘下組織組事務所を捜索したところ、小銃1丁を押収し、同組織幹部ら3人を銃刀法違反（小銃所持）で逮捕した。また、うち1人が、覚醒剤約100グラムを所持していたことから、同人を覚せい剤取締法違反（営利目的所持）等で逮捕した。

○ **詐欺未遂被疑者による拳銃所持事件（11月、千葉）**

詐欺未遂で逮捕した被疑者が所持していた鍵の捜査で判明したレンタル物置を捜索したところ、拳銃1丁及び実包11個を押収し、同人を銃刀法違反（拳銃加重所持）で逮捕した。

## 第4章：来日外国人犯罪情勢

### 凡 例

- 本資料中の「来日外国人」とは、我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人をいう。
- 本資料中の特別法犯に係る「検挙件数」、「検挙人員」は、それぞれ送致件数、送致人員である。
- 本資料中の「国籍等」とは、国籍及び地域をいう。
- 本資料中の「中国」には、特に断りのない限り「台湾」及び「香港等」を含まない。
- 本資料中の「中国（台湾）」とは、中国の国籍を有する者のうち、台湾に本籍又は生活の拠点を有し、在タイ王国日本大使館による査証シールが貼付されている台湾の権限ある機関が発行した旅券を所持する者等をいう。
- 本資料中の「中国（香港等）」とは、中国の国籍を有する者のうち、香港特別行政区若しくはマカオ特別行政区の政府が発行した旅券又は中国、香港特別行政区若しくはマカオ特別行政区以外の政府（シンガポール、マレーシア等）が発行した身分証明書等を所持する者等をいう。
- 本資料中の犯罪統計における在留資格について、平成22年7月1日に「就学」の在留資格が「留学」の在留資格に一本化されたことに伴い、それ以前の在留資格についても「留学」の在留資格に合算している。
- 本資料中の「国外逃亡被疑者等」とは、「日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれのある者」をいい、この統計には日本人が含まれる。
- 本資料中の「犯罪インフラ事犯」に係る記載は、外国人に係る事犯についてのみを記載しており、「犯罪インフラ事犯」全体についての記載ではない。
- 本資料中の刑法犯における包括罪種とは、刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」及び「その他の刑法犯」の6種類に分類したものをいう。
  - 凶悪犯 ----- 殺人、強盗、放火、強姦
  - 粗暴犯 ----- 暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合
  - 窃盗犯 ----- 窃盗
  - 知能犯 ----- 詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪
  - 風俗犯 ----- 賭博、わいせつ
  - その他の刑法犯 --- 公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊、占有離脱物横領等上記に掲げるもの以外の刑法犯
- 本資料中の「入管法違反検挙状況等のうち偽変造旅券等行使による不法入国等検挙状況（第2の2の(3)のエ関係）」の数値は警察庁（外事課）、「雇用関係事犯検挙状況（第2の2の(4)関係）」及び「売春事犯検挙状況（第2の2の(5)関係）」の数値は警察庁（保安課）、「薬物事犯検挙状況（第2の2の(6)関係）」の数値は警察庁（薬物銃器対策課）において、それぞれ集計したものである。
- 本資料中の構成比については、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計が一致しない場合がある。



## 第1 来日外国人犯罪をめぐる昨今の情勢等

来日外国人犯罪は、検挙件数については平成17年を、検挙人員については平成16年をピークにそれぞれ大幅に減少し、近年の新規入国者や在留者の増加に呼応することなく、横ばい状態で推移している。

他方、我が国における国際組織犯罪の動向をみると、来日外国人犯罪グループが、出身国に存在する犯罪組織の指示を受けて犯罪を敢行するなど、人的ネットワーク、犯行態様等が一国内のみで完結せず、国際的に分担することで、より巧妙化かつ潜在化している実態が目立ち始めている。

外国人入国者数及び在留者数の増加傾向が今後も続くものと予想され、それに乘じて国際犯罪組織の日本国内への浸透や犯罪行為の世界的展開といった犯罪のグローバル化が一層進展するおそれがあることなどを踏まえると、来日外国人犯罪対策は我が国の治安対策を考える上で重要な課題であり、引き続き注視していかなければならない。

平成28年中の来日外国人犯罪は、

- 総検挙件数・人員は、前年比で検挙件数は減少し、検挙人員は増加したが、最近5年間は横ばい状態で推移している（**図表4-1**）。
- 特に、観光客らを中心とする「短期滞在」については、入国者数が最近5年間で約700万人から2,000万人を超える勢いで急増しているのに比べ、総検挙人員は約1,100人から約1,400人にとどまっている（**図表4-6**）。
- 刑法犯では、国籍等別でみると中国の検挙人員は減少傾向だが、引き続き最多。ベトナムの検挙人員は25年から27年まで3年連続して増加していたが減少に転じている（**図表4-3-2**）。
- 特別法犯では、国籍等別で中国、違反法令別で入管法違反が最多で、不法残留（同法違反）の検挙人員が増加している（**図表4-3-3、4-5**）。

などの特徴がある。

以下、来日外国人犯罪情勢について、その長期的・短期的推移のほか、犯罪インフラ事犯や来日外国人犯罪組織等の動向に関し、平成28年中の事件検挙等を踏まえて概説する。

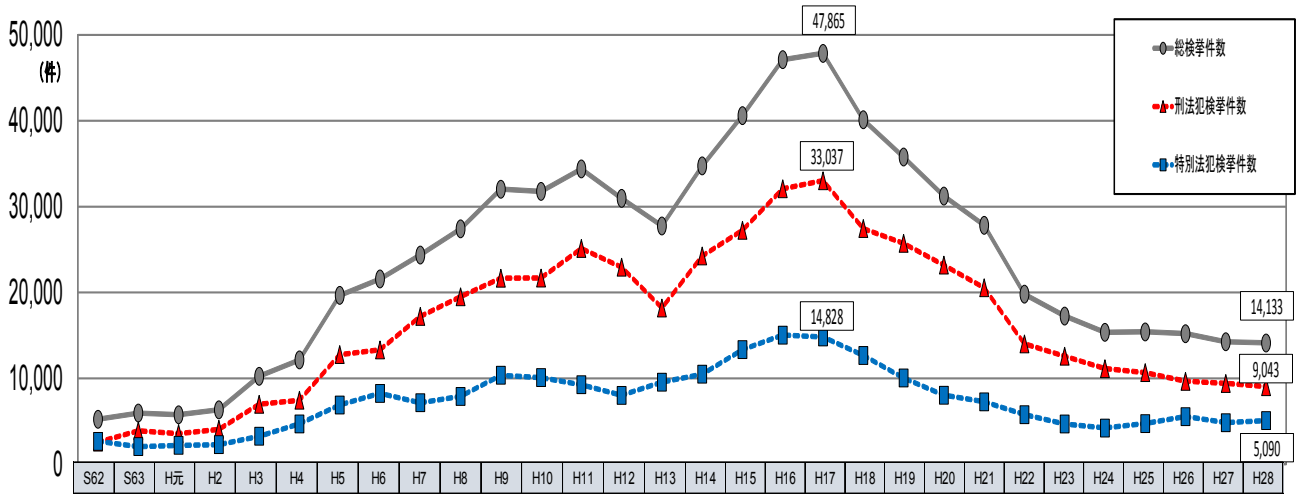
### 1 平成28年中の検挙状況の概要

#### (1) 総検挙状況

平成28年中の来日外国人犯罪の総検挙（刑法犯及び特別法犯の検挙をいう。以下同じ。）状況をみると、検挙件数は14,133件（前年比134件(0.9%)減少）、検挙人員は10,109人（同67人(0.7%)増加）と、前年より検挙件数は減少し、検挙人員は増加している。検挙件数のピークであった17年と比べると33,732件・70.5%の減少、検挙人員のピークであった16年と比べると11,733人・53.7%の減少と、いずれもピーク時と比較すると低い水準で推移している（**図表4-1**）。

図表4-1 来日外国人犯罪の検挙状況の推移

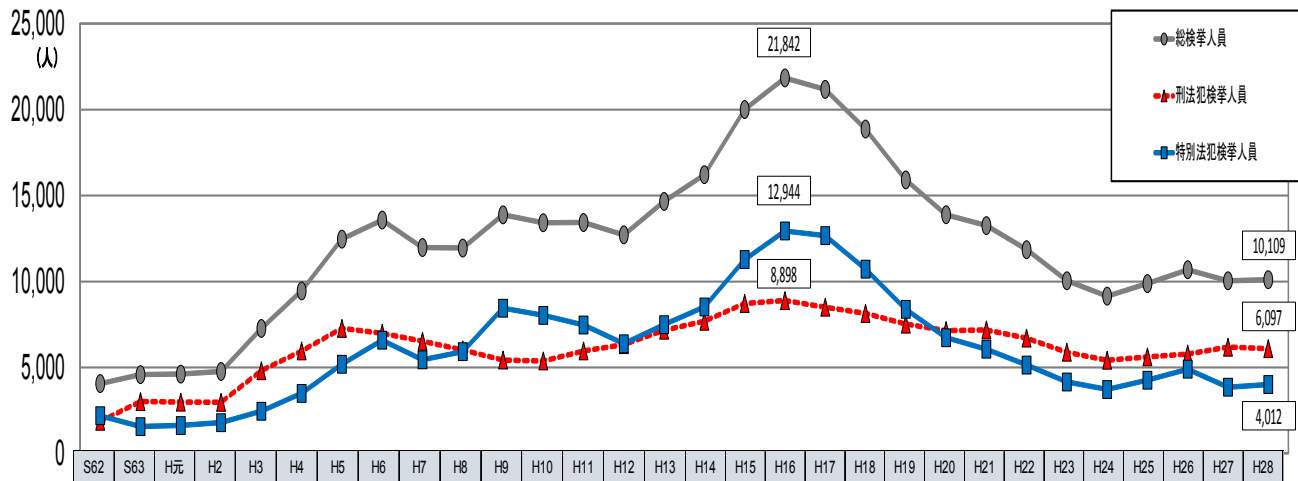
【検挙件数】



	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
総検挙件数	5,237	5,963	5,765	6,345	10,244	12,153	19,671	21,574	24,374	27,414	32,033	31,779	34,398	30,971	27,763
刑法犯検挙件数	2,567	3,906	3,572	4,064	6,990	7,457	12,771	13,321	17,213	19,513	21,670	21,689	25,135	22,947	18,199
特別法犯検挙件数	2,670	2,057	2,193	2,281	3,254	4,696	6,900	8,253	7,161	7,901	10,363	10,090	9,263	8,024	9,564

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	増減数	増減率
総検挙件数	34,746	40,615	47,128	47,865	40,128	35,782	31,252	27,836	19,809	17,272	15,368	15,419	15,215	14,267	14,133	-134	-0.9%
刑法犯検挙件数	24,258	27,258	32,087	33,037	27,453	25,730	23,202	20,561	14,025	12,582	11,142	10,674	9,664	9,417	9,043	-374	-4.0%
特別法犯検挙件数	10,488	13,357	15,041	14,828	12,675	10,052	8,050	7,275	5,784	4,690	4,226	4,745	5,551	4,850	5,090	240	4.9%

【検挙人員】

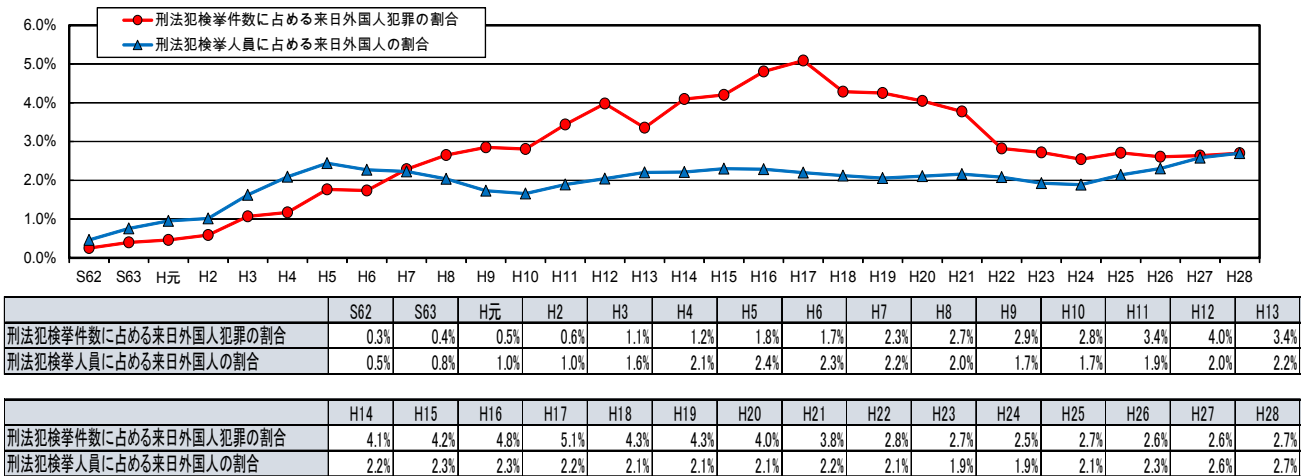


	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
総検挙人員	4,062	4,586	4,618	4,770	7,270	9,456	12,467	13,576	11,976	11,949	13,883	13,418	13,436	12,711	14,660
刑法犯検挙人員	1,871	3,020	2,989	2,978	4,813	5,961	7,276	6,989	6,527	6,026	5,435	5,382	5,963	6,329	7,168
特別法犯検挙人員	2,191	1,566	1,629	1,792	2,457	3,495	5,191	6,587	5,449	5,923	8,448	8,036	7,473	6,382	7,492

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	増減数	増減率
総検挙人員	16,212	20,007	21,842	21,178	18,872	15,914	13,885	13,257	11,858	10,048	9,149	9,884	10,689	10,042	10,109	67	0.7%
刑法犯検挙人員	7,690	8,725	8,898	8,505	8,148	7,528	7,148	7,190	6,710	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	-90	-1.5%
特別法犯検挙人員	8,522	11,282	12,944	12,673	10,724	8,386	6,737	6,067	5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	157	4.1%

平成28年中の刑法犯検挙（日本人等の検挙を含む。）に占める来日外国人犯罪の割合は、検挙件数が2.7%（前年比0.1ポイント上昇）、検挙人員が2.7%（同0.1ポイント上昇）となっている（図表4-2）。

図表4-2 刑法犯検挙（日本人等の検挙を含む。）に占める来日外国人犯罪の割合の推移



(2) 国籍等別検挙状況

平成28年中の総検挙状況を国籍等別にみると、中国の検挙件数は4,620件（構成比32.7%）、検挙人員は3,193人（同31.6%）と最も高い状態が続いている（図表4-3-1）。

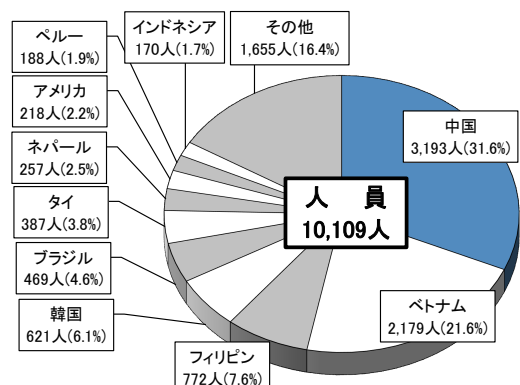
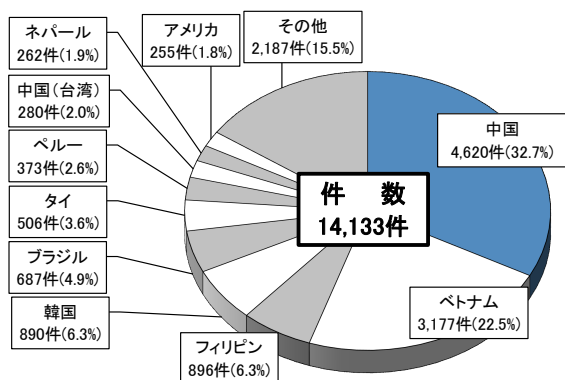
図表4-3-1 国籍等別検挙状況

	総検挙件数			
	刑法犯	特別法犯	総数	構成比
総数	9,043	5,090	14,133	100.0%
中国	2,761	1,859	4,620	32.7%
ベトナム	2,142	1,035	3,177	22.5%
フィリピン	509	387	896	6.3%
韓国	620	270	890	6.3%
ブラジル	495	192	687	4.9%
タイ	155	351	506	3.6%
ペルー	315	58	373	2.6%
中国（台湾）	209	71	280	2.0%
ネパール	186	76	262	1.9%
アメリカ	175	80	255	1.8%
その他	1,476	711	2,187	15.5%

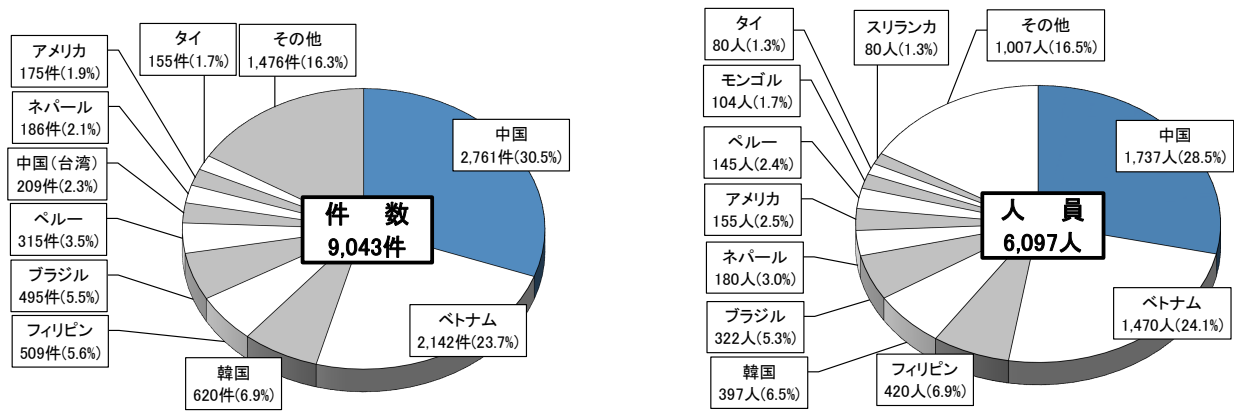
  

	総検挙人員			
	刑法犯	特別法犯	総数	構成比
総数	6,097	4,012	10,109	100.0%
中国	1,737	1,456	3,193	31.6%
ベトナム	1,470	709	2,179	21.6%
フィリピン	420	352	772	7.6%
韓国	397	224	621	6.1%
ブラジル	322	147	469	4.6%
タイ	80	307	387	3.8%
ネパール	180	77	257	2.5%
アメリカ	155	63	218	2.2%
ペルー	145	43	188	1.9%
インドネシア	53	117	170	1.7%
その他	1,138	517	1,655	16.4%

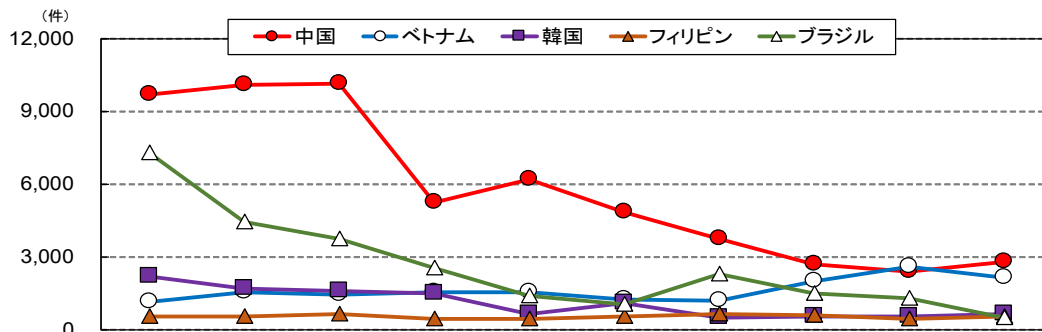
国籍等別総検挙状況



図表4-3-2 国籍等別刑法犯検挙状況

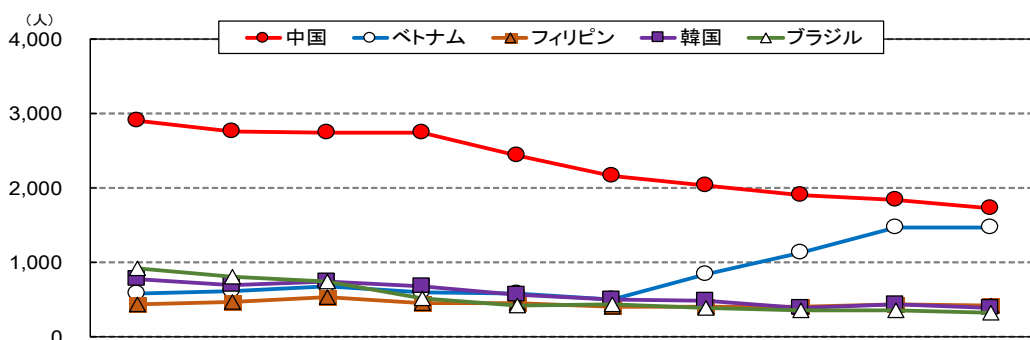


【検挙件数】



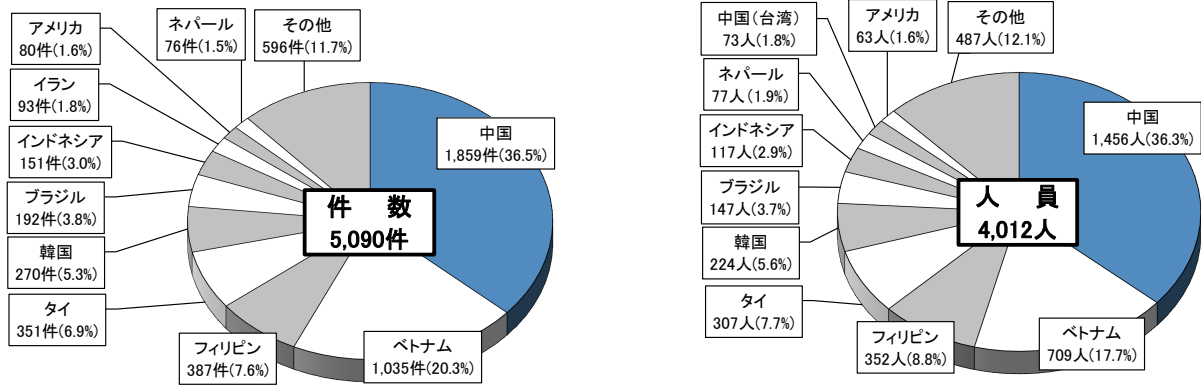
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	増減数	増減率
刑法犯検挙件数	25,730	23,202	20,561	14,025	12,582	11,142	10,674	9,664	9,417	9,043	-374	-4.0%
中国	9,664	10,063	10,109	5,243	6,185	4,847	3,709	2,684	2,390	2,761	371	15.5%
ベトナム	1,112	1,517	1,442	1,507	1,552	1,225	1,197	1,972	2,556	2,142	-414	-16.2%
韓国	2,161	1,655	1,554	1,502	610	1,089	494	547	543	620	77	14.2%
フィリピン	524	543	624	442	439	513	620	559	450	509	59	13.1%
ブラジル	7,289	4,406	3,720	2,531	1,366	1,004	2,270	1,474	1,282	495	-787	-61.4%
	28.3%	19.0%	18.1%	18.0%	10.9%	9.0%	21.3%	15.3%	13.6%	5.5%		

【検挙人員】

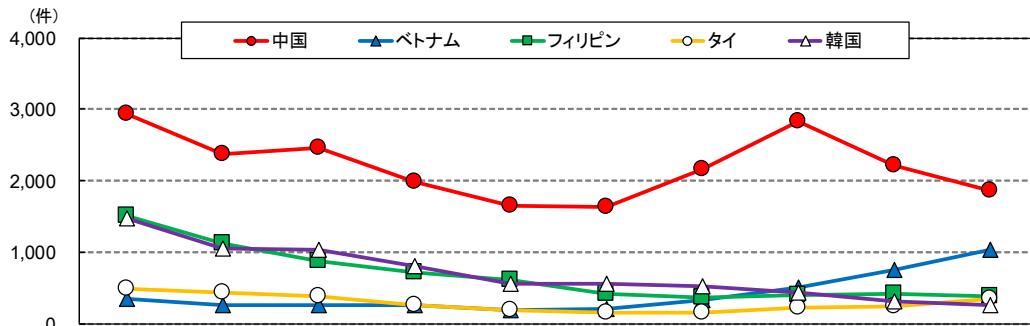


	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	増減数	増減率
刑法犯検挙人員	7,528	7,148	7,190	6,710	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	-90	-1.5%
中国	2,899	2,764	2,747	2,740	2,445	2,160	2,028	1,904	1,848	1,737	-111	-6.0%
ベトナム	580	613	689	608	582	510	839	1,136	1,475	1,470	-5	-0.3%
フィリピン	444	465	541	464	455	408	415	410	435	420	-15	-3.4%
韓国	782	705	750	675	569	513	488	391	444	397	-47	-10.6%
ブラジル	931	818	744	515	426	438	393	356	358	322	-36	-10.1%
	12.4%	11.4%	10.3%	7.7%	7.2%	8.1%	7.0%	6.2%	5.8%	5.3%		

図表4-3-3 国籍等別特別法犯検挙状況

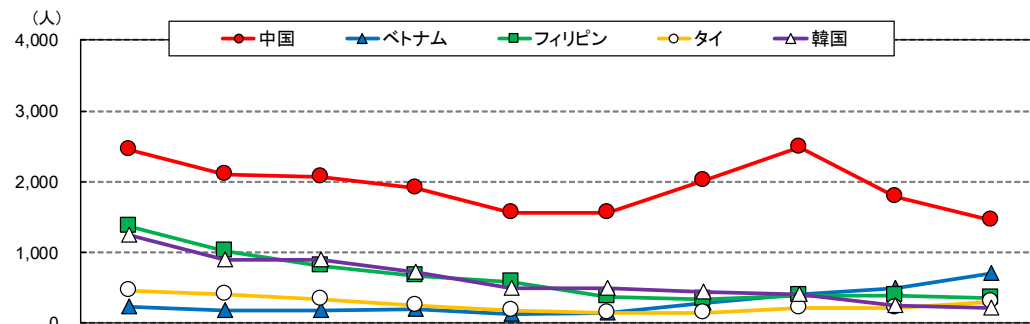


【検挙件数】



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	増減数	増減率
特別法犯検挙件数	10,052	8,050	7,275	5,784	4,690	4,226	4,745	5,551	4,850	5,090	240	4.9%
中国	2,947	2,367	2,463	1,988	1,654	1,636	2,167	2,825	2,225	1,859	-366	-16.4%
	29.3%	29.4%	33.9%	34.4%	35.3%	38.7%	45.7%	50.9%	45.9%	36.5%	-9.4ポイント	
ベトナム	361	272	272	257	197	205	343	516	759	1,035	276	36.4%
	3.6%	3.4%	3.7%	4.4%	4.2%	4.9%	7.2%	9.3%	15.6%	20.3%	4.7ポイント	
フィリピン	1,512	1,130	879	717	619	425	368	399	416	387	-29	-7.0%
	15.0%	14.0%	12.1%	12.4%	13.2%	10.1%	7.8%	7.2%	8.6%	7.6%	-1.0ポイント	
タイ	498	446	383	265	198	168	160	235	246	351	105	42.7%
	5.0%	5.5%	5.3%	4.6%	4.2%	4.0%	3.4%	4.2%	5.1%	6.9%	1.8ポイント	
韓国	1,470	1,056	1,034	816	571	569	525	436	321	270	-51	-15.9%
	14.6%	13.1%	14.2%	14.1%	12.2%	13.5%	11.1%	7.9%	6.6%	5.3%	-1.3ポイント	

【検挙人員】



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	増減数	増減率
特別法犯検挙人員	8,386	6,737	6,067	5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	157	4.1%
中国	2,454	2,100	2,065	1,917	1,565	1,559	2,019	2,478	1,789	1,456	-333	-18.6%
	29.3%	31.2%	34.0%	37.2%	37.6%	41.8%	47.3%	50.6%	46.4%	36.3%	-10.1ポイント	
ベトナム	226	176	187	191	134	151	279	412	492	709	217	44.1%
	2.7%	2.6%	3.1%	3.7%	3.2%	4.1%	6.5%	8.4%	12.8%	17.7%	4.9ポイント	
フィリピン	1,363	1,025	816	664	580	381	345	393	398	352	-46	-11.6%
	16.3%	15.2%	13.4%	12.9%	13.9%	10.2%	8.1%	8.0%	10.3%	8.8%	-1.5ポイント	
タイ	463	399	343	253	179	154	140	209	215	307	92	42.8%
	5.5%	5.9%	5.7%	4.9%	4.3%	4.1%	3.3%	4.3%	5.6%	7.7%	2.1ポイント	
韓国	1,243	895	891	719	502	494	448	405	252	224	-28	-11.1%
	14.8%	13.3%	14.7%	14.0%	12.1%	13.3%	10.5%	8.3%	6.5%	5.6%	-0.9ポイント	

(3) 包括罪種別・違反法令別検挙状況

ア 刑法犯検挙状況

平成28年中の刑法犯検挙状況を包括罪種別にみると、前年に比べて知能犯及び風俗犯の検挙件数・人員が増加している一方、粗暴犯及び窃盗犯の検挙件数・人員は減少している。刑法犯の検挙全体に占める窃盗犯の割合は、検挙件数が60.3%（前年比6.6ポイント低下）、検挙人員が49.7%（同1.5ポイント低下）と最も高い状態が続いている（図表4-4）。

イ 特別法犯検挙状況

平成28年中の特別法犯検挙状況を違反法令別にみると、前年に比べて入管法違反、銃刀法違反及び薬物事犯の検挙件数・人員が増加している一方、風営適正化法違反及び売春防止法違反の検挙件数・人員は減少している。特別法犯の検挙全体に占める入管法違反の割合は、検挙件数が65.7%（前年比0.7ポイント上昇）、検挙人員が62.8%（同0.8ポイント上昇）と最も高い状態が続いている（図表4-5）。

図表4-4 包括罪種別刑法犯検挙状況

		刑法犯				増減数	増減率
		H27		H28			
刑法犯	件数	9,417		9,043		-374	-4.0%
	人員	6,187		6,097		-90	-1.5%
凶悪犯	件数	142		146		4	2.8%
		構成比	1.5%	構成比	1.6%		
	人員	167		161		-6	-3.6%
		構成比	2.7%	構成比	2.6%		
粗暴犯	件数	1,094		1,081		-13	-1.2%
		構成比	11.6%	構成比	12.0%		
	人員	1,238		1,225		-13	-1.1%
		構成比	20.0%	構成比	20.1%		
窃盗犯	件数	6,303		5,452		-851	-13.5%
		構成比	66.9%	構成比	60.3%		
	人員	3,168		3,030		-138	-4.4%
		構成比	51.2%	構成比	49.7%		
知能犯	件数	565		865		300	53.1%
		構成比	6.0%	構成比	9.6%		
	人員	429		437		8	1.9%
		構成比	6.9%	構成比	7.2%		
風俗犯	件数	121		169		48	39.7%
		構成比	1.3%	構成比	1.9%		
	人員	120		127		7	5.8%
		構成比	1.9%	構成比	2.1%		
その他の刑法犯	件数	1,192		1,330		138	11.6%
		構成比	12.7%	構成比	14.7%		
	人員	1,065		1,117		52	4.9%
		構成比	17.2%	構成比	18.3%		

図表4-5 違反法令別特別法犯検挙状況

		特別法犯				増減数	増減率
		H27		H28			
特別法犯	件数	4,850		5,090		240	4.9%
	人員	3,855		4,012		157	4.1%
入管法	件数	3,154		3,343		189	6.0%
		構成比	65.0%	構成比	65.7%		
	人員	2,391		2,520		129	5.4%
		構成比	62.0%	構成比	62.8%		
風営適正化法	件数	239		190		-49	-20.5%
		構成比	4.9%	構成比	3.7%		
	人員	277		220		-57	-20.6%
		構成比	7.2%	構成比	5.5%		
売春防止法	件数	64		49		-15	-23.4%
		構成比	1.3%	構成比	1.0%		
	人員	40		36		-4	-10.0%
		構成比	1.0%	構成比	0.9%		
銃刀法	件数	123		135		12	9.8%
		構成比	2.5%	構成比	2.7%		
	人員	99		116		17	17.2%
		構成比	2.6%	構成比	2.9%		
薬物事犯	件数	560		641		81	14.5%
		構成比	11.5%	構成比	12.6%		
	人員	410		465		55	13.4%
		構成比	10.6%	構成比	11.6%		
その他	件数	710		732		22	3.1%
		構成比	14.6%	構成比	14.4%		
	人員	638		655		17	2.7%
		構成比	16.5%	構成比	16.3%		

(4) 在留資格別検挙状況

総検挙人員に占める正規滞在と不法滞在の割合を平成19年と28年で比較すると、19年は正規滞在が57.1%、不法滞在が42.9%であったが、28年は正規滞在が76.3%、不法滞在が23.7%となっている。過去10年間の推移をみると、19年から26年までは正規滞在の割合が上昇していたが、27年からは不法滞在の割合が上昇している。在留資格別に19年と28年を比較すると、「短期滞在」の総検挙人員（正規滞在の者に加え、不法残留状態となった者を含む。以下この項において「技能実習」及び「留学」の総検挙人員について述べる場合と同じ。）は、19年は3,888人であったが、28年は1,413人となり、約3分の1まで減少している。「技能実習」の総検挙人員は、検挙数値の確認が可能となった24年から27年まで毎年約300人ずつ増加していたが、28年は前年比35人・2.6%の増加にとどまっている。「留学」の総検挙人員は、19年は1,958人であったが、28年は2,269人

となっている。「日本人の配偶者等」及び「定住者」の総検挙人員は増減を繰り返しているが、ここ数年は減少傾向にある（図表4-6）。

図表4-6 在留資格別検挙人員の推移

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	増減数	増減率	
総 検 挙 人 員	合 計 (A)	15,914	13,885	13,257	11,858	10,048	9,149	9,884	10,689	10,042	10,109	67	0.7%	
	刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	7,528	7,148	7,190	6,710	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	-90	-1.5%
		正 規 滞 在 (B)	6,774	6,534	6,569	6,243	5,501	5,102	5,313	5,504	5,829	5,699	-130	-2.2%
		不 法 滞 在 (C)	754	614	621	467	388	321	307	283	358	398	40	11.2%
		う ち 不 法 残 留 (D)	429	328	426	315	278	225	232	227	293	331	38	13.0%
	特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	8,386	6,737	6,067	5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	157	4.1%
		正 規 滞 在 (E)	2,306	2,047	2,184	2,404	2,328	2,303	2,814	3,303	1,999	2,019	20	1.0%
		不 法 滞 在 (F)	6,080	4,690	3,883	2,744	1,831	1,423	1,450	1,599	1,856	1,993	137	7.4%
		う ち 不 法 残 留 (G)	4,071	3,169	2,698	2,018	1,365	1,113	1,168	1,403	1,685	1,877	192	11.4%
	正 規 滞 在 の 総 検 挙 人 員 (B) + (E)	9,080	8,581	8,753	8,647	7,829	7,405	8,127	8,807	7,828	7,718	-110	-1.4%	
不 法 滞 在 の 総 検 挙 人 員 (C) + (F)	6,834	5,304	4,504	3,211	2,219	1,744	1,757	1,882	2,214	2,391	177	8.0%		
う ち 不 法 残 留 の 総 検 挙 人 員 (D) + (G)	4,500	3,497	3,124	2,333	1,643	1,338	1,400	1,630	1,978	2,208	230	11.6%		
構 成 比 (B)+(E)/(A)	57.1%	61.8%	66.0%	72.9%	77.9%	80.9%	82.2%	82.4%	78.0%	76.3%	-1.7ポイント			
構 成 比 (C)+(F)/(A)	42.9%	38.2%	34.0%	27.1%	22.1%	19.1%	17.8%	17.6%	22.0%	23.7%	1.7ポイント			
構 成 比 (D)+(G)/(A)	28.3%	25.2%	23.6%	19.7%	16.4%	14.6%	14.2%	15.2%	19.7%	21.8%	2.1ポイント			
短 期 滞 在 合 計		3,888	2,947	2,372	1,824	1,270	1,137	1,055	1,198	1,102	1,413	311	28.2%	
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	708	570	456	464	317	367	356	420	474	526	52	11.0%	
	正 規 滞 在 (A)	534	437	316	363	254	317	321	373	435	475	40	9.2%	
	不 法 残 留 (B)	174	133	140	101	63	50	35	47	39	51	12	30.8%	
	小 計	3,180	2,377	1,916	1,360	953	770	699	778	628	887	259	41.2%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在 (C)	405	259	290	217	247	224	255	289	187	252	65	34.8%	
	不 法 残 留 (D)	2,775	2,118	1,626	1,143	706	546	444	489	441	635	194	44.0%	
正 規 滞 在 の 総 検 挙 人 員 (A) + (C)	939	696	606	580	501	541	576	662	622	727	105	16.9%		
不 法 残 留 の 総 検 挙 人 員 (B) + (D)	2,949	2,251	1,766	1,244	769	596	479	536	480	686	206	42.9%		
技 能 実 習 合 計		—	—	—	—	—	331	643	961	1,352	1,387	35	2.6%	
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	—	—	—	—	—	237	411	507	604	678	74	12.3%	
	正 規 滞 在 (A)	—	—	—	—	—	218	384	453	524	562	38	7.3%	
	不 法 残 留 (B)	—	—	—	—	—	19	27	54	80	116	36	45.0%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	—	—	—	—	—	94	232	454	748	709	-39	-5.2%	
	正 規 滞 在 (C)	—	—	—	—	—	50	54	133	135	117	-18	-13.3%	
	不 法 残 留 (D)	—	—	—	—	—	44	178	321	613	592	-21	-3.4%	
正 規 滞 在 の 総 検 挙 人 員 (A) + (C)	—	—	—	—	—	268	438	586	659	679	20	3.0%		
不 法 残 留 の 総 検 挙 人 員 (B) + (D)	—	—	—	—	—	63	205	375	693	708	15	2.2%		
留 学 合 計		1,958	1,665	1,675	1,839	1,740	1,562	2,125	2,476	2,175	2,269	94	4.3%	
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	1,319	1,170	1,139	1,268	1,142	914	1,130	1,274	1,548	1,506	-42	-2.7%	
	正 規 滞 在 (A)	1,168	1,087	1,016	1,202	1,051	853	1,062	1,210	1,436	1,397	-39	-2.7%	
	不 法 残 留 (B)	151	83	123	66	91	61	68	64	112	109	-3	-2.7%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	639	495	536	571	598	648	995	1,202	627	763	136	21.7%	
	正 規 滞 在 (C)	241	184	210	327	414	469	778	943	321	381	60	18.7%	
	不 法 残 留 (D)	398	311	326	244	184	179	217	259	306	382	76	24.8%	
正 規 滞 在 の 総 検 挙 人 員 (A) + (C)	1,409	1,271	1,226	1,529	1,465	1,322	1,840	2,153	1,757	1,778	21	1.2%		
不 法 残 留 の 総 検 挙 人 員 (B) + (D)	549	394	449	310	275	240	285	323	418	491	73	17.5%		
日 本 人 の 配 偶 者 等 合 計		1,190	1,154	2,244	2,237	1,956	1,762	1,619	1,641	1,416	1,280	-136	-9.6%	
刑 法 犯 検 挙 人 員 正 規 滞 在		1,190	1,154	1,405	1,297	1,211	1,088	1,008	977	928	889	-39	-4.2%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員 正 規 滞 在		—	—	839	940	745	674	611	664	488	391	-97	-19.9%	
定 住 者 合 計		2,386	2,242	2,179	1,855	1,751	1,658	1,618	1,618	1,560	1,461	-99	-6.3%	
刑 法 犯 検 挙 人 員 正 規 滞 在		1,895	1,781	1,754	1,424	1,335	1,252	1,227	1,198	1,207	1,087	-120	-9.9%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員 正 規 滞 在		491	461	425	431	416	406	391	420	353	374	21	5.9%	

※ 総検挙人員及び在留資格別総検挙人員について、検挙時の在留資格の状態別（正規滞在、不法滞在（うち不法残留））に計上した数。

★ トピックス

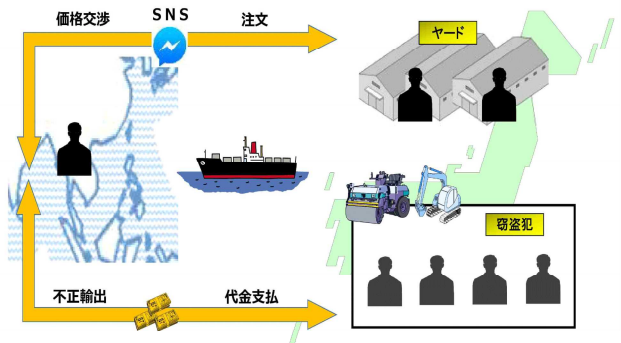
国際組織犯罪の動向

人的ネットワーク、犯行態様等が一国内のみで完結せず、国際的に分担することで犯罪が巧妙かつ潜在化している実態が我が国で目立ち始めている。

【主要検挙事例】

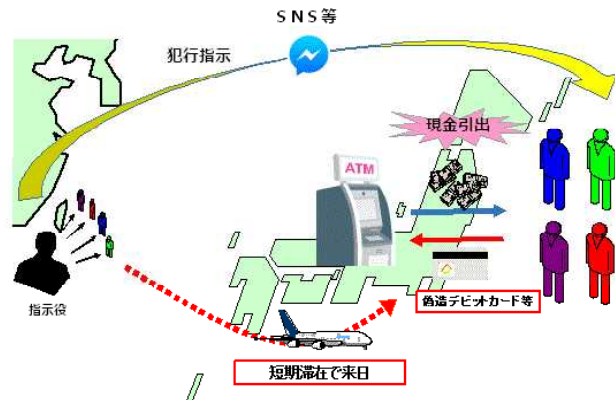
○ ベトナム人らによる建設重機を対象とした自動車盗等事件

ベトナム在住の首魁と来日ベトナム人らで結成された窃盗グループが、SNSや無料通話アプリで緊密に連絡を取り合いながら、工事現場等に駐車されたホイールローダー等の建設重機を窃取し、永住資格を有するベトナム人らが管理するヤードを通じて、ベトナムへ盗品を不正輸出していた事件。



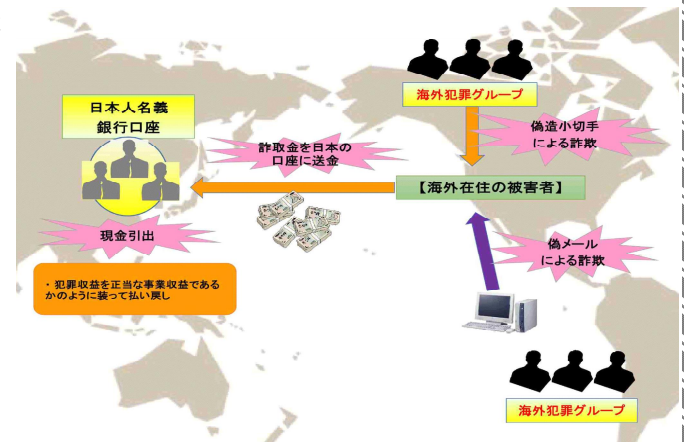
○ 中国（台湾）人による偽造デビットカード等使用払出盗事件

「短期滞在」で入国した中国（台湾）人の男4人が、日本国内の金融機関が東京都内に設置した現金自動預払機において、偽造デビットカード等を用いて中国国内の銀行の顧客口座から不正に現金を払い出し、窃取していた事件。



○ ナイジェリア人らによる国際的なマネー・ローンダリング事件

ナイジェリア人が日本人と共謀し、日本国内の金融機関口座に送金された、アメリカ等において発生した詐欺事件の被害金を正当な振込送金であるかのように装って引き出し、だまし取っていた事件。





## 2 長期的な検挙状況の推移～10年前（平成18年）との比較

平成28年中の来日外国人犯罪の検挙状況を10年前と比較して、特徴的な動向を取りまとめた結果は以下のとおりである。

### (1) 刑法犯検挙状況

#### ア 国籍等別検挙状況

平成28年中の国籍等別の刑法犯検挙状況を10年前と比較すると、10年前に検挙件数・人員が多かった中国、ブラジル、韓国及びベトナムのうち、検挙件数・人員が約2倍に増加したベトナムを除き、いずれも減少している。

#### イ 包括罪種等別検挙状況

平成28年中の包括罪種等別の刑法犯検挙状況を10年前と比較すると、凶悪犯及び窃盗犯の検挙件数・人員が減少している一方、粗暴犯及び風俗犯の検挙件数・人員は増加している。国籍等別にみると、窃盗犯では、中国、ブラジル及び韓国の検挙件数・人員が減少している。また、窃盗犯の検挙件数では、中国が約5分の1に減少し、ブラジルが約12分の1に減少している一方、検挙人員では、ベトナムが約2倍に増加している。

#### ウ 共犯形態別検挙状況

平成28年中の刑法犯検挙件数に占める共犯事件の割合を10年前と比較すると、全ての共犯形態で低下している。

#### エ 在留資格別検挙状況

平成28年中の在留資格別の刑法犯検挙人員を10年前と比較すると、不法滞在の増減率が63.0%の減少であるのに対し、正規滞在の増減率は19.4%の減少にとどまっている。刑法犯の検挙人員全体に占める正規滞在の割合は86.8%から93.5%に上昇している。

正規滞在の在留資格別・国籍等別の刑法犯検挙人員を10年前と比較すると、「留学」では中国が約3分の1に減少した一方、ベトナムは約5倍に増加している。また、「定住者」ではブラジルが約3分の1に減少している。

#### オ 発生地域（管区等）別検挙状況

平成28年中の発生地域（管区等）別の刑法犯検挙件数を10年前と比較すると、全ての地域で減少している。国籍等別にみると、中国が全ての地域で減少している一方、ベトナムは増減のない東北管区を除き、全ての地域で増加している。

### (2) 特別法犯検挙状況

#### ア 国籍等別検挙状況

平成28年中の国籍等別の特別法犯検挙状況を10年前と比較すると、検挙件数が約3倍、検挙人員が約4倍に増加したベトナムを除き、いずれも減少している。

#### イ 違反法令別検挙状況

平成28年中の違反法令別の特別法犯検挙状況を10年前と比較すると、銃刀法違反を除き、いずれも検挙件数・人員は減少している。特に入管法違反の増減率については、検挙件数が66.9%の減少、検挙人員が71.0%の減少となっている。

#### ウ 在留資格別検挙状況

平成28年中の在留資格別の特別法犯検挙人員を10年前と比較すると、不法滞在の増減率が76.8%の減少であるのに対し、正規滞在の増減率は6.0%の減少にとどまっている。特別法犯の検挙人員全体に占める正規滞在の割合は20.0%から50.3%に上昇している。

## 第2 統計からみる来日外国人犯罪の検挙状況

### 1 刑法犯検挙状況

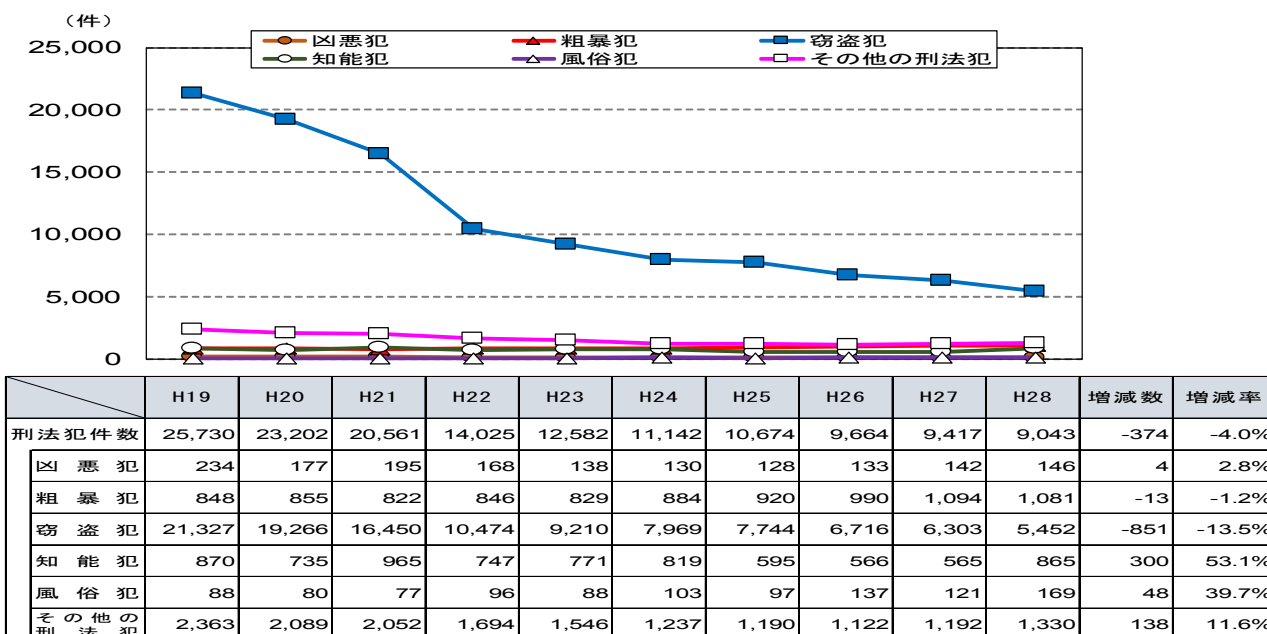
#### (1) 包括罪種別検挙状況

##### ア 包括罪種別検挙状況

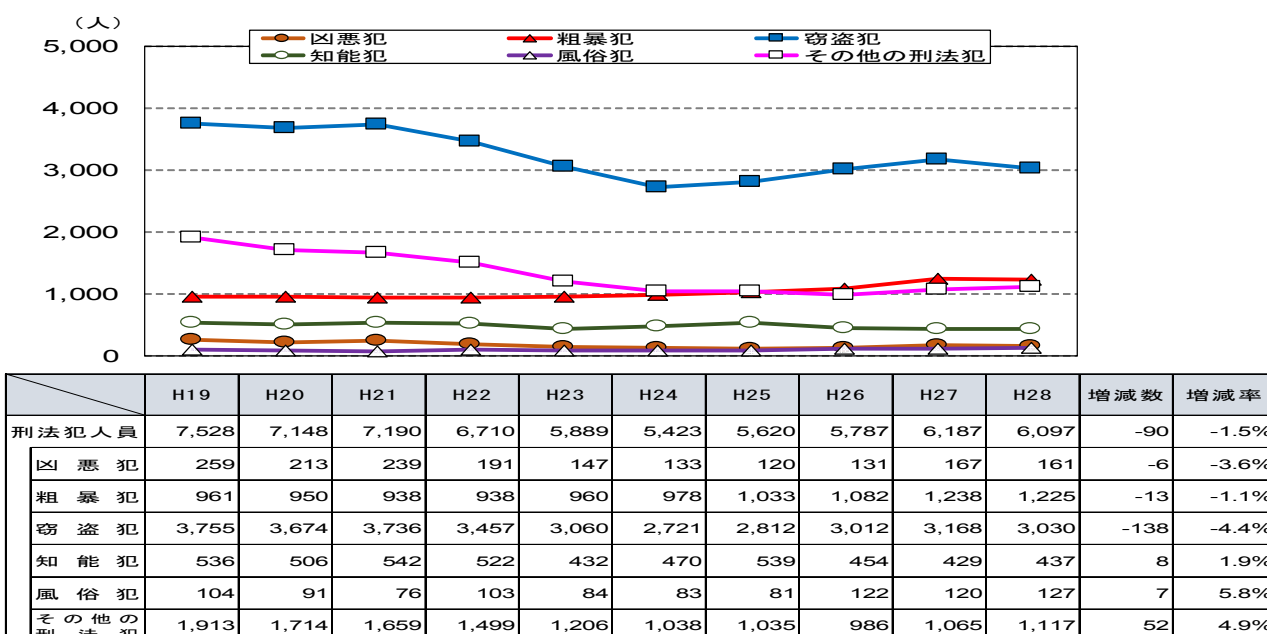
平成28年中の刑法犯検挙状況は、前年に比べて検挙件数・人員のいずれも減少している。包括罪種別にみると、凶悪犯の検挙件数並びに知能犯及び風俗犯の検挙件数・人員が増加している一方、凶悪犯の検挙人員並びに粗暴犯及び窃盗犯の検挙件数・人員は減少している（図表4-7）。

図表4-7 包括罪種別刑法犯検挙状況の推移

#### 【検挙件数】



#### 【検挙人員】



## イ 凶悪犯検挙状況

### (7) 罪種別検挙状況

平成28年中の凶悪犯の検挙件数は146件（前年比4件(2.8%)増加）、検挙人員は161人（同6人(3.6%)減少）と、前年より検挙件数は増加し、検挙人員は減少している。

### (4) 強盗事件検挙状況

平成28年中の強盗の検挙件数は78件（前年比8件(11.4%)増加）、検挙人員は87人（同1人(1.2%)増加）と、いずれも前年より増加している。

## ウ 窃盗犯検挙状況

平成28年中の窃盗犯の検挙件数は5,452件（前年比851件(13.5%)減少）、検挙人員は3,030人（同138人(4.4%)減少）と、いずれも前年より減少している。このうち、重要窃盗犯（侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり）の検挙件数は1,143件（同761件(40.0%)減少）、検挙人員は228人（同1人(0.4%)増加）と、検挙件数は減少し、検挙人員は増加している。

重要窃盗犯以外の窃盗犯は、検挙件数は4,309件（同90件(2.0%)減少）、検挙人員は2,802人（同139人(4.7%)減少）と、いずれも減少している。

## エ 粗暴犯検挙状況

平成28年中の粗暴犯の検挙件数は1,081件（前年比13件(1.2%)減少）、検挙人員は1,225人（同13人(1.1%)減少）と、いずれも前年より減少している。

## オ 知能犯検挙状況

平成28年中の知能犯の検挙件数は865件（前年比300件(53.1%)増加）、検挙人員は437人（同8人(1.9%)増加）と、いずれも前年より増加している。

## カ 風俗犯検挙状況

平成28年中の風俗犯の検挙件数は169件（前年比48件(39.7%)増加）、検挙人員は127人（同7人(5.8%)増加）と、いずれも前年より増加している。

## キ 財産犯被害状況

平成28年中に検挙した財産犯の被害総額は約13.2億円に上り、このうち約11.6億円（構成比87.8%）が窃盗犯被害によるものである。窃盗犯の手口別では、侵入窃盗被害が約5.2億円（同39.4%）、乗り物盗被害が約3.0億円（同23.1%）となっている。

## (2) 国籍等別検挙状況

### ア 国籍等別・包括罪種等別検挙状況

平成28年中の国籍等別の刑法犯検挙状況を包括罪種等別にみると、前年に比べて中国の検挙件数が窃盗犯及び知能犯の増加を要因として増加している一方、ベトナムの検挙件数・人員は窃盗犯の減少を要因として減少している（**図表4-8**）。

図表４－８ 国籍等別・包括罪種等別刑法犯検挙状況

刑 法 犯	件数 人員	総 数			うち中国			うちベトナム			うち韓国			うちフィリピン			うちブラジル		
		H27	H28	増減数	H27	H28	増減数	H27	H28	増減数	H27	H28	増減数	H27	H28	増減数	H27	H28	増減数
		9,417	9,043	-374	2,390	2,761	371	2,556	2,142	-414	543	620	77	450	509	59	1,282	495	-787
6,187	6,097	-90	1,848	1,737	-111	1,475	1,470	-5	444	397	-47	435	420	-15	358	322	-36		
凶 悪 犯	142	146	4	31	23	-8	34	44	10	12	8	-4	6	9	3	14	10	-4	
殺 人	167	161	-6	30	25	-5	48	46	-2	12	8	-4	13	9	-4	13	18	5	
強 盗	33	32	-1	4	10	6	8	9	1	6	3	-3	2	2	0	1	0	-1	
放 火	42	35	-7	4	9	5	15	9	-6	5	4	-1	5	1	-4	1	0	-1	
強 盗	70	78	8	19	9	-10	23	31	8	3	4	1	2	3	1	9	7	-2	
強 盗	86	87	1	18	11	-7	30	33	3	6	3	-3	7	4	-3	8	14	6	
放 火	7	3	-4	1	1	0	0	0	0	1	0	-1	2	1	-1	1	0	-1	
強 盗	5	3	-2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	-1	
強 盗	32	33	1	7	3	-4	3	4	1	2	1	-1	0	3	3	3	3	0	
強 盗	34	36	2	7	4	-3	3	4	1	1	1	0	0	3	3	3	4	1	
粗 暴 犯	1,094	1,081	-13	267	271	4	52	44	-8	105	100	-5	102	92	-10	128	97	-31	
粗 暴 犯	1,238	1,225	-13	338	317	-21	73	45	-28	122	113	-9	125	121	-4	130	112	-18	
窃 盗 犯	6,303	5,452	-851	1,426	1,606	180	2,164	1,694	-470	323	382	59	242	307	65	1,038	295	-743	
窃 盗 犯	3,168	3,030	-138	949	868	-81	1,066	1,059	-7	197	166	-31	171	168	-3	157	124	-33	
侵 入 窃 盗	902	972	70	367	405	38	16	43	27	147	77	-70	36	13	-23	28	51	23	
侵 入 窃 盗	128	150	22	40	35	5	1	21	10	27	14	-13	5	14	9	17	21	4	
非 侵 入 窃 盗	4,233	3,998	-235	1,024	1,144	120	1,969	1,531	-438	163	288	125	172	265	93	218	211	-7	
非 侵 入 窃 盗	2,796	2,586	-210	871	779	-92	995	967	-28	156	137	-19	143	125	-18	106	83	-23	
乗 り 物 盗	1,168	482	-686	35	57	22	179	120	-59	13	17	4	34	29	-5	792	33	-759	
乗 り 物 盗	244	294	50	38	54	16	60	71	11	14	15	1	23	29	6	34	20	-14	
知 能 犯	565	865	300	293	464	171	61	65	4	21	34	13	23	22	-1	18	17	-1	
知 能 犯	429	437	8	216	217	1	58	61	3	32	34	2	38	50	12	8	11	3	
風 俗 犯	121	169	48	18	36	18	7	9	2	7	8	1	3	13	10	4	3	-1	
風 俗 犯	120	127	7	22	18	-4	5	6	1	9	9	0	3	5	2	3	3	0	
そ の 他 の 刑 法 犯	1,192	1,330	138	355	361	6	238	286	48	75	88	13	74	66	-8	80	73	-7	
刑 法 犯	1,065	1,117	52	293	292	-1	225	253	28	72	67	-5	85	67	-18	47	54	7	

イ 罪種等別・国籍等別検挙状況

平成28年中の罪種等別の刑法犯検挙件数を国籍等別にみると、強盗及び窃盗犯はベトナム、詐欺及び支払用カード偽造は中国が上位を占めている。窃盗犯の手口別にみると、侵入窃盗は中国、自動車盗及び万引きはベトナム、車上ねらいはブラジルが上位を占めている。

(3) 共犯事件検挙状況

平成28年中の刑法犯検挙件数に占める共犯事件の割合を日本人・来日外国人の別にみると、日本人は11.2%、来日外国人は31.4%と日本人の約3倍となっている。また、来日外国人による共犯事件を形態別にみると、2人組は14.0%、3人組は11.2%、4人組以上は6.3%となっている。罪種等別にみると、窃盗犯のうち、住宅対象の侵入窃盗では、日本人は13.7%、来日外国人は79.4%と日本人の約6倍となっている（図表４－9）。

図表４－9 共犯形態別・罪種等別刑法犯検挙件数

刑 法 犯	総数	来日外国人					日本人					
		単独犯	共犯	共犯			単独犯	共犯	共犯			
				2人組	3人組	4人組以上			2人組	3人組	4人組以上	
刑 法 犯 件 数	9,043	6,199	2,844	1,262	1,016	566	310,837	275,890	34,947	23,306	6,306	5,335
	構成比	68.6%	31.4%	14.0%	11.2%	6.3%	構成比	88.8%	11.2%	7.5%	2.0%	1.7%
凶 悪 犯	146	116	30	16	8	6	3,990	3,568	422	221	107	94
	構成比	79.5%	20.5%	11.0%	5.5%	4.1%	構成比	89.4%	10.6%	5.5%	2.7%	2.4%
うち強盗	78	55	23	12	6	5	1,721	1,410	311	158	78	75
	構成比	70.5%	29.5%	15.4%	7.7%	6.4%	構成比	81.9%	18.1%	9.2%	4.5%	4.4%
窃 盗 犯	5,452	3,317	2,135	877	783	475	191,103	170,140	20,963	15,334	4,135	1,494
	構成比	60.8%	39.2%	16.1%	14.4%	8.7%	構成比	89.0%	11.0%	8.0%	2.2%	0.8%
うち侵入窃盗	972	226	746	239	318	189	41,584	34,934	6,650	4,596	1,564	490
	構成比	23.3%	76.7%	24.6%	32.7%	19.4%	構成比	84.0%	16.0%	11.1%	3.8%	1.2%
うち住宅対象	766	158	608	190	258	160	20,828	17,980	2,848	1,994	604	250
	構成比	20.6%	79.4%	24.8%	33.7%	20.9%	構成比	86.3%	13.7%	9.6%	2.9%	1.2%
うち車上ねらい	66	44	22	14	7	1	10,552	8,420	2,132	1,792	308	32
	構成比	66.7%	33.3%	21.2%	10.6%	1.5%	構成比	79.8%	20.2%	17.0%	2.9%	0.3%
うち万引き	2,711	2,075	636	363	158	115	73,351	70,385	2,966	2,397	460	109
	構成比	76.5%	23.5%	13.4%	5.8%	4.2%	構成比	96.0%	4.0%	3.3%	0.6%	0.1%
うち自動車盗	118	37	81	14	29	38	4,951	2,977	1,974	1,368	411	195
	構成比	31.4%	68.6%	11.9%	24.6%	32.2%	構成比	60.1%	39.9%	27.6%	8.3%	3.9%
そ の 他	3,445	2,766	679	369	225	85	115,744	102,182	13,562	7,751	2,064	3,747
	構成比	80.3%	19.7%	10.7%	6.5%	2.5%	構成比	88.3%	11.7%	6.7%	1.8%	3.2%

※ 来日外国人と日本人との共犯事件は、主たる被疑者の国籍等によりそれぞれに計上

#### (4) 発生地域（管区等）別検挙状況

##### ア 発生地域（管区等）別検挙状況

刑法犯検挙件数の推移を発生地域（管区等）別にみると、平成19年以降、関東管区が最も多い状態が続いている。28年中は前年に比べて東京都、関東管区、近畿管区等が増加している一方、中部管区等は減少している。

##### イ 包括罪種等別検挙状況

平成28年中の包括罪種等別の刑法犯検挙件数を発生地域（管区等）別にみると、前年に比べて侵入窃盗が関東管区、近畿管区等で増加しているほか、知能犯が北海道以外の地域で増加している。

## 2 特別法犯検挙状況

### (1) 違反法令別検挙状況

平成28年中の特別法犯検挙状況は、前年と比べて検挙件数・人員のいずれも増加している。違反法令別にみると、入管法違反、銃刀法違反及び薬物事犯の検挙件数・人員が増加している一方、風営適正化法違反及び売春防止法違反の検挙件数・人員は減少している（図表4-10）。

図表4-10 違反法令別特別法犯検挙状況の推移

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	増減数	増減率
特別法犯	件数	10,052	8,050	7,275	5,784	4,690	4,226	4,745	5,551	4,850	5,090	240	4.9%
	人員	8,386	6,737	6,067	5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	157	4.1%
	入管法	7,335	5,616	4,737	3,672	2,819	2,436	3,232	3,855	3,154	3,343	189	6.0%
	人員	6,270	4,775	4,050	3,189	2,435	2,166	2,825	3,374	2,391	2,520	129	5.4%
	風営適正化法	363	331	336	327	261	228	192	241	239	190	-49	-20.5%
	人員	455	411	431	517	421	307	299	289	277	220	-57	-20.6%
	売春防止法	165	226	273	144	79	101	94	86	64	49	-15	-23.4%
	人員	85	80	98	90	63	68	50	51	40	36	-4	-10.0%
	銃刀法	109	105	116	80	94	95	88	98	123	135	12	9.8%
	人員	93	83	90	68	76	76	83	80	99	116	17	17.2%
	薬物事犯	1,090	898	782	738	698	600	513	527	560	641	81	14.5%
	人員	683	622	577	538	497	436	411	427	410	465	55	13.4%
	その他	990	874	1,031	823	739	766	626	744	710	732	22	3.1%
人員	800	766	821	746	667	673	596	681	638	655	17	2.7%	

### (2) 国籍等別・違反法令別検挙状況

平成28年中の国籍等別の特別法犯検挙状況を違反法令別にみると、前年に比べてベトナム、タイ及び韓国の入管法違反の検挙件数・人員が増加している一方、中国の検挙件数・人員は減少している。また、ベトナムの薬物事犯の検挙件数・人員が増加している一方、フィリピン、タイ及び韓国の検挙件数・人員は減少している（図表4-11）。

図表4-11 国籍等別・違反法令別特別法犯検挙状況

		総数			うち中国			うちベトナム			うちフィリピン			うちタイ			うち韓国		
		H27	H28	増減数	H27	H28	増減数	H27	H28	増減数	H27	H28	増減数	H27	H28	増減数	H27	H28	増減数
特別法犯	件数	4,850	5,090	240	2,225	1,859	-366	759	1,035	276	416	387	-29	246	351	105	321	270	-51
	人員	3,855	4,012	157	1,789	1,456	-333	492	709	217	398	352	-46	215	307	92	252	224	-28
入管法	件数	3,154	3,343	189	1,628	1,286	-342	651	879	228	251	259	8	181	295	114	147	149	2
	人員	2,391	2,520	129	1,217	936	-281	402	571	169	244	235	-9	168	262	94	116	123	7
風営適正化法	件数	239	190	-49	154	130	-24	1	0	-1	18	10	-8	5	6	1	39	29	-10
	人員	277	220	-57	208	167	-41	1	0	-1	23	8	-15	4	8	4	26	22	-4
売春防止法	件数	64	49	-15	37	27	-10	0	0	0	0	0	0	6	3	-3	16	12	-4
	人員	40	36	-4	27	22	-5	0	0	0	0	0	0	3	4	1	7	4	-3
銃刀法	件数	123	135	12	38	41	3	20	26	6	9	10	1	4	2	-2	7	6	-1
	人員	99	116	17	34	35	1	9	24	15	8	10	2	4	2	-2	4	4	0
薬物事犯	件数	560	641	81	31	33	2	30	37	7	89	79	-10	35	31	-4	42	21	-21
	人員	410	465	55	24	22	-2	23	30	7	73	61	-12	26	17	-9	26	18	-8
その他	件数	710	732	22	337	342	5	57	93	36	49	29	-20	15	14	-1	70	53	-17
	人員	638	655	17	279	274	-5	57	84	27	50	38	-12	10	14	4	73	53	-20

### (3) 入管法違反検挙状況等

#### ア 入管法違反検挙状況

平成28年中の入管法違反の検挙件数は3,343件（前年比189件(6.0%)増加）、検挙人員は2,520人（同129人(5.4%)増加）と、いずれも前年より増加している。

#### イ 国籍等別検挙状況

平成28年中の入管法違反の検挙状況を国籍等別にみると、前年に比べてベトナム、タイ、韓国、インドネシア及びネパールの検挙件数・人員が増加している一方、中国の検挙件数・人員は減少しているが、検挙全体に占める中国の割合は検挙件数が38.5%、検挙人員が37.1%と最も高い状態が続いている。

#### ウ 入管法第65条措置状況

平成28年中に入管法第65条の規定に基づき入国警備官に引き渡した人員は738人（前年比169人(29.7%)増加）と前年より増加している。また、65条措置人員と検挙人員を合わせた人員は3,258人（同298人(10.1%)増加）と増加している。

#### エ 偽変造旅券等行使による不法入国等検挙状況

平成28年中の偽変造旅券等行使による不法入国事犯の検挙人員は52人（前年比25人(32.5%)減少）と前年より減少している。国籍等別にみると、フィリピン及び中国の2か国で23人と、全体の44.2%を占めている。

### (4) 雇用関係事犯検挙状況

#### ア 違反法令別検挙状況

平成28年中の外国人労働者（「永住者」等のその他の外国人を含む。）に係る雇用関係事犯の検挙件数は388件（前年比18件(4.9%)増加）、検挙人員は425人（同15人(3.7%)増加）と、いずれも前年より増加している。違反法令別にみると、入管法に規定する不法就労助長罪の検挙件数は383件（構成比98.7%）、検挙人員は421人（同99.1%）となっている。

#### イ 暴力団員及びブローカー検挙状況

平成28年中の雇用関係事犯の検挙人員のうち、暴力団員は7人（前年比1人(12.5%)減少）と前年より減少している。また、ブローカーは12人（増減なし）となっている。

#### ウ 国籍等別被雇用外国人

雇用関係事犯で摘発された事業所等に雇用されていた外国人（「永住者」等のその他の外国人を含む。以下「被雇用外国人」という。）は937人（前年比65人(6.5%)減少）と前年より減少している。性別では、男性が396人（構成比42.3%）、女性が541人（同57.7%）となっている。国籍等別にみると、中国が393人（前年比20人(4.8%)減少）、フィリピンが107人（同104人(49.3%)減少）、韓国が58人（同15人(20.5%)減少）となっている。中国、フィリピン及び韓国の3か国で558人と全体の59.6%を占めている。

#### エ 在留資格別被雇用外国人

平成28年中の被雇用外国人を入国時の在留資格別にみると、「短期滞在」が251人（構成比26.8%）と最も多く、次いで「留学」が198人（同21.1%）、「技能実習」が194人（同20.7%）となっている。

### (5) 売春事犯検挙状況

平成28年中の売春防止法違反の検挙件数は49件（前年比15件(23.4%)減少）、検挙人員は36人

(同4人(10.0%)減少)と、いずれも前年より減少している。

検挙人員を違反態様別にみると、勧誘等が20人(構成比55.6%)と最も多く、国籍等別にみると、中国が22人(同61.1%)と最も多くなっている。

## (6) 薬物事犯検挙状況

### ア 事犯別検挙状況

平成28年中の薬物事犯の検挙人員は465人(前年比55人(13.4%)増加)と前年より増加している。事犯別にみると、覚醒剤事犯は306人(同21人(7.4%)増加)、麻薬等事犯は54人(同6人(12.5%)増加)、大麻事犯は105人(同28人(36.4%)増加)と、いずれも増加している。

### イ 国籍等別検挙状況

平成28年中の薬物事犯の検挙人員を国籍等別にみると、ブラジルは83人(前年比34人(69.4%)増加)、中国(台湾)は40人(同22人(122.2%)増加)、ベトナムは30人(同7人(30.4%)増加)、イランは28人(同10人(55.6%)増加)と、いずれも前年より増加した一方、フィリピンは61人(同12人(16.4%)減少)、アメリカは36人(同7人(16.3%)減少)と減少している。

## 3 在留資格別検挙状況

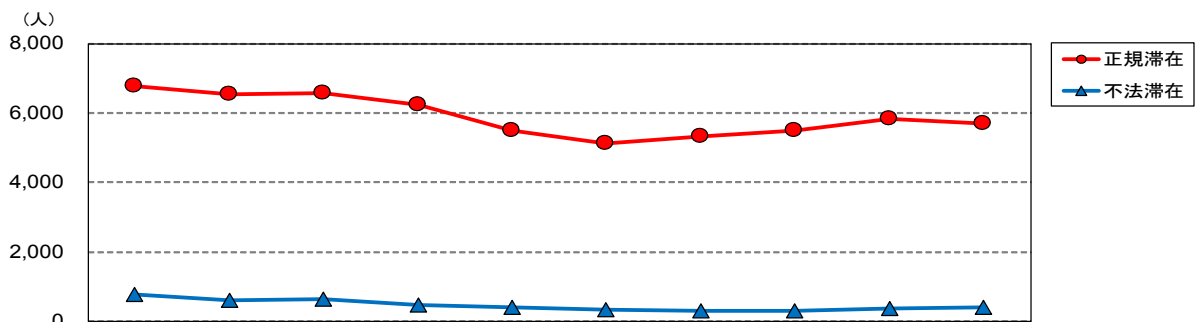
### (1) 刑法犯検挙状況

#### ア 在留資格別・国籍等別検挙状況

平成28年中の刑法犯検挙人員を正規滞在・不法滞在の別にみると、正規滞在は5,699人(前年比130人(2.2%)減少)、不法滞在は398人(同40人(11.2%)増加)と、前年より正規滞在は減少し、不法滞在は増加している。19年から26年までは正規滞在の割合が上昇していたが、27年からは不法滞在の割合が上昇している(図表4-12)。

国籍等別にみると、「短期滞在」及び「日本人の配偶者等」では中国、「技能実習」及び「留学」ではベトナム及び中国、「定住者」ではブラジル及びフィリピンが上位を占めている。

図表4-12 正規滞在・不法滞在別刑法犯検挙人員の推移



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	増減数	増減率
刑法犯検挙人員	7,528	7,148	7,190	6,710	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	-90	-1.5%
正規滞在	6,774	6,534	6,569	6,243	5,501	5,102	5,313	5,504	5,829	5,699	-130	-2.2%
構成比	90.0%	91.4%	91.4%	93.0%	93.4%	94.1%	94.5%	95.1%	94.2%	93.5%		-0.7ポイント
不法滞在	754	614	621	467	388	321	307	283	358	398	40	11.2%
構成比	10.0%	8.6%	8.6%	7.0%	6.6%	5.9%	5.5%	4.9%	5.8%	6.5%		0.7ポイント

#### イ 包括罪種等別・在留資格別検挙状況

平成28年中の包括罪種等別の構成比を正規滞在・不法滞在の別にみると、凶悪犯、窃盗犯及び知能犯の割合は、正規滞在より不法滞在の方が高くなっている(図表4-13)。

図表 4-13 包括罪種等別・在留資格別刑法犯検挙人員

包括罪種等別	構成比	総数	刑法犯											
			凶悪犯	殺人	強盗	うち 侵入強盗	放火	強姦	粗暴犯	窃盗犯	うち 侵入窃盗	知能犯	風俗犯	刑法犯 その他
包括罪種等別	検挙人員	6,097	161	35	87	20	3	36	1,225	3,030	150	437	127	1,117
	正規滞在	5,699	129	22	71	15	3	33	1,187	2,802	121	380	123	1,078
	構成比	100%	2.3%	0.4%	1.2%	0.3%	0.1%	0.6%	20.8%	49.2%	2.1%	6.7%	2.2%	18.9%
在留資格別構成比	不法滞在	398	32	13	16	5	0	3	38	228	29	57	4	39
	構成比	100%	8.0%	3.3%	4.0%	1.3%	0.0%	0.8%	9.5%	57.3%	7.3%	14.3%	1.0%	9.8%
	正規滞在	5,699	129	22	71	15	3	33	1,187	2,802	121	380	123	1,078
	構成比	93.5%	80.1%	62.9%	81.6%	75.0%	100.0%	91.7%	96.9%	92.5%	80.7%	87.0%	96.9%	96.5%
	短期滞在	475	8	0	5	2	1	2	78	237	18	19	13	120
	技能実習	562	18	7	10	3	0	1	36	394	8	29	5	80
	興行	9	0	0	0	0	0	0	1	6	1	1	0	1
	留学	1,397	19	5	8	1	0	6	125	744	30	88	23	398
	研修	48	1	0	1	0	0	0	4	37	0	2	0	4
	日本人の配偶者等	889	23	4	15	0	0	4	301	333	10	126	15	91
	定住者	1,087	34	3	21	7	1	9	346	472	39	59	21	155
	その他	1,232	26	3	11	2	1	11	296	579	15	56	46	229
	不法滞在	398	32	13	16	5	0	3	38	228	29	57	4	39
	構成比	6.5%	19.9%	37.1%	18.4%	25.0%	0.0%	8.3%	3.1%	7.5%	19.3%	13.0%	3.1%	3.5%
	不法入国・上陸	21	8	5	2	0	0	1	2	7	5	4	0	0
	不法在留	46	3	2	1	1	0	0	7	25	3	6	1	4
	不法残留	331	21	6	13	4	0	2	29	196	21	47	3	35
短期滞在	51	5	1	2	0	0	2	11	22	5	9	0	4	
技能実習	116	3	1	2	1	0	0	3	69	6	21	2	18	
興行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
留学	109	9	1	8	2	0	0	6	77	4	9	0	8	
研修	11	1	0	1	1	0	0	1	7	0	1	0	1	
その他	44	3	3	0	0	0	0	8	21	6	7	1	4	

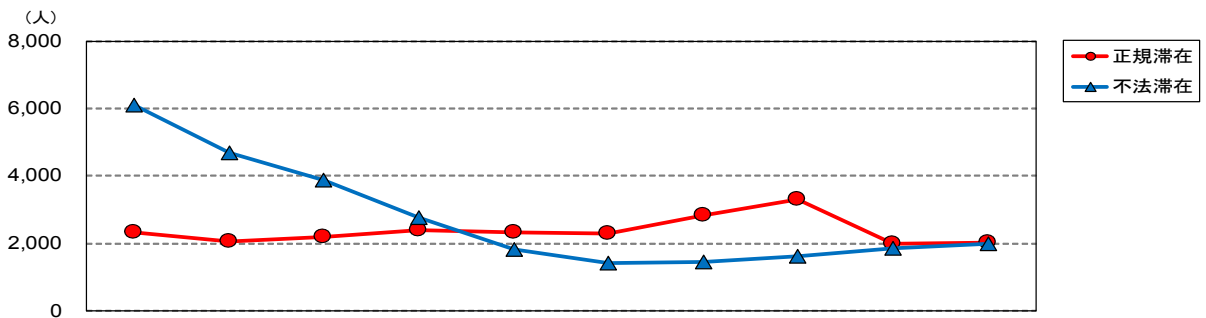
(2) 特別法犯検挙状況

ア 在留資格別・国籍等別検挙状況

平成28年中の特別法犯検挙人員を正規滞在・不法滞在の別にみると、正規滞在は2,019人（前年比20人（1.0%）増加）、不法滞在は1,993人（同137人（7.4%）増加）と、いずれも前年より増加している。19年から26年までは正規滞在の割合が上昇していたが、27年からは不法滞在の割合が上昇している（図表 4-14）。

国籍等別にみると、「短期滞在」ではタイ、「技能実習」及び「留学」では中国及びベトナム、「日本人の配偶者等」では中国、「定住者」ではブラジルが上位を占めている。

図表 4-14 正規滞在・不法滞在別特別法犯検挙人員の推移



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	増減数	増減率
特別法犯検挙人員	8,386	6,737	6,067	5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	157	4.1%
正規滞在	2,306	2,047	2,184	2,404	2,328	2,303	2,814	3,303	1,999	2,019	20	1.0%
構成比	27.5%	30.4%	36.0%	46.7%	56.0%	61.8%	66.0%	67.4%	51.9%	50.3%	-1.6ポイント	
不法滞在	6,080	4,690	3,883	2,744	1,831	1,423	1,450	1,599	1,856	1,993	137	7.4%
構成比	72.5%	69.6%	64.0%	53.3%	44.0%	38.2%	34.0%	32.6%	48.1%	49.7%	1.6ポイント	

イ 違反法令別・在留資格別検挙状況

平成28年中の違反法令別の構成比を正規滞在・不法滞在の別にみると、入管法違反の割合は、正規滞在より不法滞在の方が高くなっている（図表 4-15）。



図表4-15 違反法令別・在留資格別特別法犯検挙人員

		特別法犯										
		総数	入管法	風適法	売防法	薬物事犯	商標法	銃刀法	軽犯罪法	特殊開錠用具所持	迷惑防止条例	その他
違反法令別 構成比	検挙人員	4,012	2,520	220	36	465	30	116	115	3	158	349
	正規滞在	2,019	621	200	36	417	29	109	112	3	152	340
	構成比	100%	30.8%	9.9%	1.8%	20.7%	1.4%	5.4%	5.5%	0.1%	7.5%	16.8%
在留資格別 構成比	不法滞在	1,993	1,899	20	0	48	1	7	3	0	6	9
	構成比	100%	95.3%	1.0%	0.0%	2.4%	0.1%	0.4%	0.2%	0.0%	0.3%	0.5%
	正規滞在	2,019	621	200	36	417	29	109	112	3	152	340
在留資格別 構成比	構成比	50.3%	24.6%	90.9%	100.0%	89.7%	96.7%	94.0%	97.4%	100.0%	96.2%	97.4%
	興行	12	5	0	0	7	0	0	0	0	0	0
	短期滞在	252	83	8	4	109	1	12	1	2	11	21
	留学	381	189	16	0	29	2	28	16	0	16	85
	研修	6	0	2	0	0	1	0	1	0	1	1
	技能実習	117	63	1	0	2	0	5	7	0	2	37
	定住者	374	34	28	4	149	4	25	40	0	29	61
	日本人の配偶者等	391	36	120	25	79	10	14	16	0	43	48
	その他	486	211	25	3	42	11	25	31	1	50	87
	不法滞在	1,993	1,899	20	0	48	1	7	3	0	6	9
	構成比	49.7%	75.4%	9.1%	0.0%	10.3%	3.3%	6.0%	2.6%	0.0%	3.8%	2.6%
	不法入国・上陸	14	9	0	0	5	0	0	0	0	0	0
	不法在留	102	89	2	0	9	0	2	0	0	0	0
	不法残留	1,877	1,801	18	0	34	1	5	3	0	6	9
	興行	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	短期滞在	635	620	6	0	6	1	0	0	0	1	1
	留学	382	364	2	0	9	0	1	0	0	1	5
	研修	48	44	0	0	2	0	0	1	0	0	1
	技能実習	592	576	6	0	2	0	3	0	0	3	2
	その他	213	190	4	0	15	0	1	2	0	1	0

#### 4 国外逃亡被疑者等の状況

##### (1) 国外に逃亡した被疑者の状況

日本国内で犯罪を行い、平成28年中に国外に逃亡した被疑者は98人（前年比12人（14.0%）増加）と前年より増加している。このうち外国人被疑者は54人（同1人（1.8%）減少）と減少している。

##### (2) 国外逃亡被疑者等の状況

平成28年末現在の国外逃亡被疑者等は707人（前年比33人（4.5%）減少）と前年より減少している。このうち外国人被疑者は581人（前年比40人（6.4%）減少）と減少している。

##### (3) 包括罪種別・違反法令別国外逃亡被疑者等の状況

平成28年末現在の国外逃亡被疑者等のうち、外国人被疑者を包括罪種別・違反法令別にみると、刑法犯では、凶悪犯が196人と最も多く、次いで窃盗犯が143人、知能犯が70人となっている。特別法犯では、薬物事犯が54人と最も多くなっている。

##### (4) 国籍等別国外逃亡被疑者等の状況

平成28年末現在の国外逃亡被疑者等を国籍等別にみると、中国が228人（構成比32.2%）、次いで日本が126人（同17.8%）となっている。

##### (5) 推定逃亡先国・地域別国外逃亡被疑者等数

平成28年末現在の国外逃亡被疑者等を推定逃亡先国・地域別にみると、中国が243人（構成比34.4%）と最も多く、次いでブラジルが90人（同12.7%）、フィリピンが48人（同6.8%）となっている。

##### (6) 国外逃亡被疑者等検挙状況

平成28年中に検挙した国外逃亡被疑者は90人（うち外国人被疑者34人）である。日本国内の国際海・空港等において国外逃亡寸前に検挙した被疑者は18人（うち外国人被疑者17人）となっている。

##### (7) 国外犯処罰規定適用状況

平成28年中に国外において国外犯処罰規定が適用されたものはない。

### 第3 検挙事例等からみる来日外国人犯罪組織等の動向

#### 1 中国人犯罪組織等の動向

##### (1) 概要

平成28年中の総検挙状況を国籍等別にみると、中国が最も多く、来日外国人全体の総検挙件数が32.7%、総検挙人員が31.6%（刑法犯については検挙件数が30.5%、検挙人員が28.5%）を占めている。

##### (2) 刑法犯検挙状況

平成28年中の中国の包括罪種等別の刑法犯検挙件数及び来日外国人全体に占める割合は、次表のとおりである（図表4-16）。

図表4-16 中国の包括罪種等別刑法犯検挙件数

	総数 (件数)	包括罪種				粗暴犯	窃盗犯	侵入窃盗			非侵入窃盗	知能犯			風俗犯	その他の 刑法犯			
		凶悪犯	殺人	強盗	侵入 強盗			住宅 対象	車上 ねらい	万引き		払出盗	詐欺	文書 偽造			支払用 カード偽造		
来日外国人 全体	9,043	146	32	78	10	1,081	5,452	972	766	3,998	66	2,711	141	865	542	119	167	169	1,330
中国	2,761	23	10	9	2	271	1,606	405	300	1,144	1	598	107	464	310	60	70	36	361
構成比	30.5%	15.8%	31.3%	11.5%	20.0%	25.1%	29.5%	41.7%	39.2%	28.6%	1.5%	22.1%	75.9%	53.6%	57.2%	50.4%	41.9%	21.3%	27.1%

来日外国人全体に占める中国の割合を包括罪種等別にみると、払出盗が75.9%、詐欺が57.2%、文書偽造が50.4%、支払用カード偽造が41.9%、侵入窃盗が41.7%等となっている。

中国の刑法犯検挙状況の推移をみると、検挙件数は平成21年まで1万件前後で推移していたが、22年に半減している。24年からは減少傾向にあったが、28年は増加に転じている。検挙人員については減少傾向にあり、検挙人員を10年前と比較すると、凶悪犯が約5分の1に減少し、窃盗犯が約2分の1に減少している。

##### (3) 在留資格別検挙状況

中国の刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、「留学」（構成比19.3%）が最も多く、次いで、「日本人の配偶者等」（同15.9%）、「技能実習」（同14.0%）の順となっている。

##### (4) 特徴的な動向

中国人の在留者は、「留学」又は「技能実習」の在留資格で入国するケースが多く、来日に伴う借金の返済や家族への仕送り等に必要な資金の調達のため、留学先の学校等を中途退学する者や実習先から失踪する者もいる。その後、不法就労や不法滞在を続けるうちに、その他の犯罪に手を染める者も少なくない。

中国の刑法犯検挙件数に占める窃盗犯の割合の推移をみると、21年までは全体の80%以上を占めていたが、侵入窃盗の減少により、22年からは減少傾向にあり、28年は全体の60%を下回っている。28年中の窃盗犯の検挙件数は1,606件（前年比180件（12.6%）増加）と前年より増加しており、このうち侵入窃盗の検挙件数は405件（同38件（10.4%）増加）となっている。

中国は、偽装結婚、旅券・在留カード等偽造などの犯罪インフラ事犯の検挙が他の国籍等に比べて多い。また、中国人による犯罪では、インターネットのメッセージングソフトである「QQチャット」や、「陌陌（MOMO）」と呼ばれるスマートフォンアプリ等を通信手段として使用している場合が多く、犯罪の匿名性、広域性を強めている。

##### (5) 日本人犯罪者（暴力団員等）との関係

日本の暴力団員等のブローカーが、中国人の女に「日本人の配偶者等」の在留資格を取得さ

せる目的で、日本人の男を偽装結婚の相手方としてあっせんしていた事例がある。

## (6) 代表的な検挙事例

### ア 殺人

平成28年中の殺人の検挙件数は10件（前年比6件(150.0%)増加）と前年より増加しており、来日外国人全体に占める割合は31.3%（同19.2ポイント上昇）となっている。

#### 【事例】

##### ○ 中国人による殺人・死体遺棄等事件（11月、警視庁）

中国人の男は、平成28年6月、自宅において、口論になった中国人の妻の首を圧迫して窒息させて殺害し、遺体をスーツケースに入れて運河に遺棄した。同年11月までに、中国人の男1人(不法残留)を入管法違反(不法残留)で逮捕し、その後、死体遺棄罪、殺人罪で再逮捕した。

### イ 支払用カード偽造

平成28年中の支払用カード偽造の検挙件数は167件（前年比115件(221.2%)増加）と前年より増加している。このうち中国は70件（同37件(112.1%)増加）であり、来日外国人全体の41.9%（同21.6ポイント低下）を占めている。

中国の支払用カード偽造の検挙件数を過去5年間でみると、24年から減少傾向にあったが、27年から増加に転じている。犯行形態としては、偽造クレジットカードを使用してコンビニエンスストアや家電量販店から商品をだまし取るものや、インターネットを利用した通信販売等で、不正に入手したクレジットカード情報を悪用して商品をだまし取るものがあり、これらの中には商品を故買屋に売却していた事例もみられる。

#### 【事例】

##### ○ 中国人による他人名義のクレジットカード情報を不正利用した窃盗等事件（7月、埼玉）

中国人の男らは、平成28年1月、不正に入手した他人名義のクレジットカード情報を使用し、インターネットを通じて商品の購入を申し込み、商品をアパートの空き室に配送させて窃取していた。同年7月までに、中国人の男3人（不法残留、技術・人文知識・国際業務、定住者）を窃盗罪、私電磁的記録不正作出・同供用罪、邸宅侵入罪で逮捕した。

##### ○ 中国人らによる偽造クレジットカード使用詐欺等事件（7月、大阪）

中国人の男らは、平成27年5月から28年4月にかけて、大阪府、兵庫県等のコンビニエンスストア等において、偽造クレジットカードを使用してタバコや電化製品をだまし取っていた。同年7月までに、カード偽造・指示役の日本人の男1人及び中国人の男1人（留学）並びに買い物等の中国人の男女10人（不法残留、永住者、定住者、留学、技術・人文知識・国際業務、家族滞在）を詐欺罪、不正作出支払用カード電磁的記録供用罪等で逮捕した。

##### ○ 中国人による偽造クレジットカード使用詐欺等事件（12月、埼玉）

中国人の男女らは、平成28年7月から同年9月にかけて、埼玉県のココンビニエンスストア等において、偽造クレジットカードを使用してタバコやプリペイドカードをだまし取っていた。同年12月までに、中国人の男女16人（不法残留、永住者、永住者の配偶者等、定住者、留学、技能実習、家族滞在）を詐欺罪、不正作出支払用カード電磁的記録供用罪等で逮捕した。

## ウ 詐欺

平成28年中の詐欺の検挙件数は542件（前年比224件（70.4%）増加）と前年より増加している。このうち中国は310件（同150件（93.8%）増加）であり、来日外国人全体の57.2%（同6.9ポイント上昇）を占めている。犯行形態としては、社会制度を悪用して給付金をだまし取ったり、不正に入手した在留カードや偽造国民健康保険被保険者証等を利用して携帯電話機等を契約、転売する等、手口が巧妙化した事例がみられる。

### 【事例】

#### ○ 中国人による介護休業給付金詐欺等事件（6月、兵庫）

日本語学校を経営する中国人の男は、部品製造作業員等として資格外活動を行っている中国人の男2人について、同校に雇用事実がないにもかかわらず、継続的に雇用している旨の内容虚偽の在職証明書等を作成し、入国管理局に在留期間更新許可申請書を提出して同許可を得させ、同人らの資格外活動を幫助していた。また、同人らは共謀して、公共職業安定所に対し、家族の介護のための介護休業を取得し日本語学校から賃金の支払いを受けなかったとする内容虚偽の介護休業給付金の支給申請を行い、同給付金をだまし取る等していた。平成28年8月までに、経営者の中国人の男1人（永住者）及び中国人の男3人（技術・人文知識・国際業務、人文知識・国際業務）を詐欺罪及び入管法違反（資格外活動）で逮捕した。

## 2 ベトナム人犯罪組織等の動向

### (1) 概要

平成28年中のベトナムの検挙は、来日外国人全体の総検挙件数が22.5%、総検挙人員が21.6%（刑法犯については検挙件数が23.7%、検挙人員が24.1%）を占めている。

### (2) 刑法犯検挙状況

平成28年中のベトナムの包括罪種等別の刑法犯検挙件数及び来日外国人全体に占める割合は、次表のとおりである（図表4-17）。

図表4-17 ベトナムの包括罪種等別刑法犯検挙件数

	総数 (件数)	凶悪犯				粗暴犯	窃盗犯	侵入 窃盗	非侵入 窃盗	万引き		乗り物盗		知能犯	詐欺	風俗犯	その他の 刑法犯
		殺人	強盗	事後強盗	部品 ねらい					万引き	自動車盗						
来日外国人 全	9,043	146	32	78	28	1,081	5,452	972	3,998	23	2,711	482	118	865	542	169	1,330
ベトナム	2,142	44	9	31	18	44	1,694	43	1,531	10	1,412	120	41	65	35	9	286
構成比	23.7%	30.1%	28.1%	39.7%	64.3%	4.1%	31.1%	4.4%	38.3%	43.5%	52.1%	24.9%	34.7%	7.5%	6.5%	5.3%	21.5%

平成28年中の万引きの検挙件数は2,711件（前年比500件（15.6%）減少）と前年より減少している。このうちベトナムは1,412件（同429件（23.3%）減少）であり、来日外国人全体の52.1%（同5.2ポイント低下）、ベトナムの刑法犯検挙件数全体の65.9%（2,142件中1,412件）を占めている。平成28年中のベトナムの刑法犯検挙状況をみると、検挙件数は2,142件（同414件（16.2%）減少）、検挙人員は1,470人（同5人（0.3%）減少）と、いずれも前年より減少している。

ベトナムの刑法犯検挙状況の推移をみると、検挙件数は25年まで1,000件から1,500件までの間で推移し、26年から急増したが、28年は減少に転じている。一方、検挙人員は25年まで500人

から800人までの間で推移していたが、26年は記録が残る昭和55年以降で初めて1,000人を超え、27年以降は1,500人近くで横ばい状態となっている。

### (3) 在留資格別検挙状況

ベトナムの刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、「留学」（構成比48.5%）が最も多く、次いで「技能実習」（同18.0%）、「定住者」（同5.3%）の順となっている。

### (4) 特徴的な動向

ベトナム人の在留者は、ベトナム戦争終結後にインドシナ難民として出国した一部のベトナム人に対して定住許可が与えられたことを契機として増加し、その後の入管法改正により日系人と同様に就労制限のない「定住者」の在留資格を取得するなどして、関東・近畿地方を中心にコミュニティを形成している。最近では、「留学」や「技能実習」の在留資格で入国するケースが増加しており、一部の素行不良者が犯罪グループを構成するなどしている。

ベトナム人の刑法犯検挙件数の約80%は窃盗で、窃盗の約83%は万引きである。犯行形態としては、数人のグループで、見張り役、実行役、商品搬出役等を分担して、大型ドラッグストア、大型スーパー等に車両で乗り付け、一度に大量の商品を万引きし、これを連続的に敢行するなど組織性、計画性が認められる。また、盗んだ商品を盗品買取業者に持ち込んで現金化する事案がみられるほか、不正に入手した他人名義のクレジットカード情報を悪用して商品の購入を申込み、配送された商品を窃取する事例もみられる。また、凶悪犯の検挙件数が増加傾向にあり、28年は44件と来日外国人全体の30.1%を占め、万引きから事後強盗になった事例が多くみられる。

### (5) 代表的な検挙事例

#### 【事例】

#### ○ ベトナム人による建設重機搭載の電子機器を対象とした窃盗等事件（6月、岐阜）

ベトナム人の男らは、平成28年4月から同年5月にかけて、油圧ショベルカー等の建設重機に搭載された電子機器を窃取していた。同年6月までに、ベトナム人の男4人（不法残留、留学）を窃盗罪、入管法違反（不法残留）等で逮捕した。

#### ○ ベトナム人による強盗致傷事件（8月、警視庁）

ベトナム人の男らは、平成28年2月、コンビニエンスストアにおいて飲料水を窃取した際、犯行を目撃して追いかけてきた日本人男性の頭を殴るなどして傷害を負わせた。同年8月、ベトナム人の男2人（不法残留）を強盗致傷罪で逮捕した。

#### ○ ベトナム人らによる偽装結婚事件（8月、神奈川）

日本人の女は、ベトナム人の女に「永住者の配偶者等」の在留資格を取得させる目的で、永住者のベトナム人の男をあっせんして偽装結婚させていた。平成28年8月までに、偽装結婚をあっせんした日本人の女1人及び偽装結婚の当事者であるベトナム人の男女7人（永住者、永住者の配偶者等）を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪及び入管法違反（不法在留）で逮捕した。

#### ○ ベトナム人による他人名義のクレジットカード情報を不正利用した窃盗等事件（11月、警視庁）

ベトナム人の男女らは、平成27年11月から28年5月にかけて、不正に入手した他人名義のクレジットカード情報を使用し、インターネットを通じて商品の購入を申込み、配送された商品を受領して窃取していた。同年11月、ベトナム人の男女4人（留学、技術・人文知識・国際業務）を窃盗罪及び私電磁的記録不正作出・同供用罪で逮捕した。

### 3 韓国人犯罪組織等の動向

#### (1) 概要

平成28年中の韓国の検挙は、来日外国人全体の総検挙件数が6.3%、総検挙人員が6.1%（刑法犯については検挙件数が6.9%、検挙人員が6.5%）を占めている。

#### (2) 刑法犯検挙状況

平成28年中の韓国の包括罪種等別の刑法犯検挙件数及び来日外国人全体に占める割合は、次表のとおりである（図表4-18）。

図表4-18 韓国の包括罪種等別刑法犯検挙件数

	総数 (件数)	強盗			粗暴犯	窃盗犯	侵入窃盗				非侵入 窃盗	万引き	すり	乗り物盗	知能犯	詐欺	文書 偽造	風俗犯	その他の 刑法犯
		凶悪犯	強盗	侵入強盗			侵入 窃盗	非侵入 窃盗	万引き	すり									
来日外国人 全体	9,043	146	78	10	1,081	5,452	972	3,998	2,711	48	482	865	542	119	169	1,330			
韓国	620	8	4	0	100	382	77	288	119	22	17	34	18	15	8	88			
構成比	6.9%	5.5%	5.1%	0.0%	9.3%	7.0%	7.9%	7.2%	4.4%	45.8%	3.5%	3.9%	3.3%	12.6%	4.7%	6.6%			

韓国の刑法犯検挙状況の推移をみると、19年から侵入窃盗の検挙が目立っている。検挙件数は19年をピークに20年から22年まで1,500件前後で推移していたが、その後は24年を除き、おおむね500件から600件までの間で推移している。一方、検挙人員は24年までは、おおむね500人から700人までの間で推移していたが、25年に500人を割り込み、28年は400人を下回っている。平成28年中の韓国の刑法犯検挙状況をみると、検挙件数は620件（前年比77件(14.2%)増加）、検挙人員は397人（同47人(10.6%)減少）と、前年より検挙件数は増加し、検挙人員は減少している。

#### (3) 在留資格別検挙状況

韓国の刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、「定住者」（構成比24.7%）が最も多く、次いで、「日本人の配偶者等」（同24.4%）、「短期滞在」（同16.6%）の順となっている。中国の「短期滞在」の構成比（5.4%）、ベトナムの「短期滞在」の構成比（1.2%）と比較すると、韓国の「短期滞在」の構成比は高い。

#### (4) 特徴的な動向

過去には、通貨の偽変造、武装すり団や組織的な集団密航事件等の検挙がみられたが、近年は、不法就労助長罪等の犯罪インフラ事犯の検挙が目立っている。

日本と韓国が地理的に近いなどの条件から、あらかじめ往復航空券を用意するなどした上で来日し、短期間のうちに入出国を繰り返しながら、すり、空き巣等の犯行を重ねるヒット・アンド・アウェイ型の犯罪もみられる。

#### (5) 代表的な検挙事例

##### 【事例】

##### ○ 韓国人らによる空き巣等事件（2月、大阪・奈良・京都・兵庫・熊本・愛媛・岡山・広島・愛知・福岡・佐賀・長崎・香川・警視庁・滋賀・和歌山・新潟）

韓国人の男女らは、平成16年11月から27年8月にかけて、1都2府25県の一般住宅を対象とした空き巣、ショッピングセンター等におけるすり等を繰り返し行い、現金や貴金属等を窃取していた。28年2月までに、韓国人の男女19人（不法入国、不法残留等）及び日本人の男女9

人を窃盗罪等で逮捕した。

○ **韓国人による空き巣事件（6月、神奈川）**

韓国人の男らは、平成25年10月から28年3月にかけて、1都1府5県の高級住宅等に侵入し、現金や貴金属等を窃取していた。同年3月までに、韓国人の男3人（短期滞在）を住居侵入罪及び窃盗罪で逮捕した。

○ **韓国人による金塊密輸入事件（6月、大阪）**

韓国人の女らは、平成28年4月、下着の内側に金の延べ板約30キログラムを隠し、韓国から日本に密輸入しようとしていた。同年6月、韓国人の女4人（短期滞在、特定活動）を関税法違反（無許可輸入）等で逮捕した。

**4 ブラジル人犯罪組織等の動向**

**(1) 概要**

平成28年中のブラジルの検挙は、来日外国人犯罪全体の総検挙件数が4.9%、総検挙人員が4.6%（刑法犯については検挙件数が5.5%、検挙人員が5.3%）を占めている。

**(2) 刑法犯検挙状況**

平成28年中のブラジルの包括罪種等別の刑法犯検挙件数及び来日外国人全体に占める割合は、次表のとおりである（**図表4-19**）。

**図表4-19 ブラジルの包括罪種等別刑法犯検挙件数**

	総数 (件数)	強盗			粗暴犯	窃盗犯	侵入 窃盗	非侵入 窃盗	乗車			乗り物盗	自動車盗	知能犯	詐欺	風俗犯	その他の 刑法犯
		凶悪犯	強盗	侵入強盗					部品 ねらい	車上 ねらい	万引き						
来日外国人 全	9,043	146	78	10	1,081	5,452	972	3,998	23	66	2,711	482	118	865	542	169	1,330
ブラジル	495	10	7	3	97	295	51	211	0	24	51	33	15	17	14	3	73
構成比	5.5%	6.8%	9.0%	30.0%	9.0%	5.4%	5.2%	5.3%	0.0%	36.4%	1.9%	6.8%	12.7%	2.0%	2.6%	1.8%	5.5%

ブラジルの刑法犯検挙件数全体の59.6%を窃盗が占めている。また、車上ねらいの検挙件数全体の36.4%をブラジルが占めている。

ブラジルの刑法犯検挙状況の推移をみると、27年までは自動車盗、車上ねらい及び部品ねらいといった自動車に関連する窃盗が高い数値で推移していたが、28年は大幅に減少している。

**(3) 在留資格別検挙状況**

ブラジルの刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、「定住者」（構成比73.9%）が最も多く、次いで、「日本人の配偶者等」（同17.7%）の順となっている。

**(4) 特徴的な動向**

平成2年に施行された改正入管法により、就業活動に制限のない「定住者」の在留資格が新たに創設されたことに伴い、日系ブラジル人三世等に対して「定住者」の在留資格が付与された。これを契機としてブラジル人の入国が増加し、19年末には、ブラジル人の外国人登録者数は約32万人に上り、その約半数を「定住者」が占めていた。しかし、その後の経済状況の悪化により帰国者が増加し、20年以降はブラジル人の在留者数（23年までは外国人登録者数）は減少傾向にあるが、依然としてブラジلیل人在留者の約25%を「定住者」が占めている。

ブラジル人犯罪グループは、金銭的に困窮した者や日本の生活に適應できない一部の素行不

良者が中心となって少人数で構成され、首魁を頂点としたピラミッド型ではなく、日本人を含むその他の外国人等で利害関係が一致する者と離合集散を繰り返しながら犯行に及ぶという特徴を有している。近年の犯行形態をみると、自動車盗ではブラジル人が実行犯を担当する 경우가多く、窃取した自動車の解体等は日本人やその他の外国人によって行われており、ブラジル人が盗難自動車の解体等を行うヤードを経営したり、窃取した自動車を外国へ輸出したりする例はほとんどみられない。

最近では、イモビカッター（盗難防止装置を無効にする装置）や、スマートキーの機能を悪用してエンジンを始動する装置を使用して、短時間で車両を盗み、搬送する際には偽造ナンバープレートを取り付けて追跡捜査を困難にするなど、その手口は悪質かつ巧妙化している。

#### (5) 代表的な検挙事例

##### 【事例】

##### ○ ブラジル人らによる普通貨物自動車等を対象とした自動車盗事件（11月、警視庁）

ブラジル人の男らは、平成26年1月から28年9月にかけて、東京都、埼玉県等において、イモビカッター等を使用して普通貨物自動車等を対象とした自動車盗を敢行し、ヤードで解体して転売していた。同年11月、ブラジル人の男2人（定住者）及び日本人の男2人を窃盗罪で逮捕した。

## 5 ナイジェリア人犯罪組織等の動向

### (1) 概要

平成28年中のナイジェリアの検挙は、来日外国人犯罪全体の総検挙件数が1.2%、総検挙人員が0.4%（刑法犯については検挙件数が1.7%、検挙人員が0.3%）を占めている。

### (2) 刑法犯検挙状況

平成28年中のナイジェリアの包括罪種等別の刑法犯検挙件数及び来日外国人全体に占める割合は、次表のとおりである（図表4-20）。

図表4-20 ナイジェリアの包括罪種等別刑法犯検挙件数

	総数 (件数)	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	侵入窃盗			万引き	乗り物盗	自動車盗	知能犯	詐欺	支払用 カード偽造	風俗犯	その他の 刑法犯
					侵入 窃盗	非侵入 窃盗									
来日外国人 全 体	9,043	146	1,081	5,452	972	3,998	2,711	482	118	865	542	167	169	1,330	
ナイジェリア	154	3	7	6	2	3	1	1	1	129	64	65	3	6	
構成比	1.7%	2.1%	0.6%	0.1%	0.2%	0.1%	0.04%	0.2%	0.8%	14.9%	11.8%	38.9%	1.8%	0.5%	

ナイジェリアの刑法犯検挙状況の推移をみると、検挙件数は知能犯が増加した平成19年から21年を除き、ほぼ横ばいで推移していたが、27年は窃盗犯の増加、28年は知能犯の増加により、過去10年間でみると高い数値となっているが、検挙人員に大きな変化は見られない。

28年中の詐欺の検挙件数は64件（前年比40件(166.7%)増加）、支払用カード偽造の検挙件数は65件（同50件(333.3%)増加）と、いずれも前年より増加している。

### (3) 在留資格別検挙状況

ナイジェリアの刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、「日本人の配偶者等」（構成比61.9%）



が最も多く、次いで「定住者」(9.5%)の順となっている。

#### (4) 特徴的な動向

ナイジェリア人の在留者は、既に在留している同国人等を頼りに「短期滞在」等で来日した後、日本人との結婚により「日本人の配偶者等」、「永住者」等の就労制限のない在留資格を取得するなどして、日本での生活基盤を構築しているケースが多い。

来日外国人犯罪全体に占めるナイジェリアの割合は高くはないが、過去の検挙事例をみると、国際的なマネー・ローンダリング事犯、海外への不正輸出を目的とした組織的な自動車盗事件、海外からの薬物密輸事件等、海外の犯罪組織との関係がうかがわれる。

#### (5) 代表的な検挙事例

##### 【事例】

##### ○ ナイジェリア人らによる自動車リサイクル法違反等事件（11月、兵庫）

ナイジェリア人の男は、古物商を営むヤード内において無許可で使用済自動車を解体した上、解体許可を有する日本人が適正に解体したように装い、偽造書類で通関手続を行って海外に輸出していた。平成28年12月までに、ナイジェリア人の男1人（日本人の配偶者等）及び日本人の男2人を自動車リサイクル法違反（無許可解体）及び私電磁的記録不正作出・同供用罪で逮捕した。

## 第4 犯罪インフラ事犯等の現状

### 1 犯罪インフラ事犯

#### (1) 概要

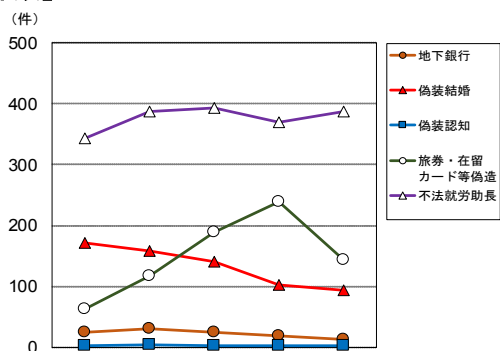
犯罪インフラとは、犯罪を助長し、又は容易にする基盤のことをいう。外国人に係る犯罪インフラ事犯には、地下銀行、偽装結婚、偽装認知、旅券・在留カード等偽造、不法就労助長等が挙げられる。偽装結婚、偽装認知及び不法就労助長には、相当数の日本人や永住者等の定着居住者が深く関わっており、不法滞在者等を利用して利益を得る構図がみられる。

#### (2) 検挙状況

犯罪インフラ事犯の検挙件数の推移をみると、地下銀行はおおむね20件から30件までの間で推移していたが、平成28年は減少している。偽装結婚は、日本国内における継続的な就労等を目的に「日本人の配偶者等」等の在留資格を取得するための手段であるが、ブローカー等への報酬等として数百万円の費用がかかるとされていることなどから、近年、減少傾向にある一方、会社での雇用実態がないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を提出するなどして不正に在留資格を取得する事例がみられる。偽装認知は3件前後で推移している。旅券・在留カード等偽造は、24年の入管法改正による在留カードの導入以降増加していたが、28年は減少に転じている。在留カードは、外国人が不動産賃貸や口座開設等各種契約を行う際の身分証明に使用されており、就労するために正規滞在を装ったり、就労可能な在留資格を偽装したりするために利用されている。また、近年、国外から偽造された在留カードが国際郵便等で送られてくる事例がみられる。不法就労助長はおおむね300件から400件までの間で推移している（図表4-21）。

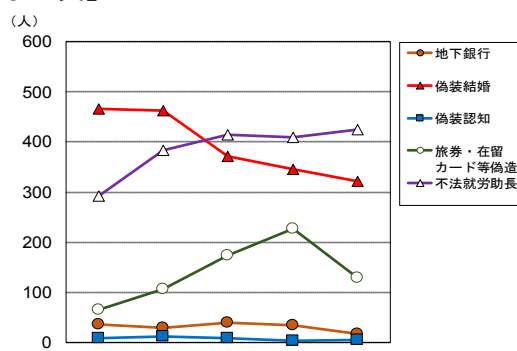
図表4-21 犯罪インフラ事犯の検挙状況の推移

#### 【検挙件数】



	H24	H25	H26	H27	H28	増減数	増減率
総 数	604	697	750	733	640	-93	-12.7%
地下銀行	24	30	24	19	13	-6	-31.6%
偽装結婚	172	158	141	102	93	-9	-8.8%
偽装認知	3	4	3	3	3	0	0.0%
旅券・在留カード等偽造	62	117	189	239	143	-96	-40.2%
不法就労助長	343	388	393	370	388	18	4.9%

#### 【検挙人員】



	H24	H25	H26	H27	H28	増減数	増減率
総 人 員	868	992	1,009	1,019	898	-121	-11.9%
地下銀行	36	29	40	34	17	-17	-50.0%
偽装結婚	466	462	371	345	322	-23	-6.7%
偽装認知	8	12	9	3	5	2	66.7%
旅券・在留カード等偽造	65	106	174	227	129	-98	-43.2%
不法就労助長	293	383	415	410	425	15	3.7%

※この統計には日本人を含む。

## ア 地下銀行

地下銀行とは、法定の資格のない者が、報酬を得て国外送金を代行することなどをいい、その行為は、銀行法等に抵触する。

### (7) 平成28年中の検挙状況

平成28年中における地下銀行の検挙件数は13件（前年比6件(31.6%)減少）、検挙人員は17人（同17人(50.0%)減少）と、いずれも前年より減少している。検挙人員を国籍等別にみると、ベトナム15人、フィリピン1人、タイ1人となっている。

なお、日本人の検挙はない。

### (4) 代表的な検挙事例

#### 【事例】

##### ○ ベトナム人による地下銀行等事件（11月、静岡）

ベトナム人の男女らは、平成24年頃から28年11月にかけて、東京都、千葉県、埼玉県等のベトナム人から送金依頼を受けて、約2億3,000万円をベトナムへ不正送金していた。28年11月までに、ベトナム人の男女4人（定住者、永住者、永住者の配偶者等）を銀行法違反（無免許営業）等で、日本人の男1人を詐欺罪で逮捕した。

## イ 偽装結婚

偽装結婚とは、「日本人の配偶者等」等の在留資格を得る目的で、日本人等との間で、婚姻の意思がないのに市区町村に内容虚偽の婚姻届を提出することなどをいい、その行為は、電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪等に当たる。

### (7) 平成28年中の検挙状況

平成28年中における偽装結婚の検挙件数は93件（前年比9件(8.8%)減少）、検挙人員は322人（同23人(6.7%)減少）と、いずれも前年より減少している。検挙人員を国籍等別にみると、中国64人、フィリピン39人、ベトナム28人等となっている。

なお、日本人の検挙は168人である。

### (4) 代表的な検挙事例

#### 【事例】

##### ○ フィリピン人らによる偽装結婚等事件（7月、愛知）

飲食店を経営する日本人の男らは、同店で働くフィリピン人の女に「日本人の配偶者等」の在留資格を取得させる目的で、日本人の男をあっせんして偽装結婚させていた。平成28年7月までに、偽装結婚をあっせんしていた日本人の男2人並びに偽装結婚の当事者である日本人の男2人及びフィリピン人の女2人（日本人の配偶者等）を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で逮捕した。また、偽装結婚をあっせんしていた飲食店経営者ら日本人の男2人を風営適正化法違反（無許可営業、名義貸し）で逮捕した。

##### ○ 中国人らによる偽装結婚事件（11月、京都）

解体リサイクル会社を経営する日本人の男らは、同社で勤務する中国人の女に「日本人の配偶者等」の在留資格を取得させる目的で、日本人の男をあっせんして偽装結婚させていた。平成28年12月までに、偽装結婚をあっせんしていた日本人の男1人及び中国人の男1人（日本人の配偶者等）並びに偽装結婚の当事者である日本人の男1人及び中国人の女1人（日本人の配偶者等）を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で逮捕した。

## ウ 偽装認知

偽装認知とは、不法滞在等の外国人女性が、外国人男性との間に出生した子等に日本国籍を取得させるとともに、自らも長期の在留資格を取得する目的で、市区町村に日本人男性を父親とする内容虚偽の認知届等を提出することをいい、その行為は、電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪等に当たる。

### (7) 平成28年中の検挙状況

平成28年中における偽装認知の検挙件数は3件（増減なし）、検挙人員は5人（前年比2人(66.7%)増加）と、前年より検挙人員が増加している。検挙人員を国籍等別にみると、フィリピン1人、ベトナム1人となっている。

なお、日本人の検挙は3人である。

### (4) 代表的な検挙事例

#### 【事例】

##### ○ フィリピン人らによる偽装認知事件（2月、岐阜）

フィリピン人の女と日本人の男は、同女と氏名不詳者との間に生まれた子供に日本国籍を取得させる目的で、同人らの間に生まれた子供として内容虚偽の認知届を役所に提出していた。平成28年2月、フィリピン人の女1人（不法在留）及び日本人の男1人を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で逮捕した。

##### ○ ベトナム人らによる偽装認知事件（11月、三重）

ベトナム人の女と日本人の男は、同女と氏名不詳者との間に生まれた子供に日本国籍を取得させる目的で、同人らの間に生まれた子供として内容虚偽の認知届を役所に提出し、更に内容虚偽の国籍取得届を地方法務局に提出していた。平成28年11月までに、ベトナム人の女1人（日本人の配偶者等）及び日本人の男1人を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪、国籍法違反（虚偽の国籍取得届）で逮捕した。

## エ 旅券・在留カード等偽造

旅券・在留カード等偽造とは、外国人が正規の出入国者、滞在者、運転資格保持者、就労資格保持者等を装う目的で、旅券、在留カード、運転免許証その他の身分証明書等を偽造し、又は行使することをいい、その行為は、有印公文書偽造・同行使罪等に当たる。

### (7) 平成28年中の検挙状況

平成28年中における旅券・在留カード等偽造の検挙件数は143件（前年比96件(40.2%)減少）、検挙人員は129人（同98人(43.2%)減少）と、いずれも前年より減少している。検挙人員を国籍等別にみると、中国79人、ベトナム25人、インドネシア18人等となっている。

なお、日本人の検挙はない。

### (4) 代表的な検挙事例

#### 【事例】

##### ○ インドネシア人らによる入管法違反（在留カード偽造等）事件（7月、滋賀）

インドネシア人の男らは、知人を通じて中国人の男に依頼して中国から国際貨物で偽造在留カード（「永住者」「定住者」の表記）を入手した上、勤務先の人材派遣会社に提示して働いていた。平成28年7月までに、インドネシア人の男4人（永住者、不法残留）及び中国人の男女2人（不法残留）を入管法違反（在留カード偽造、偽造在留カード行使、不法残留等）で逮

捕した。

#### ○ ベトナム人による入管法違反（偽造在留カード行使等）事件（8月、福島）

ベトナム人の男らは、「留学」、「技能実習」の在留資格で入国した後に不法残留となっていた。平成28年7月、ベトナム人の男2人（不法残留）を入管法違反（不法残留）で逮捕した。その後の捜査により、ベトナム人の男2人については、知人の中国人に依頼するなどして入手した偽造在留カード（「永住者」「日本人の配偶者等」の表記）を勤務先の人材派遣会社に提示して働いていた事実が判明したことから、同年8月、入管法違反（偽造在留カード行使）で逮捕した。

#### ○ 中国人による入管法違反（偽造在留カード收受等）等事件（9月、愛知）

中国人の男は、不法残留者等から依頼を受け、中国から国際郵便で偽造在留カード（「定住者」の表記）を中国雑貨店に送らせて受け取っていた。平成28年9月までに、偽造在留カードを受け取っていた中国人の男1人（不法残留）を入管法違反（偽造在留カード收受等）で、中国人の男女4人（技能実習、不法残留）を入管法違反（偽造在留カード所持、資格外活動、不法残留）で、日本人の女1人を入管法違反（不法残留）で逮捕した。また、中国人の男女2人を工場にあっせんしていた中国人の男3人（永住者）を入管法違反（偽造在留カード行使、不法就労あっせん）で、中国雑貨店で医薬品を販売していた中国人の女1人（永住者）を医薬品医療機器法違反（無許可販売目的陳列・貯蔵）で逮捕した。

### オ 不法就労助長

不法就労助長とは、就労資格のない来日外国人を不法に就労させ、又は不法就労をあっせんすることなどをいい、その行為は、入管法、職業安定法、労働者派遣法、労働基準法等に抵触する。

#### (7) 平成28年中の検挙状況

平成28年中における不法就労助長の検挙件数は388件（前年比18件(4.9%)増加）、検挙人員は425人（同15人(3.7%)増加）と、いずれも前年より増加している。検挙人員を国籍等別にみると、中国58人、韓国22人、フィリピン17人等となっている。

なお、日本人の検挙は276人である。

#### (4) 代表的な検挙事例

##### 【事例】

#### ○ 人材派遣会社における入管法違反（不法就労助長等）事件（5月、群馬）

人材派遣会社を経営するバングラデシュ人の男は、「技能実習」の在留資格で入国した後に不法残留となったベトナム人の男をプラスチック部品塗装の工場に派遣し、工員として働かせていた。平成28年5月までに、経営者のバングラデシュ人の男1人（永住者）を入管法違反（不法就労助長）で、工員のベトナム人の男1人（不法残留）を入管法違反（不法残留、偽造在留カード行使）で逮捕した。

#### ○ 簡易宿泊施設における入管法違反（不法就労助長等）事件（10月、北海道）

簡易宿泊施設を経営する日本人の男らは、「短期滞在」の在留資格で入国したマレーシア人と中国人の女に対し、宿泊料を免除する代わりに、従業員として宿泊施設内の清掃やベッドメイキングなどの業務をさせていた。平成28年10月、経営者の日本人の男1人並びに従業員のルクセンブルク人の男1人（日本人の配偶者等）及び日本人の女1人を入管法違反（不法就労助長）で、従業員として働いていたマレーシア人の女1人（短期滞在）及び中国人の女1人（短期滞在）を入管法違反（無許可活動）で逮捕した。

○ **建築会社における入管法違反（不法就労助長等）事件（10月、熊本）**

建築会社を経営する日本人の男は、「短期滞在」の在留資格で入国した後に不法残留となったタイ人の男女らを建築・解体作業員として雇い入れ、熊本地震で被災した家屋の屋根瓦修復、解体作業等に従事させていた。平成28年10月、経営者の日本人の男1人を入管法違反（不法就労助長）で、建築・解体作業員のタイ人の男女11人（不法残留）を入管法違反（不法残留）で逮捕した。

○ **日本語学校における入管法違反（不法就労助長等）事件（11月、福島）**

日本語学校を経営する日本人の男女は、「留学」の在留資格で入国し、同校に入学したネパール人留学生の男女らに対し、アルバイト先を紹介し、就労可能時間を超える不法就労活動をさせていた。平成28年11月までに、日本語学校経営者の日本人の男女2人を入管法違反（不法就労助長）で、留学生のネパール人の男女3人（留学）を入管法違反（資格外活動）で逮捕した。

○ **日本語学校における入管法違反（不法就労助長等）事件（11月、群馬・栃木）**

日本語学校を経営する日本人の男は、「留学」の在留資格で入国し、同校に入学したベトナム人留学生の男らを、別に経営する人材派遣会社の派遣労働者として、愛玩動物の飼育及び販売をする会社の工場に派遣し、就労可能時間を超える不法就労活動をさせていた。平成28年11月、日本語学校経営者の日本人の男1人を入管法違反（不法就労助長）で、留学生のベトナム人の男2人（留学）を入管法違反（資格外活動）で逮捕した。

**カ その他の犯罪インフラ事犯**

以上の5類型の犯罪インフラ事犯のほか、以下のような事件を検挙している。

**【事例】**

○ **タイ人による道路運送法違反事件（7月、栃木）**

タイ人の女は、飲食店でホステスとして働くタイ人らを送迎し、無許可でタクシー業を営んでいた。平成28年7月、タイ人の女1人（定住者）を道路運送法違反（無許可一般乗用旅客自動車運送事業）で検挙した。

○ **ベトナム人による医療品医療機器法違反等事件（10月、広島）**

ベトナム人の男は、医薬品を販売するに当たり、既に帰国しているベトナム人名義の口座を使用して顧客からの代金を振り込ませ受け取っていた。平成28年10月までに、ベトナム人の男女2人（留学、永住者の配偶者等）を犯罪収益移転防止法違反（口座譲り受け、譲り渡し）で逮捕した。ベトナム人の男1人については、医薬品販売業の許可を受けずに自宅に大量の医薬品を貯蔵しており、医療品医療機器法違反（無許可販売目的貯蔵）で逮捕した。さらに、ベトナム在住の首魁からSNSで指示を受けた先へ医薬品を郵送販売していたため同法違反（無許可販売）で追送致した。

○ **ガーナ人らによる入管法違反（資格外活動幫助等）事件（12月、警視庁）**

広告業等の会社を経営するガーナ人の男は、「留学」の在留資格で入国したネパール人の男らに対し、就労可能な在留資格を取得させる目的で、自己の経営する会社で雇用している旨の内容虚偽の雇用契約書を提供し、入国管理局から就労可能な在留資格を取得させ、同人らの資格外活動を幫助していた。平成28年12月までに、ガーナ人の男1人（経営・管理）及びネパール人の男4人（技術・人文知識・国際業務）を入管法違反（資格外活動）及び同幫助で逮捕した。

## 第5 主要検挙事件

### 1 凶悪事件

#### (1) 殺人事件

##### 【事例】

##### ○ ベトナム人による殺人事件（7月、愛知）

ベトナム人の男は、平成28年7月、自宅前において、口論となった同居人のベトナム人男性の首を包丁で刺して殺害した。同月、ベトナム人の男1人（技能実習）を殺人罪で逮捕した。

##### ○ 中国人による殺人事件（10月、愛知）

中国人の男は、平成28年10月、知人の中国人女性宅前において、同女の首などをはさみで切りつけ殺害した。同月、中国人の男1人（技能実習）を殺人罪で逮捕した。

##### ○ 中国人による殺人等事件（11月、警視庁）

中国人の男は、平成28年11月、被害者居住のアパート通路上において、元交際相手と同居する中国人女性の首を刃物で刺すなどして殺害した。同月、元交際相手の携帯電話に脅迫メッセージを送ったとして中国人の男1人（留学）を脅迫罪で逮捕し、その後、殺人罪で再逮捕した。

#### (2) 強盗事件

##### 【事例】

##### ○ ブラジル人による緊縛強盗事件（2月、大阪）

ブラジル人の女は、平成28年2月、SNSで知り合ったブラジル人の男2人に強盗を指示し、知人のブラジル人女性宅に押し入らせ、同女に対して包丁を突きつけてガムテープで緊縛し、キャッシュカード2枚を強取した。同月、強盗を指示したブラジル人の女1人（定住者）及び強盗を実行したブラジル人の男2人（定住者）を強盗罪で逮捕した。

##### ○ 中国人らによる昏酔強盗等事件（6月、警視庁）

飲食店を経営する中国人の男らは、平成27年9月から同年10月にかけて、酔客に声をかけて店内に連れ込み、泥酔させた上で財布からクレジットカードを抜き取り、別の店舗のC A T端末を使うなどして飲食代金の高額決済を行い、不法な利益を得ていた。28年6月までに、飲食店経営の中国人の男1人（日本人の配偶者等）及び会社員の日本人の男2人のほか、日本人の女2人及び中国人の女5人（永住者、定住者、日本人の配偶者等）を昏酔強盗罪、電子計算機使用詐欺罪、窃盗罪等で逮捕した。

##### ○ 韓国人による強盗事件（9月、警視庁）

韓国人の男は、平成28年8月、酒に酔った日本人女性をホテルに連れ込み、同女の頭を殴るなどして現金を強取した。同年9月、韓国人の男1人（短期滞在）を強盗罪で逮捕した。

## 2 窃盗事件

### (1) 組織的侵入窃盗事件

#### 【事例】

#### ○ コロンビア人による空き巣事件（1月、警視庁）

コロンビア人の男女は、平成27年12月、東京都、神奈川県及び千葉県的一般住宅に侵入し、現金や貴金属等を窃取していた。28年1月、コロンビア人の男女2人（短期滞在）を住居侵入罪及び窃盗罪で逮捕した。

#### ○ モンゴル人による忍込み事件（3月、警視庁）

モンゴル人の男らは、平成28年2月、東京都のマンションの一室に忍び込み、キャリーケース等を窃取していた。同年3月、モンゴル人の男4人（留学）を住居侵入罪及び窃盗罪で逮捕した。

#### ○ ペルー人による空き巣事件（4月、警視庁）

ペルー人の男らは、平成28年3月、東京都的一般住宅に侵入し、現金や貴金属等を窃取していた。同月、ペルー人の男3人（定住者）を住居侵入罪及び窃盗罪で逮捕した。

#### ○ 中国（台湾）人による空き巣事件（9月、警視庁）

中国（台湾）人の男らは、平成26年5月から28年9月にかけて、東京都的一般住宅に侵入し、現金や貴金属等を窃取していた。同月、中国（台湾）人の男2人（短期滞在）を住居侵入罪及び窃盗罪で逮捕した。

### (2) 組織的自動車盗事件

#### 【事例】

#### ○ カメルーン人によるトラックを対象とした自動車盗事件（10月、埼玉）

カメルーン人の男らによる自動車盗グループは、平成28年7月から同年10月にかけて、埼玉県の会社敷地内等において、クレーン付きトラックを対象とした自動車盗を敢行し、ヤードで解体して転売していた。同月、カメルーン人の男2人（日本人の配偶者等、特定活動）を窃盗罪で逮捕した。

#### ○ タイ人らによる小型乗用車を対象とした自動車盗事件（10月、警視庁）

タイ人の男らによる自動車盗グループは、平成26年9月から28年9月にかけて、東京都、千葉県及び神奈川県のマンション駐車場等において、小型乗用車を対象とした自動車盗を敢行し、ヤードで解体して海外に輸出していた。同年10月、タイ人の男1人（定住者）及び日本人の男3人を窃盗罪で逮捕した。

#### ○ ベトナム人らによるホイールローダー等を対象とした自動車盗事件（10月、静岡）

ベトナム人の男らによる自動車盗グループは、平成27年12月から28年5月にかけて、静岡県、愛知県、山梨県等において、ホイールローダー等を対象とした自動車盗を敢行していた。同年10月までに、ベトナム人の男7人（不法残留、短期滞在、特定活動、永住者）及び日本人の男1人を窃盗罪等で逮捕した。



### (3) その他の窃盗事件

#### 【事例】

##### ○ ペルー人によるブランド品買取・販売店を対象とした窃盗事件（1月、大阪）

ペルー人の親子らは、平成27年4月から同年10月にかけて、1都1府9県のブランド品買取・販売店において、用意した鍵でショーケースを開錠し、高級腕時計や貴金属等を窃取し、三重県内の質屋等に売却していた。28年1月までに、ペルー人の男女4人（定住者、永住者）を窃盗罪で逮捕した。

##### ○ 中国（台湾）人によるオートバイ盗事件（2月、神奈川）

中国（台湾）人の男らは、平成25年7月から27年10月にかけて、神奈川県、東京都、千葉県等において、大型オートバイを窃取していた。28年2月までに、中国（台湾）人の男2人（日本人の配偶者等、短期滞在）を窃盗罪で逮捕した。

##### ○ 中国人による詐欺盗事件（4月、警視庁）

中国人の男女らは、平成27年4月から28年1月にかけて、「霊が取りついている」等と通行人に声をかけ、除霊名目で預かった現金を窃取していた。同月、中国人の男女2人（短期滞在）を窃盗罪で逮捕した。

##### ○ チリ人による窃盗事件（5月、警視庁）

チリ人の男らは、平成28年5月、東京都の銀行に設置されている現金自動預払機において現金を払い出した被害者が止めた車の周囲に、ドル紙幣をまいて声をかけ、被害者が拾っている隙に車の後部座席から現金の入った鞆を窃取した。同月、チリ人の男2人（短期滞在）を窃盗罪で逮捕した。

##### ○ ベトナム人によるメロンを対象とした窃盗事件（6月、千葉）

ベトナム人の男らは、平成28年6月、千葉県の畑から大量のメロンを窃取していた。同月、ベトナム人の男6人（技能実習、留学、特定活動、不法残留）を窃盗罪で逮捕した。

##### ○ ベトナム人によるドラッグストア対象の窃盗事件（7月、広島）

ベトナム人の男らは、故買屋のベトナム人からSNSで化粧品等の買取のあっせんを受け、平成28年6月から同年7月にかけて、ドラッグストアにおいて磁気ネックレス、健康食品、化粧品等を窃取し、故買屋へ盗品を送付していた。同年8月までに、万引き実行犯のベトナム人の男2人（家族滞在、不法残留）を窃盗罪で逮捕し、故買屋が受け取った盗品はベトナム等へ輸出するなど組織的に売却している実態が判明した。

### 3 カード犯罪

#### 【事例】

##### ○ ロシア人による偽造クレジットカード使用詐欺等事件（5月、新潟・富山）

ロシア人の男は、平成27年5月から28年5月にかけて、高速道路の料金所において、偽造クレジットカードを使用して通行料の支払いを免れ、財産上不法の利益を得ていた。同月、ロシア人の男1人（短期滞在）を詐欺罪及び不正作出支払用カード電磁的記録供用罪で逮捕した。

##### ○ 中国人による偽造クレジットカード等使用払出盗等事件（6月、警視庁・滋賀・北海道・宮城・栃木・三重・和歌山）

中国人の男らは、平成27年12月、滋賀県、宮城県及び群馬県のショッピングセンターに設置されている現金自動預払機において、偽造クレジットカード等を使用して現金を不正に払

い出し、窃取していた。28年6月までに、中国人の男7人（定住者、技能、永住者、永住者の配偶者等）を窃盗罪、不正作出支払用カード電磁的記録供用罪等で逮捕した。

○ **中国人による偽造クレジットカード使用詐欺等事件（9月、警視庁）**

中国人の男女らは、平成28年1月から同年5月にかけて、東京都、千葉県、埼玉県等のコンビニエンスストア等において、偽造クレジットカードを使用して医薬品、タバコ等をだまし取っていた。同年9月までに、中国人の男女9人（不法残留、留学、経営・管理、定住者）を詐欺罪、不正作出支払用カード電磁的記録供用罪等で逮捕した。

○ **中国人による偽造クレジットカード使用詐欺等事件（10月、香川）**

中国人の男らは、平成28年7月、香川県及び静岡県の家電量販店において、偽造クレジットカードを使用してパソコン、タブレット端末、デジタルカメラ等をだまし取っていた。同年10月までに、中国人の男女3人（不法残留、留学）を詐欺罪等で逮捕した。

○ **中国（台湾）人による偽造デビットカード等使用払出盗等事件（11月、警視庁）**

中国（台湾）人の男らは、平成28年5月から同年10月にかけて、東京都の銀行に設置されている現金自動預払機において、偽造デビットカード等を使用して現金を不正に払い出し、窃取していた。同年11月までに、中国（台湾）人の男4人（短期滞在）を窃盗罪、不正作出支払用カード電磁的記録供用罪等で逮捕した。

#### 4 詐欺事件

**【事例】**

○ **中国人による携帯電話機詐欺等事件（3月、岡山）**

中国人の夫婦らは、偽造国民健康保険被保険者証を用いて他人になりすまして携帯電話機10台をだまし取り、買取店に持ち込んで売却していた。平成28年3月までに、中国人の男女3人（永住者、定住者、技術・人文知識・国際業務）を詐欺罪及び組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で逮捕した。

○ **中国人による他人名義のクレジットカード情報を不正利用した詐欺等事件（11月、神奈川・千葉・警視庁）**

中国人の男女らは、他人名義のクレジットカード情報を不正に利用してインターネット通販会社に対して商品の購入を申し込み、荷受役が宛先人になりすまして署名するなどして、配送された商品をだまし取っていた。平成28年11月までに、指示・回収役の中国人の男女4人（留学、人文知識・国際業務）を詐欺罪、窃盗罪、建造物侵入罪等で、荷受役の中国人の男3人（留学）を詐欺罪、窃盗罪、建造物侵入罪、私印偽造罪等で逮捕した。

○ **中国人によるネットバンク対象の電子計算機使用詐欺等事件（11月、警視庁）**

中国人の男らは、不正に入手した口座情報等を使用してネット口座に不正アクセスし、他人名義の口座に送金していた。平成28年11月、中国人の男4人（不法残留、永住者、経営・管理）を電子計算機使用詐欺罪及び組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で逮捕した。

## 5 その他の刑法犯

### 【事例】

#### ○ ネパール人による強制わいせつ致傷等事件（4月、警視庁）

ネパール人の男は、平成27年2月から同年10月にかけて、女性に対してわいせつ行為を繰り返して行っていた。28年4月までに、ネパール人の男1人（特定活動）を強制わいせつ致傷罪等で逮捕した。

#### ○ 中国人による偽造有印公文書行使事件（5月、警視庁）

中国人の女は、民事訴訟で決定した賠償金の支払いに応じない相手に対する強制執行を申し立てる際、賠償金額を書き換えた偽造の判決文を裁判所に郵送していた。平成28年5月、中国人の女1人（日本人の配偶者等）を偽造有印公文書行使罪で逮捕した。

#### ○ ベトナム人による強制わいせつ事件（5月、京都）

ベトナム人の男は、平成28年5月、高速バス車内において、隣に座っていた女性に対してわいせつ行為を行っていた。同月、ベトナム人の男1人（留学）を強制わいせつ罪で逮捕した。

#### ○ ベトナム人による強制わいせつ致傷等事件（7月、警視庁）

ベトナム人の男は、平成28年1月から同年5月にかけて、女性に対してわいせつ行為を繰り返して行っていた。同年7月までに、ベトナム人の男1人（留学）を強制わいせつ致傷罪等で逮捕した。

#### ○ アメリカ人による建造物損壊等事件（9月、警視庁）

アメリカ人の男らは、平成28年9月、店舗のシャッター等にスプレー式の塗料を吹き付けて絵や文字を描き、建造物等を損壊していた。同月、アメリカ人の男4人（短期滞在）を建造物損壊罪等で逮捕した。

## 6 不法入国事犯

### 【事例】

#### ○ インドネシア人による不法入国等事件（9月、愛知）

インドネシア人の夫婦は、他人名義の旅券を使用してインドネシアから中部国際空港又は関西国際空港に到着して不法に入国していた。平成28年7月までに、インドネシア人の男女2人（不法在留）を入管法違反（不法在留）で逮捕した。また、同人らは入手した偽造在留カード（「永住者」の表記）を人材派遣会社に提示して面接を受けるなどしていたことから、入管法違反（偽造在留カード行使等）で逮捕した。

#### ○ インドネシア人による不法上陸事件（10月、宮城）

貨物船の船員であるインドネシア人の男らは、平成28年10月、宮城県の港に入港した際、入国審査官から上陸の許可を受けずに不法に本邦に上陸した。同月、インドネシア人の男3人を入管法違反（不法上陸）で逮捕した。

## 7 薬物事犯

### (1) 密売・所持・使用事犯

#### 【事例】

##### ○ イラン人による覚醒剤密売事件（4月、愛知）

イラン人の男らは、覚醒剤を顧客に密売していた。平成28年4月までに、イラン人の男2人（不法在留）を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡）で逮捕した。

##### ○ ベトナム人及び暴力団員らによる営利目的大麻栽培事件（4月、兵庫）

ベトナム人の男及び暴力団員である日本人の男らは、一般民家で大麻を栽培していた。平成28年4月までに、ベトナム人の男2人（定住者）、日本人の男1人及び暴力団員である日本人の男1人を大麻取締法違反（営利目的栽培）で逮捕した。

##### ○ アメリカ人プロバスケットボール選手による大麻取締法違反事件（4月、香川）

プロバスケットボール選手のアメリカ人の男は、自宅において乾燥大麻を所持していた。平成28年4月、アメリカ人の男1人（興行）を大麻取締法違反（所持）で逮捕した。

### (2) 密輸入事犯

#### 【事例】

##### ○ バングラデシュ人による大麻密輸入事件（4月、大分）

バングラデシュ人の男らは、国際郵便を利用してバングラデシュ人民共和国から大麻を密輸入しようとしていた。平成28年4月、バングラデシュ人の男3人（留学）を麻薬特例法違反（規制薬物としての所持）で逮捕した。

##### ○ メキシコ人による覚醒剤密輸入事件（5月、愛知）

メキシコ人の男は、覚醒剤約2.9キログラムをスーツケース内に隠匿し、メキシコ合衆国から密輸入しようとしていた。平成28年5月、メキシコ人の男1人（短期滞在）を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）及び関税法違反（禁止貨物の輸入未遂）で逮捕した。

##### ○ 中国（台湾）人による覚醒剤密輸入事件（8月、警視庁・神奈川）

中国（台湾）人の男らは、覚醒剤をLED照明器具の内部に隠匿し、中国から貨物船で密輸入していた。平成28年8月までに、中国（台湾）人の男4人（短期滞在）、中国人の男1人（経営・管理）及び日本人の男1人を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕するとともに、覚醒剤約168.4キログラムを押収した。

##### ○ ブラジル人による大麻密輸入事件（8月、愛知）

ブラジル人の男は、大麻を所携のパスポートケース内に隠匿し、密輸入しようとしていた。平成28年8月、ブラジル人の男1人（定住者）を大麻取締法違反（輸入）で逮捕した。

##### ○ 中国（台湾）人による覚醒剤密輸入事件（9月、神奈川）

中国（台湾）人の男女は、覚醒剤を約180個のリュックサックに分けて隠匿し、段ボール箱に詰めて国際郵便を使って密輸入しようとしていた。平成28年9月、中国（台湾）人の男女2人（短期滞在）を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕するとともに、覚醒剤約35.6キログラムを押収した。

## 8 その他の特別法犯

### 【事例】

#### ○ フィリピン人による食品衛生法違反事件（1月、群馬）

フィリピン人の男は、危険ドラッグの代替品として使用されているカートリッジ式小型ボンベに入った亜酸化窒素（通称「シバガス」）をインターネットオークションを通じて販売していた。平成28年1月までに、フィリピン人の男1人（定住者）を食品衛生法違反（規格基準に合わない添加物の販売）で逮捕した。

#### ○ アメリカ人による児童ポルノ製造事件（3月、神奈川）

アメリカ人の男は、インターネットを通じて知り合った女子児童を自宅に連れ込み、児童ポルノを製造していた。平成28年3月までに、アメリカ人の男1人（短期滞在）を児童買春、児童ポルノ禁止法違反（製造）で逮捕した。

#### ○ 中国人による風営適正化法違反事件（6月、石川）

禁止区域で風俗店を経営する中国人の女は、同店舗において性的サービスを提供していた。平成28年6月までに、中国人の女2人（日本人の配偶者等、永住者）を風営適正化法違反（禁止区域における営業）で逮捕した。

#### ○ フィリピン人らによる風営適正化法違反事件（6月、岐阜）

無許可で風俗店を経営する日本人の男は、店舗の外観及び看板等により「洋風居酒屋」を装った同店舗において、フィリピン人ホステス数人を稼働させていた。平成28年6月、経営者の日本人の男1人及び従業員として稼働していたフィリピン人の女1人（定住者）を風営適正化法違反（無許可営業）で逮捕した。

#### ○ 韓国人らによる商標法違反事件（11月、警視庁）

韓国人の女らは、経営する服飾雑貨販売店において、有名ブランドの文字に類似するものを付した財布を販売目的で所持していた。平成28年11月、韓国人の女1人（日本人の配偶者等）及び日本人の男1人を商標法違反（侵害とみなす行為）で逮捕した。

#### ○ 中国人らによる風営適正化法違反事件（11月、滋賀）

禁止地域で風俗店を経営する中国人の男らは、同店舗において中国人の女らに性的サービスの提供をさせていた。平成28年11月、経営者の中国人の男1人（日本人の配偶者等）及び日本人の女1人並びに従業員の中国人の女2人（日本人の配偶者等、技能実習）を風営適正化法違反（禁止地域における営業）及び同幫助で逮捕した。また、上記中国人の女1人を店員として働かせていた経営者の中国人の男1人及び日本人の女1人を入管法違反（不法就労助長）で検挙した。

#### ○ 中国人による商標法違反事件（11月、熊本）

中国人の男は、インターネットのオークションサイトを利用して、有名ブランドの偽物の財布を販売していた。平成28年11月、中国人の男1人（定住者）を商標法違反（侵害とみなす行為）で逮捕した。